

熊本市の情報公開と個人情報保護

令和7年度（2025年度）運用状況報告書

熊 本 市

目 次

I 情報公開制度のあらまし

1 情報公開制度の意義	1
2 情報公開制度の概要	1
3 情報公開窓口	3

II 情報公開制度の運用状況

1 開示請求の処理状況	5
(1) 開示請求件数及びその処理状況	5
(2) 実施機関別の処理状況	6
(3) 不開示理由の適用状況	7
2 審査請求の処理状況	7
3 答申一覧	8

III 個人情報保護制度のあらまし

1 個人情報保護制度の意義	10
2 個人情報保護制度の概要	10

IV 個人情報保護制度の運用状況

1 開示請求の処理状況	13
(1) 開示請求件数及びその処理状況	13
(2) 実施機関別の処理状況	14
(3) 不開示理由の適用状況	15
2 訂正請求の状況	15
3 利用停止請求の状況	15
4 審査請求の処理状況	16
5 答申一覧	17
6 個人情報ファイル簿の公表状況	18
7 個人情報保護委員会への漏えい等報告の状況	19
8 行政機関等匿名加工情報の提供等の状況	19

V 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

1 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の概要	20
2 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の開催状況	21

〔資 料〕熊本市情報公開・個人情報保護審議会答申

I 情報公開制度のあらまし

1 情報公開制度の意義

情報公開制度とは、市が保有している文書等を市民の請求に応じて閲覧に供し、又は、写しの交付を行う制度で、本市では熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）により定められています。

この制度の目指すものは、本市の保有する文書等の開示を請求する権利を市民の権利として定めることにより、市政運営の公開性の向上を図るとともに、本市の諸活動を市民に対して説明する責務が全うされ、地方自治の本旨に即した公正で民主的な市政を実現することです。

2 情報公開制度の概要

(1) 実施機関

情報公開制度を実施する機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会です。

(2) 対象となる文書等

公開請求の対象となる文書等は、次の要件を備えているものです。

ア 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの

イ 現に保有している文書等

ただし、議会の文書等については、平成11年10月1日以降に作成し、又は取得したもの

また、旧富合町関連の文書等については、平成19年4月1日以降に、旧城南町関連の文書等については、平成14年4月1日以降にそれぞれ作成し、又は取得したもの

旧植木町関連の文書等については、平成10年4月1日以降に作成し、又は取得したもの（一部の電磁的記録については、平成14年4月1日以降。また、旧植木町議会の文書等については、平成19年4月1日以降）

(3) 請求権者

何人も、実施機関に対して文書等の開示を請求できます。

(4) 開示請求の方法並びに請求に対する決定及び通知

開示請求の方法並びに請求に対する決定及び通知については、次のとおりです。

ア 文書等の開示の請求は、必要事項を記載した請求書を情報公開窓口へ提出して行います（郵送、ファックス及び電子申請も可能です。）。

イ 実施機関は、請求書の提出があった日の翌日から起算して14日以内（熊本市の休日を除いた14日以内）に、開示請求に係る文書等を開示又は開示しない決定をし、開示請求者に対して書面で通知します。

ただし、開示請求に係る文書等が著しく大量である場合、第三者情報が含まれ、当該第三者に意見聴取の必要がある場合等、やむを得ない理由により、14日以内に決定をすることができない場合は、請求書の提出があった日の翌日から起算して45日を限度として延長することができます。

この場合、延長する期限及び理由を文書で請求者に通知します。

(5) 不開示情報

開示請求のあった文書等は原則として開示します。ただし、開示することにより、個人又は法人等の正当な利益を害するもの、公共安全、行政の事務事業の適正な遂行等に支障を及ぼすもの等、次に掲げる7項目は開示することはできません。

ア 法令秘情報

法令等の規定により、公にすることができない情報

イ 個人に関する情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより識別できることとなるものを含む。）

特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

ウ 行政機関等匿名加工情報等

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報等

エ 法人等に関する情報

公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるもの

公にしないとの条件の下で任意に提供されたもので、当該条件を付することが合理的であると認められるもの

オ 公共安全等に関する情報

公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防及び捜査その他公共安全及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

カ 審議、検討等に関する情報

審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

キ 事務事業に関する情報

事務事業に関する情報のうち、公にすることにより、事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(6) 存否応答拒否

開示請求に係る文書等の存否について回答することにより、不開示情報を開示した場合と同様に保護される利益が害されることとなるときは、その存否を明らかにしないで請求を拒否することができます。

(7) 第三者保護

実施機関は、開示請求に係る文書等に本市又は開示請求者以外の第三者に関する情報が記録されている場合は、第三者の正当な権利利益を保護するため、開示等の決定をする際に、当該第三者の意見を聴くことができます。

(8) 費用負担

文書等の閲覧に係る手数料は無料ですが、文書等の写しの作成及び送付に必要な費用は、請求者の負担となります。

(9) 不服申立て

請求者は、開示等の決定に対し不服があるときは、行政不服審査法に基づき審査請求をすることができます。

実施機関は、審査請求があった場合、学識経験者などの第三者で構成する熊本市情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行います。

(10) 情報提供施策の推進

実施機関は、市民生活の向上に資するとともに、市民の市政に対する理解を深めるため、市民が必要とする情報を積極的に提供するよう努めなければなりません。

3 情報公開窓口

情報公開制度を円滑に運営し、市民の利用しやすい制度とするため、情報公開

の相談や案内、請求の受付、開示の実施等を一元的に行う総合窓口として「情報公開窓口」を設置しています。

II 情報公開制度の運用状況

1 開示請求の処理状況

(1) 開示請求件数及びその処理状況

過去10年度（平成28年度から令和7年度まで）の開示請求の処理状況は、次のとおりです。

＜開示請求件数及びその処理状況＞

（単位：件）

年度	開示請求件数	処 理 状 況								
		開示決定	部分開示決定	請求拒否決定				合計	取下げ	却下
				不開示	存否応答拒否	不存在	小計			
H28	1,043	597	391	10	0	70	80	1,068	15	0
H29	1,494	739	668	14	2	123	139	1,546	16	24
H30	1,282	751	518	22	3	56	81	1,350	18	3
R1	1,455	807	645	19	6	63	88	1,540	19	0
R2	1,319	721	584	5	12	48	65	1,370	27	0
R3	1,708	1,007	754	15	6	61	82	1,843	30	0
R4	1,823	1,060	751	19	3	77	99	1,910	29	1
R5	1,844	1,073	733	18	15	71	104	1,910	29	2
R6	2,443	1,396	1,027	18	10	51	79	2,502	21	1
R7	2,677	1,247	1,141	40	14	121	175	2,563	58	105

〔備考〕

- 1 1件の開示請求に対し、複数の決定が為される場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。
- 2 部分開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものをいう。
- 3 存否応答拒否とは、条例第9条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。
- 4 却下とは、条例第10条第2項の規定により補正を求めたが、指定の期間内に補正がなされなかったため開示請求を却下したもの等をいう。

(2) 実施機関別の処理状況

令和7年度の実施機関別の処理状況は次のとおりです。

令和7年度における実施機関別請求件数は、市長事務部局が2,195件で最も多く、うち都市建設局が1,379件、次いで総務局が103件となっています。

<令和7年度の実施機関別の開示請求件数及び処理状況>

(単位：件)

実施機関			開示 請求 件数	処 理 状 況								
				開示 決定	部分 開示 決定	請 求 拒 否 決 定				合計	取下 げ	却下
						不開 示	存否 応答 拒否	不存 在	小計			
市 長	政 策 局	31	11	7	3	0	15	18	36	0	2	
	総 務 局	103	21	16	12	2	19	33	70	2	38	
	財 政 局	85	51	4	7	2	5	14	69	1	19	
	文 化 市 民 局	67	41	8	4	0	13	17	66	0	5	
	健 康 福 祉 局	90	36	24	3	2	15	20	80	4	11	
	こ ど も 局	7	3	3	2	0	1	3	9	0	0	
	環 境 局	58	38	16	1	4	4	9	63	2	0	
	経 済 観 光 局	30	20	8	0	0	4	4	32	0	0	
	農 水 局	50	18	35	0	0	0	0	53	0	0	
	都 市 建 設 局	1,379	453	879	0	2	16	18	1,350	31	3	
	都市政策研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	中 央 区 役 所	63	36	9	0	0	4	4	49	1	14	
	東 区 役 所	60	41	8	2	0	3	5	54	0	8	
	西 区 役 所	47	33	12	0	0	1	1	46	0	1	
	南 区 役 所	54	44	7	0	0	3	3	54	0	1	
	北 区 役 所	70	50	17	0	0	1	1	68	1	1	
	会 計 総 室	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	
	小 計	2,195	897	1,053	34	12	104	150	2,100	42	103	
	教 育 委 員 会		81	59	9	0	1	2	3	71	10	0
選 挙 管 理 委 員 会		3	1	2	0	0	0	0	3	0	1	
人 事 委 員 会		5	0	2	0	1	2	3	5	1	0	
監 査 委 員		1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
農 業 委 員 会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
固定資産評価審査委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公 営 企 業 管 理 者	交 通 局	36	31	1	2	0	2	4	36	0	0	
	上 下 水 道 局	326	255	55	3	0	5	8	318	4	0	
	病 院 局	2	2	0	0	0	0	0	2	0	0	
消 防 長	消 防 局	21	2	14	1	0	4	5	21	1	0	
議 会		7	0	5	0	0	2	2	7	0	0	
合 計		2,677	1,247	1,141	40	14	121	175	2,563	58	105	

(3) 不開示理由の適用状況

熊本市情報公開条例第7条各号のいずれかに該当し、不開示（部分開示を含む。）となった事例の理由別内訳は、次のとおりです。

<不開示理由別内訳>

不開示理由（条例第7条）	令和7年度
	件数（件）
第1号 法令秘情報	3
第2号 個人に関する情報	875
第3号 行政機関等匿名加工情報等	0
第4号 法人等に関する情報	542
第5号 公共の安全等に関する情報	10
第6号 審議、検討等に関する情報	16
第7号 事務事業に関する情報	15
合 計	1,461

〔備考〕

1件の不開示決定に対し、複数の理由が付される場合があるため、不開示決定件数と理由別内訳の件数とは、必ずしも一致しない。

2 審査請求の処理状況

令和8年4月1日現在における審査請求の処理状況は、次のとおりです。

<各年度になされた審査請求の件数及び当該審査請求の処理状況>（単位：件）

年度	審査請求件数	処理状況				
		諮問	審 議 中	答申	裁決	取下げ等
令和5年度	10	8	0	6	8	2 ※1
令和6年度	9	8 ※2	2	4	3	1
令和7年度	15	7	0	1	3	0

※1 審査請求人死亡による終了

※2 諮問が取り下げられた1件を含む。

〔備考〕

複数の審査請求の審議を併合して行ったり、1件の審査請求が複数の事案に対する審査請求の場合、それぞれについて決定したりすること等があるため、審査請求件数と処理状況の件数は必ずしも一致しない。

3 答申一覧

令和7年度の答申は、次のとおりです。

答申番号	答申日	件名	実施機関 (所管課)
令和7年度 答申第1号	R7.6.6	令和4年(2022年)7月21日及び同年8月17日に開催された熊本市体罰等審議会で使用された関係書類、審議議事録、審議に関わる資料等の関連書類に関する文書等開示(一部請求拒否)決定及び文書等開示請求拒否決定	熊本市教育委員会 (教育委員会事務局 教育総務部教育政策課)
令和7年度 答申第2号	R7.6.6	令和2年(2020年)4月1日から現在までの期間における特定の中学校の学校事故に関する文書等開示(一部請求拒否)決定	熊本市教育委員会 (教育委員会事務局 学校教育部指導課)
令和7年度 答申第5号	R7.7.4	特定人の遺骨受取り及び相続財産取扱いに関する発送文書とその相続人からの回答文書の文書等不開示決定(存否応答拒否)	熊本市長 (西区役所保健福祉部福祉課)
令和7年度 答申第6号	R7.8.1	市道〇〇〇〇道路改良事業に係る請求人所有土地の追加買収に関連する資料等に関する文書等開示請求拒否(不存在)決定及び文書等開示決定	熊本市長 (南区役所区民部南区土木センター維持課)
令和7年度 答申第7号	R7.8.1	市道〇〇〇〇道路改良事業に係る請求人所有土地の追加買収に関連する買収単価が分かる資料に関する文書等開示(一部請求拒否)決定	熊本市長 (都市建設局土木部用地課)
令和7年度 答申第8号	R7.8.1	南区土木センターの令和2年度、令和3年度の市道〇〇〇〇道路改良事業に係る請求人所有の土地に関する文書等に関する文書等不開示(不存在等)決定	熊本市長 (南区役所区民部南区土木センター維持課)
令和7年度 答申第9号	R7.8.1	南区土木センターが保有する、平成24年度市道〇〇〇〇測量設計委託、令和2年度から令和5年度までの市道△△△△工事の設計図書、施工管理成果品、令和5年度登記事務委託書兼受託書の測量成果品全資料等の文書等不開示(不存在等)決定等	熊本市長 (南区役所区民部南区土木センター維持課)
令和7年度 答申第15号	R7.10.3	平成30年(2018年)8月1日から同月6日までの、環境政策課が行った市民からの苦情、要望対応の全ての案件に関する資料等の文書等開示(一部請求拒否)決定	熊本市長 (環境局環境推進部環境政策課)
令和7年度 答申第16号	R7.10.17	平成30年(2018年)8月1日から同月6日までの、環境政策課が行った市民からの苦情、要望対応の全ての案件に関する資料等の文書等開示(一部請求拒否)決定	熊本市長 (環境局環境推進部環境政策課)
令和7年度 答申第18号	R7.11.7	令和2年(2020年)2月1日から令和4年(2022年)10月14日までの期間に環境政策課が受け取った市民からの電子メール中、「フラグの内容」「フラグ」と同様の記載がある電子メールの文書等開示請求拒否決定(不存在)	熊本市長 (環境局環境推進部環境政策課)

令和 7 年度 答申第 20 号	R7.12.5	特定の土地の所有者から受領した配水管布設に関する土地使用承諾書の文書等不開示決定（存否応答拒否）	熊本市上下水道事業 管理者 （上下水道局維持管 理部水道維持課）
令和 7 年度 答申第 23 号	R8.1.9	特定の団体を作成名義人とする公開質問状に対する実質的な回答の文書等不開示決定	熊本市長 （環境局環境推進部 水保全課）
令和 7 年度 答申第 24 号	R8.1.23	熊本市本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議「耐震性能分科会」の詳細な会議議事録等の文書等不開示決定	熊本市長 （政策局総合政策部 政策企画課庁舎建設 準備室）
令和 7 年度 答申第 25 号	R8.2.6	特定の工事に係る、担当監督職員が受注者に送った、作業時間帯についての考え方が記載してある電子メールの文書等不開示決定	熊本市長 （東区役所区民部東 区土木センター維持 課）
令和 7 年度 答申第 28 号	R8.3.6	平成 29 年度（2017 年度）から令和 3 年度（2021 年度）までの、熊本市立学校（小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等）から熊本市教育委員会へ提出されたいじめ（生徒間・教職員によるもの等全て、軽微なもの・重大なもの問わず全ての内容）に関する報告書等全ての文書等開示（部分開示）決定	熊本市教育委員会 （教育委員会事務局 学校教育部総合支援 課）
令和 7 年度 答申第 30 号	R8.3.30	特定の市道の道路改良事業に係る最適な工法を検討した関係書類の文書等不開示（不存在）決定	熊本市長 （南区役所区民部南 区土木センター維持 課）
令和 7 年度 答申第 31 号	R8.3.30	特定の市道の道路改良事業に係る安定計算書の文書等不開示（不存在）決定	熊本市長 （南区役所区民部南 区土木センター維持 課）
令和 7 年度 答申第 32 号	R8.3.30	特定の市道の道路改良事業に係る側溝補強の設計検討書類の文書等不開示（不存在）決定	熊本市長 （南区役所区民部南 区土木センター維持 課）

III 個人情報保護制度のあらまし

1 個人情報保護制度の意義

個人情報保護制度は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人情報の取扱いによって侵害されるおそれがある個人の権利利益を保護することを目的とする制度です。

これまで、本市の個人情報保護制度は「熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号）」により定められていましたが、令和5年（2023年）4月1日からは、これに代わって、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」により個人情報の保護が図られることになりました。

「個人情報の保護に関する法律」は、行政機関等が市民の方々の個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めるとともに、個人情報によって識別される特定の個人（以下「本人」という。）に開示、訂正などを求める権利を保障しています。

なお、議会の保有する個人情報については同法の対象外となっていますが、本市においては「熊本市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第73号）」を定め、本人に個人情報の開示等を求める権利を保障するなど同法と同様の保護を図っています。

2 個人情報保護制度の概要

(1) 実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会です。

(2) 個人情報を適正に取り扱うためのルール

ア 保有に関するルール

(7) 個人情報の保有に当たっては、事務・業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ保有の目的をできる限り特定しなければなりません。

(イ) 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有することはできません。

(ウ) 利用目的を変更する場合は、変更前の目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行うことはできません。

イ 取得に関するルール

(7) 本人から直接書面で個人情報を取得するときは、あらかじめ本人に対し、利用目的を明示しなければなりません。

(イ) 偽りその他不正の手段により個人情報を取得することはできません。

ウ 管理に関するルール

(7) 保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければいけません。

(イ) 保有個人情報の漏えい等に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいと認められるものが生じた場合は、個人情報保護委員会に報告しなければいけません。

(ウ) 保有個人情報の漏えい等に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいと認められるものが生じた場合は、本人に通知しなければなりません。

エ 利用・提供に関するルール

原則として、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはいけません。

ただし、事務・業務の遂行に必要な限度、かつ相当な理由があって利用する場合や本人の同意がある場合などには、目的外利用や外部提供ができます。

(3) 開示や訂正などを求める権利

ア 開示請求

熊本市が保有する自己の個人情報の開示を求めることができます。

イ 訂正請求

熊本市が保有する自己の個人情報について、その内容が事実でないと思ったときは、その訂正を求めることができます。

ウ 利用停止請求

熊本市が保有する自己の個人情報について、不適法な取得や利用又は提供が行われていると思ったときは、利用の停止、消去又は提供の停止を求めることができます。

(4) 請求の方法並びに請求に対する決定及び通知

ア 請求の方法

個人情報の開示請求、訂正請求、利用停止請求は、必要事項を記載した請求書を情報公開窓口に提出して行います（郵送及び電子申請も可能です。）。

これらの請求は、請求しようとする個人情報の本人のほか、代理人（法定代理人又は任意代理人）によっても請求することができます。

イ 請求に対する決定及び通知

実施機関は、請求書の提出があった日の翌日から起算して、開示請求は14日以内（熊本市の休日を除いた14日以内）に、訂正請求及び利用停止請求は30日以内に諾否の決定をし、開示請求者に対して書面で通知します。

ただし、やむを得ない理由により、14日以内（訂正請求及び利用停止請

求は30日以内)に決定をすることができない場合は、決定を延長することがあります(前述の期間に加えて、30日以内の延長が可能)。

この場合、延長する期間及び理由を文書で請求者に通知します。

(5) 費用負担

自己の個人情報の開示請求等に係る手数料は無料ですが、文書等の写しの作成及び送付に必要な費用は、請求者の負担となります。

(6) 個人情報ファイル簿の公表

個人情報を含む情報の集合体であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(電算処理ファイル)や、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの(マニュアル処理ファイル)を「個人情報ファイル」といいます。

本市では、個人情報ファイルに記載される本人の数が1000人に満たないなど一定の要件を満たすもの以外の個人情報ファイルについて、その名称、行政機関等の名称、利用目的、記録項目などを記載した帳簿である「個人情報ファイル簿」を作成し、熊本市ホームページで公表しています。

(7) 行政機関等匿名加工情報の提供等

本市では、本市が保有する個人情報について、民間事業者等から提案があった場合には、審査の上、特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにして提供する仕組みを設けています。

(8) 不服申立て

請求者は、開示等の決定に対し不服があるときは、行政不服審査法に基づき審査請求をすることができます。

実施機関は、審査請求があった場合、学識経験者などの第三者で構成する熊本市情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行います。

IV 個人情報保護制度の運用状況

1 開示請求の処理状況

(1) 開示請求件数及びその処理状況

過去10年度（平成28年度から令和7年度まで）の開示請求の処理状況は、次のとおりです。

<開示請求件数及びその処理状況>

（単位：件）

年度	開示 請求 件 数	処 理 状 況								
		開示 決定	部分 開示 決定	不開示決定				合計	取下げ	却下
				不開示	存否 応答 拒否	不存在	小計			
H28	85	45	24	3	0	22	25	94	0	0
H29	107	64	38	4	1	23	28	130	0	0
H30	133	70	48	1	0	28	29	147	5	0
R1	101	52	45	4	0	18	22	119	1	0
R2	146	60	62	8	1	35	44	166	3	2
R3	154	121	30	9	1	31	41	192	1	0
R4	176	111	43	5	4	59	68	222	0	0
R5	170	126	33	6	1	30	37	196	0	0
R6	197	125	53	5	1	60	66	244	2	0
R7	258	134	98	4	1	28	33	265	6	15

〔備考〕

- 1 1件の開示請求に対し、複数の決定が為される場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。
- 2 部分開示決定とは、開示請求に係る保有個人情報の一部について開示する旨の決定をしたものをいう。
- 3 存否応答拒否とは、個人情報の保護に関する法律第81条又は熊本市議会の個人情報の保護に関する条例第23条の規定により開示をしない旨の決定をしたものをいう。

(2) 実施機関別の処理状況

令和7年度の実施機関別の処理状況は次のとおりです。

令和7年度における実施機関別請求件数は、市長事務部局が132件で最も多く、うち文化市民局が32件、次いでこども局が22件となっています。

<令和7年度の実施機関別の開示請求件数及び処理状況>

(単位：件)

実 施 機 関		開示 請求 件数	処 理 状 況								
			開示 決定	部分 開示 決定	不 開 示 決 定				合計	取下 げ	却 下
					不開 示	存否 応答 拒否	不存 在	小計			
市 長	政 策 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	総 務 局	9	1	0	2	0	1	3	4	1	4
	財 政 局	10	2	1	0	0	4	4	7	1	3
	文 化 市 民 局	32	7	26	1	0	7	8	41	0	1
	健 康 福 祉 局	20	11	5	1	1	0	2	18	0	2
	こ ど も 局	22	2	20	0	0	1	1	23	0	0
	環 境 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	経 済 観 光 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農 水 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都 市 建 設 局	3	0	1	0	0	2	2	3	0	1
	都市政策研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中 央 区 役 所	12	5	1	0	0	2	2	8	1	3
	東 区 役 所	13	2	9	0	0	2	2	13	0	1
	西 区 役 所	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	南 区 役 所	8	2	6	0	0	2	2	10	0	0
	北 区 役 所	2	1	1	0	0	0	0	2	0	0
	会 計 総 室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	132	33	70	4	1	21	26	129	4	15
教 育 委 員 会		3	0	3	0	0	1	1	4	0	0
選 挙 管 理 委 員 会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人 事 委 員 会		2	2	0	0	0	0	0	2	0	0
監 査 委 員		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管 理 者 公 営 企 業	交 通 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上 下 水 道 局	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0
	病 院 局	115	97	11	0	0	6	6	114	1	0
消 防 長 消 防 局		5	2	13	0	0	0	0	15	1	0
議 会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		258	134	98	4	1	28	33	265	6	15

(3) 不開示理由の適用状況

ア 不開示理由の適用状況（議会以外の実施機関）

個人情報の保護に関する法律第78条第1項各号のいずれかに該当し、不開示（部分開示を含む。）となった事例の理由別内訳は、次のとおりです。

<不開示理由別内訳（議会以外）>

不開示理由 (個人情報の保護に関する法律第78条第1項)	令和7年度 件数(件)
第1号 本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報	0
第2号 開示請求者以外の個人に関する情報	65
第3号 法人等に関する情報	4
第6号 審議、検討等に関する情報	27
第7号 事務又は事業に関する情報	27
合 計	123

〔備考〕

1件の不開示決定に対し、複数の理由が付される場合があるため、不開示決定件数と理由別内訳の件数とは、必ずしも一致しない。

イ 不開示理由の適用状況（議会）

熊本市議会の個人情報の保護に関する条例第20条各号のいずれかに該当し、不開示（部分開示を含む。）となった事例はありません。

2 訂正請求の状況

令和7年度の訂正請求は、ありません。

3 利用停止請求の状況

令和7年度の利用停止請求は、ありません。

4 審査請求の処理状況

令和 8 年 4 月 1 日現在における審査請求の処理状況は、次のとおりです。

＜各年度になされた審査請求の件数及び当該審査請求の処理状況＞（単位：件）

年度	審査請求件数	処理状況				
		諮問	審 議 中	答 申	裁 決	取下げ
令 和 5 年 度	4（0）	4（0）	0（0）	4（0）	4（0）	0（0）
令 和 6 年 度	9（0）	7（0）	0（0）	4（0）	3（0）	0（0）
令 和 7 年 度	1（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）

〔備考〕

- 1 各件数の括弧内の数字は各件数のうち議会が実施機関となったものの件数である。
- 2 複数の審査請求の審議を併合して行ったり、1 件の審査請求が複数の事案に対する審査請求の場合、それぞれについて決定したりすること等があるため、審査請求件数と処理状況の件数は必ずしも一致しない。

5 答申一覧

令和7年度の答申は、次のとおりです。

答申番号	答申日	件名	実施機関 (所管課)
令和7年度 答申第3号	R7.6.20	住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検に係る意見	熊本市長 (文化市民局市民生活 部戸籍住民課)
令和7年度 答申第4号	R7.6.20	予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検に係る意見	熊本市長 (健康福祉局保健衛生 部感染症予防課)
令和7年度 答申第10号	R7.8.21	審査請求人が熊本市に情報提供を行った、特定の医療機関についての国民健康保険不正請求の疑い事例に関する関係機関等とのやり取りの記録等の個人情報一部開示決定	熊本市長 (健康福祉局保健衛生 部国保年金課)
令和7年度 答申第11号	R7.9.19	自己に関する介護虐待の通報又は連絡、市が行った会議及び介入記録その他全ての保有個人情報の不開示決定	熊本市長 (健康福祉局高齢者支 援部高齢福祉課)
令和7年度 答申第12号	R7.9.19	自己に関する介護虐待の通報又は連絡、市が行った会議及び介入記録その他全ての保有個人情報の不開示決定	熊本市長 (西区役所保健福祉部 福祉課)
令和7年度 答申第13号	R7.10.3	「市長への手紙」に対する回答内容における個人情報非訂正決定	熊本市長 (政策局秘書部広聴課)
令和7年度 答申第14号	R7.10.3	特定の施設の騒音に対する苦情についての対応経緯記録等の個人情報一部訂正決定及び個人情報非訂正決定	熊本市長 (環境局環境推進部環 境政策課)
令和7年度 答申第17号	R7.10.17	電子メールに記載された内容等に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定	熊本市長 (政策局秘書部広聴課)
令和7年度 答申第19号	R7.11.7	「市長への手紙」への回答に係る決裁文書等に関する保有個人情報の訂正をしない旨の決定	熊本市長 (政策局秘書部広聴課)
令和7年度 答申第21号	R7.12.19	個人住民税に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検に係る意見	熊本市長 (財政局税務部市民税 課)
令和7年度 答申第22号	R8.1.9	審査請求人に関する市長報告等の保有個人情報の開示をしない旨の決定(不開示・不存在)	熊本市上下水道事業管 理者 (上下水道局維持管理 部下水道維持課)
令和7年度 答申第26号	R8.2.20	住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検に係る意見	熊本市長 (文化市民局市民生活 部戸籍住民課)
令和7年度 答申第27号	R8.2.20	個人住民税に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検に係る意見	熊本市長 (財政局税務部市民税 課)
令和7年度 答申第29号	R8.3.30	令和7年度(2025年度)熊本市立学校教員採用選考試験における模擬授業・個人面接の観点別評価(部分点)に係る保有個人情報の開示をしない旨の決定(不開示)	熊本市教育委員会事務 局 (教育委員会事務局学 校教育部教職員課)

6 個人情報ファイル簿の公表状況

個人情報ファイル簿の公表状況は次のとおりです。

＜個人情報ファイル簿で公表中の個人情報ファイルの数＞ （単位：個）

実 施 機 関			個人情報ファイル簿で公表された 個人情報ファイルの数
市 <			

〔備考〕

この表は、令和8年3月31日時点における公表状況を示したものである。

7 個人情報保護委員会への漏えい等報告の状況

令和7年度における保有個人情報の漏えい等に係る個人情報保護委員会への報告状況は、次のとおりです。

＜令和7年度の実施機関別の個人情報保護委員会への漏えい等報告状況＞

(単位：件)

実施機関	報告 件数	区 分			
		要配慮個人情報 が含まれる 保有個人情報の 漏えい等 (又はそのお それ)	不正に利用さ れることによ り財産的被害 が生じるおそ れがある保有 個人情報の漏 えい等 (又は そのおそれ)	不正の目的を もって行われ たおそれがあ る当該行政機 関の長等の属 する行政機関 等に対する行 為による保有 個人情報の漏 えい等 (又は そのおそれ)	保有個人情報 に係る本人の 数が100人 を超える漏え い等 (又はそ のおそれ)
市長	3	3	0	0	0
教育委員会	3	3	0	0	0
人事委員会	1	1	0	0	0
病院局	2	2	0	0	0

その他の実施機関については、報告した案件はありませんでした。

8 行政機関等匿名加工情報の提供等の状況

令和7年度の行政機関等匿名加工情報に関する提案状況及び処理状況は、次のとおりです。

＜令和7年度行政機関等匿名加工情報に関する提案状況及び処理状況＞

(単位：件)

募集期間	提案件数	処理状況
令和7年12月19日から 令和8年1月20日まで	2	審査中

V 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

1 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の概要

開示請求等に対する不開示等の処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができます。

そこで、審査請求が行われたとき、実施機関は、審査請求を認容する場合等を除き、第三者機関である熊本市情報公開・個人情報保護審議会に諮問を行い、その答申を尊重し当該審査請求に係る裁決を行わなければなりません。この審議会は、次の5人の有識者によって構成されます。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会委員名簿

(任期：令和7年4月27日～令和9年4月26日)

役 職	氏 名	職 名 等
会 長	澤田 道夫	熊本県立大学総合管理学部教授
会長職務代理者	河津 典和	弁護士
委 員	魚住 弘久	熊本大学大学院人文社会科学研究部（法学系）教授
委 員	岩橋 浩文	熊本学園大学経済学部教授
委 員	北野 誠	弁護士

(令和8年4月1日現在)

2 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の開催状況

令和7年度の情報公開・個人情報保護審議会への諮問は合計24件で、うち、情報公開制度に基づく諮問が15件、個人情報保護制度に基づく諮問が9件でした。

令和~~6~~7年度の情報公開・個人情報保護審議会の開催は、合計24回（特定個人情報保護評価専門部会の開催分を除く。）で、開催状況は、次のとおりです。

<令和7年度情報公開・個人情報保護審議会 開催状況>

年 月 日	主 な 審 議 事 項
令和7年 4月 4日	令和5年度諮問第1号、第2号、第3号、第5号、第6号及び第9号の審議
令和7年 4月18日	令和5年度諮問第1号、第2号、第3号、第5号、第6号及び第9号の審議
令和7年 5月 9日	令和5年度諮問第1号、第2号、第3号、第5号、第6号及び第9号の審議
令和7年 5月23日	令和5年度諮問第1号、第2号、第3号、第5号、第6号及び第9号の審議
令和7年 6月 6日	令和5年度諮問第1号、第2号、第3号、第5号、第6号及び第9号の審議
令和7年 6月20日	令和5年度諮問第3号、第4号、第5号、第6号及び第9号の審議
令和7年 7月 4日	令和5年度諮問第3号、第4号、第5号、第6号及び第9号の審議
令和7年 7月18日	令和5年度諮問第3号、第5号、第6号、第7号及び第9号の審議
令和7年 8月 1日	令和5年度諮問第3号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第13号の審議
令和7年 8月21日	令和5年度諮問第7号、第8号、第10号、第11号及び第13号の審議
令和7年 9月 5日	令和5年度諮問第8号、第10号、第11号及び第13号並びに令和6年度諮問第1号の審議
令和7年 9月19日	令和5年度諮問第8号、第10号、第11号及び第13号並びに令和6年度諮問第3号及び第4号の審議
令和7年10月 3日	令和5年度諮問第8号及び第13号並びに令和6年度諮問第1号、第3号、第4号及び第5号の審議

令和 7 年 1 0 月 1 7 日	令和 6 年度諮問第 3 号、第 5 号、第 6 号及び第 7 号の審議
令和 7 年 1 1 月 7 日	令和 6 年度諮問第 6 号、第 7 号、第 8 号及び第 9 号の審議
令和 7 年 1 1 月 2 1 日	令和 6 年度諮問第 1 号、第 8 号、第 9 号及び第 1 0 号の審議
令和 7 年 1 2 月 5 日	令和 6 年度諮問第 1 号、第 8 号及び第 9 号並びに令和 7 年度諮問第 1 号の審議
令和 7 年 1 2 月 1 9 日	令和 6 年度諮問第 1 号、第 9 号及び第 1 0 号並びに令和 7 年度諮問第 1 号の審議
令和 8 年 1 月 9 日	令和 6 年度諮問第 1 号、第 9 号及び第 1 0 号並びに令和 7 年度諮問第 1 号及び第 4 号の審議
令和 8 年 1 月 2 3 日	令和 6 年度諮問第 1 号並びに令和 7 年度諮問第 1 号、第 4 号及び第 5 号の審議
令和 8 年 2 月 6 日	令和 7 年度諮問第 1 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 9 号及び第 1 0 号の審議
令和 8 年 2 月 2 0 日	令和 7 年度諮問第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 9 号及び第 1 0 号の審議
令和 8 年 3 月 6 日	令和 7 年度諮問第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 8 号、第 9 号及び第 1 0 号の審議
令和 8 年 3 月 3 0 日	令和 7 年度諮問第 5 号、第 6 号、第 8 号、第 9 号、第 1 0 号及び第 1 1 号の審議

〔資 料〕

情 個 審 答 申 第 1 号
令和7年（2025年）6月6日

熊本市教育委員会 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年（2023年）6月26日付け、教人発第000072号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

令和4年（2022年）7月21日及び同年8月17日に開催された熊本市体罰等審議会で使用された関係書類、審議議事録、審議に関わる資料等の関連書類に関する文書等開示（一部請求拒否）決定及び文書等開示請求拒否決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市教育委員会（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示（一部請求拒否）決定及び文書等開示請求拒否決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和4年（2022年）8月29日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、同年7月21日及び同年8月17日に開催された熊本市体罰等審議会で使用された関係書類、審議議事録、審議に関わる資料等の関連書類の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 同年9月16日、実施機関は、文書等開示（一部請求拒否）決定及び文書等開示請求拒否決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年11月1日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 実施機関が非開示とした当該文書の内容は、個人情報の問題はあるが、審査請求人の娘の件に対し、保護者の立場から非開示とすべき理由はなく実施機関は条例の適用を誤っており違法であると考ええる。

又、審査請求人と被害を受けた本人(娘)は、約2年間教師から受けた暴言や暴力等の問題行為、怪我の件で、実施機関が行う教師への処分、熊本市体罰等審議会での審議結果に対し不服を感じている。被害を受けたのは娘本人であり、真実を知る為には個人情報の問題はないと考える。

- (2) 熊本市体罰等審議会にかけられた娘の件で、実施機関は審査請求人、被害を受けた本人(娘)が実施機関に提出した審査請求人の事実の証言や主張、被害者(娘)の主張や直筆の文書等、約2時間に及ぶ動画のデータ(暴言、暴力)、「子供を守る相談票」（以下「相談票」という。）等、全ての関係資料が、事実を隠蔽する事なく体罰等審議会に諮られ、何一つ事実を隠蔽する事なく真実を報告した上で、全ての案件(教師の問題行為)に対し、客観性、公平性を担保し正しい審議が行われたのか、被害を受けた側として真実、審議結果の理由を知る権利がある為。

- (3) 実施機関に熊本市体罰等審議会での審議結果を書面で通知して頂ける様に要望したが、実施機関は電話による結果報告のみを行い書面での通知は対応しないと回答。その為、実施機関に審議結果に基づいた理由の説明を求めたが、実施機関は説明をする事は一切出来ないと回答し、審議内容の深層が分からないままである為。
- (4) 熊本市体罰等審議会に諮られた娘の件で、一部不適切な指導と認定を受けたが、その他違法性を問うと考えられる案件も含まれており、審議内容に対し真実を知りたいと強く思う為。
- (5) 実施機関へ数々の対応を求めるが拒まれる為、審査請求人と被害を受けた本人(娘)は、数々の教師の行為が暴言や体罰として認定されなかった事に対し不服があり、真実を知る為の一つの手段として審査請求を求める。
- (6) 教師の行為により新たな別の事案が発生した為、熊本市体罰等審議会に再度、相談票を提出し再審議を求めたが、新たな案件を含め再審議にはかけられないと返答があり審議されなかったが、理由を知る為。
- (7) 教師の判断による強要で怪我を負い現在も治療を続けているが、約1年経過した現在も教師の問題行為は改善されず、新たに取り決めを行った件に関しても教師が守らなかった為に治療中の症状が悪化するまで、処分を行わず、不適切な指導と認定を受けた教師の授業を被害生徒が受け続けなければならない、実施機関の判断に不服を感じる為。
- (8) 現在被害を受けた娘は教師の不適切な指導が原因で自傷行為、自殺願望がある為、審査請求人は日々危機感を感じており、全ての案件がどのように審議が行われたのか、経緯と真実を知り、実施機関へ早急に教師への厳しい対応と厳しい処分を求める為。
- (9) 熊本市教育委員、熊本市体罰等審議会の処分等に不服を感じ、審議内容の深層を調査した所、審議会に諮られた案件に対し、虚偽の報告があると判明した。審査請求人は親権者であり真実を知る権利がある為、弁解は成り立たず、全事案に対し虚偽、公平性を担保し議論されているか、真実を解明するため。
- (10) 虚偽の報告があると事実が判明したため、実施機関は条例の適用を誤っており本件処分は違法である。
- (11) 以上の点から、本件処分の取り消しを求める為、本件審査請求を提起した。

2 実施機関の主張

- (1) 条例は、個人情報の本人開示の制度を定めていない。したがって、条例に基づいて開示請求がなされた場合の開示の可否は、開示請求者のいかに問わず判断することとなり、たとえ本人から自己に関する情報の開示請求があった場合でも第7条の不開示情報に該当するときは不開示とせざるを得ない。
- (2) 実施機関は、文書等の公開を求める審査請求人の権利を尊重しつつ、個人に関す

る情報がみだりに公にされることのないよう最大限配慮し、かつ、事務事業への支障も慎重に検討して本件処分を行った。実施機関の条例適用に誤りはなく、本件審査請求には明らかに理由がない。したがって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、令和4年（2022年）7月21日及び同年8月17日に開催された熊本市体罰等審議会で使用された関係書類、審議議事録、審議に関わる資料等の関連書類である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。なお、本件文書の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 審査請求人が「審査請求人の娘の件に対し、保護者の立場から非開示とすべき理由はな」と主張する点について

条例に定める開示請求制度は、何人に対しても請求の目的のいかんを問わず請求を認めるものであり、本人の自己に関する情報の開示請求である場合を含め、開示請求者が誰であるかなどは考慮されないものである。

したがって、審査請求人の主張は妥当ではない。

(2) 文書等開示（一部請求拒否）決定の妥当性について

ア 体罰等審議会審議資料（令和4年7月21日審議分）及び体罰等審議会審議資料（令和4年8月17日審議分）に係る不開示部分について

(ア) 学校名、相談票提出者氏名、対象児童又は生徒の学年及び氏名、関係者の氏名、性別及び所属

これらの情報は、いずれも個人に関する情報であり、これを公表すると特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものに該当する。

したがって、当該部分を条例第7条第2号により不開示とした判断は妥当である。

(イ) 病名及び同席者の属性

一部の体罰等審議会資料には、上記(ア)の情報に加え、児童生徒の病名及び実施機関の聞き取りに同席した者の属性が記載されている。病名及び同席者の属性も、個人に関する情報であり、かつ、開示することにより特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものに該当する。

したがって、当該部分を条例第7条第2号により不開示とした判断は妥当である。

(ウ) 教職員の氏名及び年齢

教職員の氏名及び年齢は、事案が発生した学校名を推知させる情報なので、当事者となった児童生徒の個人に関する情報に該当する。そして、これを開示すると、判明した学校名を手掛かりとして特定の個人を識別させ、又は他の情報と照合することにより識別され得るおそれがある。

したがって、当該部分を条例第7条第2号により不開示とした判断は妥当である。

(エ) 相談票に書かれている問題言動の態様

当該情報は、体罰等を受けたと主張する児童生徒又はその保護者から提出された相談票に記載されていた情報を実施機関において要約又は整理したものであり、調査の対象となる事実が記載されている。

これらの情報は、実施機関内部の審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不利益を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第5号で不開示とした判断は妥当である。

加えて、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものに該当するため、当該部分は条例第7条第2号にも該当する。

また、これらの情報は、体罰等が疑われる教職員について実施機関が調査をする端緒となるものであり、実施機関の事務事業に関する情報である。

そして、これを開示すると、開示を望まない児童生徒又は保護者が子どもを守る相談票の提出を躊躇し、実施機関に情報が寄せられなくなり、体罰等が疑われる行為が放置されることになる等実施機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもあり、条例第7条第6号にも該当する。

以上より、当該部分を不開示とした判断は妥当である。

(オ) 事案の概要、課題（所感含む。）及び認定案

これらの情報は、審議会に諮るための案として実施機関が作成したものであり、実施機関内部における審議又は検討に関する情報に該当する。

そして、これらの情報は、いずれも実施機関内部又は実施機関相互の審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換

又は意思決定の中立性が不当に損なわれ、特定の者に不利益を及ぼすおそれがあるものである。

よって、条例第7条第5号により不開示とした判断は妥当である。

また、これらの情報は、いずれも個人に関する情報であり、これを公表すると特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものに該当するため、当該部分は条例第7条第2号にも該当するものである。

したがって、当該部分を不開示とした判断は妥当である。

(カ) 相談票原文を転記した部分

当該情報は、相談票に記載されていた体罰等に関する具体的な主張を実施機関がそのまま転記したものであり、実施機関の事務事業に関するものである。

相談票は、実施機関による体罰等調査の端緒となるものであるところ、当該情報を開示すると、開示を望まない児童生徒又はその保護者が相談票の提出を躊躇し、教職員による体罰、暴言又は不適切な行為に関する情報が実施機関に寄せられなくなる等、実施機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、条例第7条第6号により不開示とした判断は妥当である。

また、これらの情報は、いずれも個人に関する情報であり、これを公表すると特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものに該当するため、当該部分は条例第7条第2号にも該当する。

したがって、当該部分を不開示とした判断は妥当である。

(キ) 関係者からの聞き取り内容

当該情報は、相談票を提出した者等の関係者から実施機関が聞き取った内容を記載したものであり、実施機関の事務事業に関するものである。

そして、これを開示すると、開示を望まない関係者が以後実施機関による聞き取りへの協力を拒むといったことが起こり得るため、実施機関の業務の適正な遂行に影響を及ぼすおそれがある。

よって、条例第7条第6号により不開示とした判断は妥当である。

また、これらの情報は、いずれも個人に関する情報であり、これを公表すると特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものに該当するため、当該部分は条例第7条第2号にも該当する。

したがって、当該部分を不開示とした判断は妥当である。

イ 審議会議事録中、学校名及び議事録部分について

- (ア) 体罰等審議会議事録中、学校名に係る部分は、児童生徒又は教職員の個人に関する情報であり、これを開示することにより特定の個人が識別され又は他の情報と照合することにより識別され得るものに該当するため、当該部分を条例

第7条第2号により不開示とした判断は妥当である。

(イ) 審議会の議事録中の議事録部分には、個人に関する情報であり、これを開示すると特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものが記載されているため、条例第7条第2号により不開示とした判断は妥当である。また、議事録部分は、実施機関内部の審議又は検討に関する情報であり、これを開示すると審議会を構成する委員が発言をためらう等率直な意見の交換が害されるおそれがあるため条例第7条第5号により不開示とした判断は妥当である。

(ウ) したがって、当該部分を不開示とした判断は妥当である。

ウ 審議に関わる資料に係る不開示部分

(ア) 「体罰の定義」で始まる文書中教員の不適切な指導に関する主張が記載された手書きメモ部分

当該情報は、教職員の体罰、暴言又は不適切な指導に係る保護者の主張であり、相談票の記載と同視できるものである。したがって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得る情報であるため条例第7条第2号に該当する。また、実施機関の事務事業に関する情報に該当するため、これを開示すると、開示を望まない児童生徒又はその保護者が実施機関に対する情報の提供をちゅうちょするようになる等、実施機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため条例第7条第6号により不開示とした判断は妥当である。

したがって、当該部分を不開示とした判断は妥当である。

(イ) 「体罰の定義」で始まる文書中症状が記載された手書きメモ部分

当該情報は、心身の状況に関するものであることから個人に関する情報に該当する。そして、これを開示すると特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るおそれがある。

したがって、当該部分を条例第7条第2号により不開示とした判断は妥当である。

(ウ) 昭和23年法務庁（現法務省）通達（本件通達）中教員の不適切な指導に関する主張が記載された手書きメモ部分

当該情報は、教職員の体罰、暴言又は不適切な指導に係る保護者の主張であり、相談票の記載と同視できるものである。したがって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得る情報であるため条例第7条第2号に該当する。また、実施機関の事務事業に関する情報に該当する。そして、これを開示すると、開示を望まない児童生徒又はその保護者が実施機関に対する情報の提供をちゅうちょするようになる等、実施機関の業務の適正

な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので条例第7条第6号により不開示とした判断は妥当である。

したがって、当該部分を不開示とした判断は妥当である。

エ その他関連書類に係る不開示部分

(ア) 「熊本市体罰等審議会における審議結果について」と題する書面別紙部分中
学校名及び職員氏名

当該部分には、児童生徒の所属する学校名及び職員の氏名が記載されている。

これらの情報は、いずれも個人に関する情報であり、これを公表すると特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものに該当し、また、職員の氏名は、同職員が所属する学校を容易に推知させる情報であり、児童生徒を特定させるおそれが認められる。

したがって、当該部分を条例第7条第2号により不開示とした判断は妥当である。

(イ) 「令和4年度（2022年度）体罰等改善状況報告書の提出について（依頼）」
と題する書面中パスワードに関する情報

当該情報は、実施機関が学校に対して改善状況報告書の電子メールでの提出を求めた際に、当該電子メールに設定するパスワードの設定方法について指示をしたものである。したがって、実施機関の事務事業に関する情報である。

そして、これを開示するとパスワードの意義が没却されることになるため、実施機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれも認められる。

したがって、当該部分を条例第7条第6号により不開示とした判断は妥当である。

(3) 文書等開示請求拒否決定の妥当性について

ア 相談票

(ア) 条例第7条第2号該当性

相談票には、児童生徒の所属する学校名、学年、作成者氏名、保護者氏名、児童生徒氏名、保護者の連絡先（電話番号、電子メールアドレス）及び教職員の氏名が記載されている。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものに該当し、また、教職員の氏名は、同教職員が所属する学校を容易に推知させる情報であり、児童生徒を特定させるおそれが認められる。

したがって、当該部分を条例第7条第2号により不開示とした判断は妥当である。

(イ) 条例第7条第6号該当性

相談票は、体罰等が疑われる教職員について実施機関が調査をする端緒となるものであり、実施機関の事務事業に関する情報に該当する。

そして、これを開示すると、開示を望まない児童生徒又は保護者が相談票の提出をちゅうちょし、実施機関に情報が寄せられなくなり、体罰等が疑われる行為が放置されることになる等実施機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもある。

したがって、当該文書を条例第 7 条第 6 号により不開示とした判断は妥当である。

(ウ) 以上より、当該文書を不開示とした判断は妥当である。

イ 生徒直筆の手紙

(ア) 条例第 7 条第 2 号該当性

当該手紙中には、生徒及び教員の氏名が記載されている。また、これらの手紙には、教員に対する思い、事案に対する思い及び教員の体罰等により生じた影響に関する主張等生徒の心情もつづられている。

これらの情報は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものに該当する。

したがって、当該部分を条例第 7 条第 2 号により不開示とした判断は妥当である。

(イ) 条例第 7 条第 6 号該当性

当該手紙には、教員による体罰等に関する生徒の主張が記載されている。また、前述のとおり教員に対する思い、事案に対する思い及び教員の体罰等により生じた影響等に関する主張等が記載されている。これを開示すると、体罰等が疑われる調査において当事者である児童生徒が実施機関に対し率直な意見を提供することをちゅうちょすることが想定されることから、実施機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもある。

したがって、当該文書を条例第 7 条第 6 号により不開示とした判断は妥当である。

(ウ) 以上より、当該文書を不開示とした判断は妥当である。

ウ 教員から保護者に宛てた手紙及び保護者から教員に宛てた手紙

(ア) 条例第 7 条第 2 号該当性

これらの手紙中には、生徒、生徒の保護者及び教員の氏名が記載されている。また、これらの手紙には、生徒の保護者及び教員の心情も記載されている。

これらの情報は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものに該当する。

したがって、当該部分を条例第 7 条第 2 号により不開示とした判断は妥当である。

(イ) 条例第 7 条第 6 号該当性

当該手紙には、実施機関が相談票を受領する前に保護者及び教員間でやり取りされたことが記載されている。

これを開示すると、開示を望まない関係者が実施機関に対する資料提供をちゅうちょするようになることが想定されることから、実施機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもある。

したがって、当該文書を条例第 7 条第 6 号により不開示とした判断は妥当である。

(ウ) 以上より、当該文書を不開示とした判断は妥当である。

エ 医師が学校又は教員に宛てた病状報告

(ア) 条例第 7 条第 2 号該当性

当該文書には、生徒の氏名、病名及び病状が記載されている。これらの情報は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものに該当する。

したがって、当該部分を条例第 7 条第 2 号により不開示とした判断は妥当である。

(イ) 条例第 7 条第 6 号該当性

当該文書は、体罰等審議会における参考資料として実施機関が入手したものであり、実施機関の事務事業に関する情報に該当する。

そして、これを開示すると、今後の体罰等の調査において実施機関が資料の提出を求めても、開示を望まない関係者が病状等プライバシーに関わる情報が記載された資料の提供を拒むこととなる等の影響が生じることが想定される。

したがって、当該文書を条例第 7 条第 6 号により不開示とした判断は妥当である。

(ウ) 以上より、当該文書を不開示とした判断は妥当である。

オ 入院診療計画書、リハビリテーション実施計画書、診療明細書、検査詳細情報、装具装着証明書、治療用装具明細書、処方箋、調剤報酬明細書、医療機関予約表、「医療等の状況」と題する書面及び装具作成に係る領収書

(ア) 条例第 7 条第 2 号該当性

当該文書には、生徒の氏名、患者番号、病名等の個人の医療に関する情報が記載されている。これらの情報は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものに該当する。

したがって、当該部分を条例第 7 条第 2 号により不開示とした判断は妥当である。

(イ) 条例第 7 条第 6 号該当性

当該文書は、体罰等審議会における参考資料として実施機関が入手したもの

であり、実施機関の事務事業に関する情報に該当する。

そして、これを開示すると、今後の体罰等の調査において実施機関が資料の提出を求めても、開示を望まない関係者が病状等のプライバシーに関わる情報が記載された資料の提供を拒むこととなる等の影響が生じることが想定される。

したがって、当該文書は、条例第7条第6号により不開示とした判断は妥当である。

(ウ) 以上より、当該文書を不開示とした判断は妥当である。

カ 「いじめの定義の変遷」と題する書面、熊本市立小・中学校「部活動の指針」、学校だより、「学校における安全配慮義務に関する一考察」と題する論文及びインターネット記事

これらの文書は、一般に容易に入手可能なものであることが認められる。したがって、条例第2条第2号アに該当するものとして開示請求の対象にならないとした実施機関の判断は妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田 道夫
会長職務代理者		河津 典和
委	員	魚住 弘久
委	員	岩橋 浩文
委	員	北野 誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和5年（2023年） 6月26日	熊本市教育委員会から諮問（令和5年（2023年）6月26日付け）を受けた。 熊本市教育委員会から審査請求書の写しを受理した。 熊本市教育委員会から弁明書の写しを受理した。 熊本市教育委員会から反論書の写しを受理した。
令和7年（2025年） 2月7日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 3月7日	答申案の審議を行った。
令和7年（2025年） 4月4日	答申案の審議を行った。
令和7年（2025年） 4月18日	答申案の審議を行った。
令和7年（2025年） 5月9日	答申案の審議を行った。
令和7年（2025年） 5月23日	答申案の審議を行った。
令和7年（2025年） 6月6日	答申案の審議を行った。

情 個 審 答 申 第 2 号
令和7年（2025年）6月6日

熊本市教育委員会 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年（2023年）6月26日付け、教人発第000072号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

令和2年4月1日から現在までの期間における特定の中学校の学校事故に関する文書等
開示（一部請求拒否）決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市教育委員会（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示（一部請求拒否）決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和4年（2022年）8月29日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、令和2年（2020年）4月1日から現在までの期間における特定の中学校の学校事故に関する文書等の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 令和4年（2022年）9月16日、実施機関は、文書等開示（一部請求拒否）決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年11月1日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 実施機関が非開示とした当該文書の内容は、個人情報の問題はあるが、審査請求人の娘の件に対し、保護者の立場から非開示とすべき理由はなく実施機関は条例の適用を誤っており違法であると考える。

又、審査請求人と被害を受けた本人(娘)は、約2年間教師から受けた暴言や暴力等の問題行為、怪我の件で、実施機関が行う教師への処分、熊本市体罰等審議会での審議結果に対し不服を感じている。被害を受けたのは娘本人であり、真実を知る為には個人情報の問題はないと考える。

- (2) 熊本市体罰等審議会にかけられた娘の件で、実施機関は審査請求人、被害を受けた本人(娘)が実施機関に提出した審査請求人の事実の証言や主張、被害者(娘)の主張や直筆の文書等、約2時間に及ぶ動画のデータ(暴言、暴力)、「子供を守る相談票」等、全ての関係資料が、事実を隠蔽する事なく体罰審議会に諮られ、何一つ事実を隠蔽する事なく真実を報告した上で、全ての案件(教師の問題行為)に対し、客観性、公平性を担保し正しい審議が行われたのか、被害を受けた側として真実、審議結果の理由を知る権利がある為。

- (3) 実施機関に熊本市体罰等審議会での審議結果を書面で通知して頂ける様に要望したが、実施機関は電話による結果報告のみを行い書面での通知は対応しないと回答。その為、実施機関に審議結果に基づいた理由の説明を求めたが、実施機関は説明をする事は一切出来ないと回答し、審議内容の深層が分からないままである為。
- (4) 熊本市体罰等審議会に諮られた娘の件で、一部不適切な指導と認定を受けたが、その他違法性を問うと考えられる案件も含まれており、審議内容に対し真実を知りたいと強く思う為。
- (5) 実施機関へ数々の対応を求めるが拒まれる為、審査請求人と被害を受けた本人(娘)は、数々の教師の行為が暴言や体罰として認定されなかった事に対し不服があり、真実を知る為の一つの手段として審査請求を求める。
- (6) 教師の行為により新たな別の事案が発生した為、熊本市体罰等審議会に再度、「子供を守る相談票」を提出し再審議を求めたが、新たな案件を含め再審議にはかけられないと返答があり審議されなかったが、理由を知る為。
- (7) 教師の判断による強要で怪我を負い現在も治療を続けているが、約1年経過した現在も教師の問題行為は改善されず、新たに取り決めを行った件に関しても教師が守らなかった為に治療中の症状が悪化するまで、処分を行わず、不適切な指導と認定を受けた教師の授業を被害生徒が受け続けなければならない、実施機関の判断に不服を感じる為。
- (8) 現在被害を受けた娘は教師の不適切な指導が原因で自傷行為、自殺願望がある為、審査請求人は日々危機感を感じており、全ての案件がどのように審議が行われたのか、経緯と真実を知り、実施機関へ早急に教師への厳しい対応と厳しい処分を求める為。
- (9) 熊本市教育委員、熊本市体罰等審議会の処分等に不服を感じ、審議内容の深層を調査した所、審議会に諮られた案件に対し、虚偽の報告があると判明した。審査請求人は親権者であり真実を知る権利がある為、弁解は成り立たず、全事案に対し虚偽、公平性を担保し議論されているか、真実を解明するため。
- (10) 虚偽の報告があると事実が判明したため、実施機関は条例の適用を誤っており、本件処分は違法である。
- (11) 以上の点から、本件処分の取り消しを求める為、本件審査請求を提起した。

2 実施機関の主張

- (1) 条例は、個人情報の本人開示の制度を定めていない。したがって、条例に基づいて開示請求がなされた場合の開示の可否は、開示請求者のいかなる判断することとなり、たとえ本人から自己に関する情報の開示請求があった場合でも条例第7条の不開示情報に該当するときは不開示とせざるを得ない。
- (2) 一部不開示処分に係る不開示部分は条例第7条第2号に該当することから、実施

機関が条例の適用を誤った事実はなく、本件処分は適法である。本件審査請求には理由がないので、審査請求は棄却されるべきである。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、令和2年（2020年）4月1日から現在までの期間における特定の中学校の学校事故に関する文書等である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。なお、本件文書の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 審査請求人が「審査請求人の娘の件に対し、保護者の立場から非開示とすべき理由はな」いと主張する点について

条例に定める開示請求制度は、何人に対しても請求の目的のいかんを問わず請求を認めるものであり、本人の自己に関する情報の開示請求である場合を含め、開示請求者が誰であるかなどは考慮されないものである。

したがって、審査請求人の主張は妥当ではない。

(2) 令和2年（2020年）7月31日付け事故報告

実施機関は、当該文書中、第1当事者の氏名、ふりがな、性別、学年、クラス、年齢、部活動名及び当該部活動担当の教諭名の部分が条例第7条第2号に該当するとして不開示としている。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものに該当する。また、部活動名及び当該部活動担当教諭名についても公開することによって第1当事者が識別され得る。

したがって、当該部分を条例第7条第2号により不開示とした判断は妥当である。

(3) 令和2年（2020年）12月9日付け事故報告

実施機関は、当該文書中、第1当事者の氏名、ふりがな、性別、学年、クラス、年齢の部分が条例第7条第2号に該当するとして不開示としている。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものに該当する。

したがって、当該部分を条例第7条第2号により不開示とした判断は妥当である。

(4) 令和3年(2021年)4月2日付け事故報告

実施機関は、当該文書中、第1当事者の氏名、ふりがな、性別、学年、クラス、年齢、部活動名及び当該部活動担当の教諭名の部分が条例第7条第2号に該当するとし
て不開示としている。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は他の情
報と照合することにより識別され得るものに該当する。また、部活動名及び当該部活
動担当教諭名についても公開することによって第1当事者が識別され得る。

したがって、当該部分を条例第7条第2号により不開示とした判断は妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和5年（2023年） 6月26日	熊本市長から諮問（令和5年（2023年）6月26日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和7年（2025年） 2月7日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 5月23日	答申案の審議を行った。
令和7年（2025年） 6月6日	答申案の審議を行った。

情個審答申第3号
令和7年（2025年）6月20日

熊本市長 大西 一史 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書
の第三者点検に係る意見について（通知）

令和7年（2025年）5月9日付け戸住発第104号で依頼のあった住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検について、当審議会特定個人情報保護評価専門部会において審議した結果を踏まえ、下記のとおり意見を提出します。

記

業務の名称	住民基本台帳に関する事務
担 当 部 署	文化市民局市民生活部戸籍住民課
審議会の意見	特定個人情報ファイルを取り扱う住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価書の変更については、了承します。 【附帯意見】 1. 評価書中「IV その他のリスク対策」のうち、「1.監査」における「②監査」の具体的な内容欄には、市が受託業者（ガバメントクラウド運用管理補助者をいう。以下同じ。）に対して行う監査も含め、市として実施する監査の内容を具体的に追記すること。 2. ガバメントクラウドへの移行にあたっては、ガバメントクラウド上に構築したシステム運用にかかわる者すべてが、市の監督の対象になるという認識を持ち、特に以下の点については十分に注意の上、実施されたい。 （1） 市は、受託業者において個人情報の適切な取り扱いがなされるよう受託業者に指導するとともに、監督すること。 （2） 受託業者によるシステム設計、環境設計にあたっては、国の標準仕様書に従っており、かつ市が求める仕様となっているか、システム構築の段階から検証を十分に行うこと。 特に、環境設定については設定誤りが発生しないよう事前の確認を十分に行うとともに、異常イベント検知システムを適切に設定し、設定どおりに発報するか運用開始前に必ず検証すること。 （3） 運用開始後においても、受託業者によるシステムの運用等が仕様書と整合しており、適切に実施されていることについて定期的に監

	査等を行うこと。また、異常イベント検知システムの発報に対して適切に対応しているかについても定期的に確認すること。 (4) 再委託を行う場合には、その再委託先の業務についても受託業者と同様に確認すること。 3. 「庁内データ連携機能（システム）」については、設定された業務システムに限り連携されるよう、認証システムを適切に構築するとともに、運用開始後においても設定が適切に運用されているか、監査等により適宜確認すること。
--	--

情個審答申第4号
令和7年（2025年）6月20日

熊本市長 大西 一史 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書
の第三者点検に係る意見について（通知）

令和7年（2025年）5月22日付け感予発第83号で依頼のあった予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検について、当審議会特定個人情報保護評価専門部会において審議した結果を踏まえ、下記のとおり意見を提出します。

記

業 務 の 名 称	予防接種に関する事務
担 当 部 署	健康福祉局保健衛生部感染症予防課
審議会の意見	特定個人情報ファイルを取り扱う予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価書の変更については、了承します。 【附帯意見】 1. 評価書中「IV その他のリスク対策」のうち、「1.監査」における「②監査」の具体的な内容欄には、市が受託業者（ASP及びガバメントクラウド運用管理補助者をいう。以下同じ。）に対して行う監査も含め、市として実施する監査の内容を具体的に追記すること。 2. ガバメントクラウドへの移行にあたっては、ガバメントクラウド上に構築したシステム運用にかかわる者すべてが、市の監督の対象になるという認識を持ち、特に以下の点については十分に注意の上、実施されたい。 （1） 市は、受託業者において個人情報の適切な取り扱いがなされるよう受託業者に指導するとともに、監督すること。 （2） 受託業者によるシステム設計、環境設計にあたっては、国の標準仕様書に従っており、かつ市が求める仕様となっているか、システム構築の段階から検証を十分に行うこと。 特に、環境設定については設定誤りが発生しないよう事前の確認を十分に行うとともに、異常イベント検知システムを適切に設定し、設定どおりに発報するか運用開始前に必ず検証すること。 （3） 運用開始後においても、受託業者によるシステムの運用等が仕様書と整合しており、適切に実施されていることについて定期的に監

	査等を行うこと。また、異常イベント検知システムの発報に対して適切に対応しているかについても定期的に確認すること。 (4) 再委託を行う場合には、その再委託先の業務についても受託業者と同様に確認すること。 3. 「庁内データ連携機能（システム）」については、設定された業務システムに限り連携されるよう、認証システムを適切に構築するとともに、運用開始後においても設定が適切に運用されているか、監査等により適宜確認すること。
--	--

情 個 審 答 申 第 5 号

令和7年（2025年）7月4日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年（2023年）8月17日付け、西総企発第000222号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

特定人の遺骨受取り及び相続財産取扱いに関する発送文書とその相続人からの回答文書の文書等不開示決定（存否応答拒否）に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等不開示決定（存否応答拒否）（以下「本件処分」という。）の決定は妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和5年（2023年）5月24日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、特定人の遺骨受取り及び相続財産取扱いに関する発送文書とその相続人からの回答文書（以下これらの文書を「本件文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 同年6月6日、実施機関は本件処分を行った。
- 3 同月13日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件処分は、相続財産の引継に必要な事であり、また、熊本家庭裁判所へ報告が必要な案件であるため、本件処分の取消しを求める。

2 実施機関の主張

条例第9条は、開示請求に係る文書等の存否について回答することにより、不開示情報の保護利益が害されることとなるときは、当該文書等の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる旨を定めたものである。

また、条例第7条は、不開示情報について、各号において規定しているところ、同条第2号は、個人に関する情報について、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。

同条同号の趣旨は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシー

一を最大限に保護するため、個人に関する情報を、原則として、不開示情報にすることを定めたものである。

同条同号の「個人に関する情報」とは、個人（死亡した者を含む。）の生死、内心、身体、身分、地位、経歴その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価などのすべての情報を含むものであり、個人に関連する情報全般を意味するものである。

本文書は、特定の個人の死亡の事実に関連する文書であり、当該文書の存否について回答することにより、特定の個人の生死が明らかとなる。

この点、特定の個人の生死については、上記のとおり、条例第7条第2号の「個人に関する情報」に該当することから、仮に、本文書の存否について明らかにした場合には、特定の個人の生死が明らかとなり、条例第7条第2号の規定により保護される利益である「個人に関する情報」が、不開示情報として開示した場合と同様に害されることとなる。

したがって、本文書に係る開示請求については、条例第9条の「当該開示請求に係る文書等の存否について回答することにより、条例第7条の規定により保護される利益が不開示情報を開示した場合と同様に害されることとなる」に該当することから、本件処分を行ったものである。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、本文書である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 条例第9条の該当性（存否応答拒否の可否）について

仮に本文書が存在した場合、当該文書には当該個人や相続人等の個人に関する情報が記載されている。そのため、本文書は条例第7条第2号の規定による不開示情報に該当する。

そして、本件開示請求においては、具体的に特定された個人に関する文書等の開示請求がされている以上、これに対して「不開示」の処分をしたとすれば、その対象文書の存在が明らかになり、開示請求者に当該個人の生死及び相続人の有無等が知られてしまい、条例第7条第2号の規定により保護されるべき個人のプライバシーが公表され

ないという個人の利益が、当該文書等が開示された場合と同様に害されることになる。

したがって、本件開示請求に対し、条例第9条の規定により存否応答拒否として不開示とした実施機関の判断は妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和5年（2023年） 8月17日	熊本市長から諮問（令和5（2023年）8月17日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。
令和7年（2025年） 6月20日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 7月4日	答申案の審議を行った。

情 個 審 答 申 第 6 号
令和7年（2025年）8月1日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年（2023年）6月28日付け、南総企発第246号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

市道〇〇〇〇道路改良事業に係る請求人所有土地の追加買収に関連する資料等に関する文書等開示請求拒否（不存在）決定及び文書等開示決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

- 1 熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示請求拒否（不存在）決定は妥当である（第2の1に掲げる請求文書①関連）。
- 2 実施機関は、審査請求人が行った文書等開示請求の対象文書として、令和4年9月28日に南区土木センター維持課が起案した「9月13日南区土木センター打合せ内容などについて（回答）」の文書を追加して特定し、更に該当するものがあれば、これを追加して特定し、開示決定等をすべきである（第2の1に掲げる請求文書②関連）。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和4年（2022年）10月27日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、市道〇〇〇〇道路改良事業に係る請求人所有土地の追加買収に関連して、①側溝横の工法の盛土工法以外の案の検討内容、設計内容、各用地買収面積の算定関係の全資料（以下「請求文書①」という。）及び②市が「損害賠償はしない」と判断した関係全資料（以下「請求文書②」という。）の文書等の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 同年11月21日、実施機関は、請求文書①について、工法検討に係る資料は存在するものの、当該資料は職員の個人的な検討段階にとどまるメモや資料のため、保有している文書に該当しないとして、文書等の不存在を理由とする文書等開示請求拒否決定（以下「本件処分①」という。）を行い、請求文書②について文書等開示決定（以下「本件処分②」という。）を行った。
- 3 同月27日、審査請求人は、本件処分①の取消し及び本件処分②で開示された文書以外の文書等の開示を求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 本件処分①について

ア 工法検討を個人的なメモですることとはあり得ない。工法検討に当たっては、図面、構造計算書、経費比較のための積算書、用地買収面積算定書等が必要であるはずである。

イ 工法検討は終わり測量を行い用地買収面積も確定段階であるにもかかわらず、

検討段階中との判断は誤判断である。

ウ 業者に依頼して作成した文書は組織で保有しないのか。組織で保有しないということは、担当職員が独断で勝手に業者に依頼して作成した文書なのか。

エ 工法検討について個人のパソコンに保存させることは大問題である。

オ 上司の指示により作成したものであるなら尚更、職務上公務で使用する目的のものである。現在、その工法検討データに基づき用地交渉を行っているのではないのか。

(2) 本件処分②について

ア 「市の総意で賠償請求に対応しない」との結論だったが、市長名で対外的に文書を発送するには最低でも起案して決裁になった資料はあるはずである。

イ 市長名の文書で「市の総意で賠償請求には対応しない」と説明している。市長名で文書を発送する場合には、起案書又は決裁書、発送伺い書等の文書が存在しないのはあり得ない。

ウ 実施機関は、本件開示請求の記載内容からは、決定時点において決裁文書等が含まれていると判断できるものではなく、本件処分②の後、改めて審査請求人が当該決裁文書等を特定したうえで開示請求を行ったため、既に開示を行っている旨弁明しているが、これは、令和4年（2022年）9月29日付けの文書のみ当該とするもので、同年4月12日付け南土発第26号、同月14日付け南土発第34号、同月20日付け南土発第73号、第74号、第75号、第76号、同年5月26日付け南土発第195号、同年6月10日付け南土発第234号、同月13日付け南土発第245号、同年7月14日付け南土発第309号、同年9月13日付け南土発第436号及び同月29日付け南土発第485号の公文書の起案と決裁処理文書の開示を求めており、今まで提出された公文書全ての起案と決裁処理文書の開示を求める。

2 実施機関の主張

(1) 本件処分①について

ア 工法検討については、担当職員が業者に依頼して作成させたデータを個人のパソコン（職員に貸与された市所有のパソコン）に保存しており、個人の検討段階にとどまるメモや資料として存在しているものであるため、組織的に実施機関が保有している文書等には該当しない。

イ これが開示になるものになったとしても検討段階中の資料であることから、条例第7条第5号（審議、検討等に関する情報）及び同条第6号（事務又は事業に関する情報）により不開示となる。

ウ 上司の指示により担当職員が業者に依頼したものであるが、実際に組織的に用いることはなく、担当職員の個人的な検討段階にとどまるメモや資料として保存さ

れていたものである。

(2) 本件処分②について

ア 土木部長、土木部各課、法制課等との打ち合わせ時に使用した資料は、開示した資料3枚であり、相談結果等については口頭により説明を行っている。

イ 市長名で発送した文書は、全て起案と決裁処理を行っており、いずれも適切な処理のもとに行っている。

ウ 本件開示請求の記載内容からは、決定時点において決裁文書等が含まれていると判断できるものではなかった。本件処分②の後、改めて審査請求人が当該決裁文書等を特定したうえで開示請求を行ったため、既に開示を行っている。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、市道〇〇〇〇道路改良事業に係る請求人所有土地の追加買収に関連する資料等に関する文書等である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。なお、本件文書の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 本件処分①について

実施機関は、当該工法検討に係る資料は職員の個人的な検討段階にとどまるメモや資料のため、開示請求の対象となる「文書等」に該当しないと主張し、審査請求人はこれを争っていることから、この点について検討する。

開示の対象となる「文書等」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録」であって、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」をいう（条例第2条第2号）。そして、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に係る事案の裁判例（東京高裁平成18年（行コ）第246号同19年2月14日判決等）の趣旨に鑑みれば、「組織的に用いる」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のものを意味すると解され、「組織的に用いる」ものといえるかどうかは、当該文書の作

成又は取得の状況、当該文書の利用の状況、保存又は廃棄の状況などを総合的に考慮して実質的な判断を行うのが相当である。

当審議会が見分したところ、当該文書は上司の指示により担当職員が業者に依頼して作成された文書であるものの、当該上司の指示は業者を指定するなどの具体的な内容を伴った指示ではなかったことを確認した。また、当該文書は、当該職員のみが使用することを予定して当該職員のみが使用する業務用パソコンに保存されており、当該職員以外の職員が利用できる状況にはなかった。さらに、後に行われた道路側溝補強工事实施に当たっての起案文書には、当該文書を基に作成された補強詳細図を含む計画平面図は添付されているものの、当該文書の添付はなく、また当該文書が起案とは別に決裁過程で具体的に共有されている事実は確認できなかった。

以上のような工法検討に係る資料の取扱いは、当審議会が見分したところの熊本市の工事関連業務の一般的な事務取扱いに照らし、明らかに不合理とはいえないものである。

以上より、当該文書は、取得、作成及び利用の状況を総合的に考慮すると、実質的に組織としての共用文書の実質を備えた状態ではなく「組織的に用いる」ものであるとはいえない。

したがって、当該工法検討の資料は「文書等」に当たらず、不存在とした判断は妥当である。

(2) 本件処分②について

審査請求人は、市長名で文書を発送する場合には、起案文又は決裁書、発送伺い書等の文書が存在しないのはあり得ないと主張する。

当審議会が見分したところ、少なくとも実施機関が特定した文書の他に対象と考えられる、令和4年9月28日に南区土木センター維持課が起案した文書「9月13日南区土木センター打合せ内容などについて(回答)」を保有していたことを確認した。

この点、実施機関は、本件開示請求の記載内容からは、決定時点において決裁文書等が含まれていると判断できるものではなかったと主張しているが、審査請求人が本件開示請求に記載した内容は「判断した関係全資料(相談、協議、結論の資料等)」であり、この記載内容自体から決裁文書等が開示対象であることは明らかであり、あえて決裁文書等を特定しない合理的な理由は見当たらない。

したがって、令和4年9月28日に南区土木センター維持課が起案した文書「9月13日南区土木センター打合せ内容などについて(回答)」を対象文書として特定しなかった判断は妥当ではない。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
---	---	----	----

会長職務代理者	河津	典和
---------	----	----

委	員	魚住	弘久
---	---	----	----

委	員	岩橋	浩文
---	---	----	----

委	員	北野	誠
---	---	----	---

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和5年（2023年） 6月28日	熊本市長から諮問（令和5年（2023年）6月28日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和7年（2025年） 4月4日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 4月18日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 5月9日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 5月23日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 6月6日	答申案の審議を行った。
令和7年（2025年） 6月20日	答申案の審議を行った。
令和7年（2025年） 7月4日	答申案の審議を行った。
令和7年（2025年） 7月18日	答申案の審議を行った。
令和7年（2025年） 8月1日	答申案の審議を行った。

情 個 審 答 申 第 7 号

令和7年（2025年）8月1日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年（2023年）8月31日付け、都政発第360号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

市道〇〇〇〇道路改良事業に係る請求人所有土地の追加買収に関連する買収単価が分かる資料に関する文書等開示（一部請求拒否）決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示（一部請求拒否）決定は妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和4年（2022年）10月31日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、市道〇〇〇〇道路改良事業に係る審査請求人所有土地の追加買収に関連する買収単価が分かる資料の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 同年11月21日、実施機関は、対象文書として不動産鑑定評価書、成果品納入書、完成書、完了検査調書、業務の目的と範囲等の確定に係る確認書、鑑定評価依頼書、承諾書及び起案文書（以下「本件文書」という。）を特定し、文書等開示（一部請求拒否）決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同月27日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 住所の詳細を塗りつぶすならいいが、個人を特定できる住所の詳細は表示し、求める買収単価は塗りつぶす事は条例に反する。
- (2) 鑑定評価額の算定に関する部分について、前回の開示決定（令和4年（2022年）9月22日付け南土発第499号）では用地の単価も黒で塗りつぶされて分からないため、用地の単価が分かる資料を求めたのに、前回と同様、黒塗りで買収単価は見えなくしている。この市道は平成26年1月に全線用地買収が終り登記迄済んでいる。開示してどこに支障があるか具体的に回答をしてほしい。氏名、住所を黒塗りで金額を明示することで、個人に当たる情報に該当しないのではないか。
- (3) 以上の点から、本件処分の取消しを求めるため、本件審査請求を提起した。

2 実施機関の主張

- (1) 氏名、住所及び個人の印影については、条例第 7 条第 2 号に該当するとして不開示とした。
- (2) 担当不動産鑑定士の個人印の印影については、条例第 7 条第 2 号に該当するとして不開示とした。
- (3) 市道〇〇〇〇道路改良事業に必要な土地を取得するための土地の鑑定評価（成果品一式）については、請求当時、事業遂行中であり、条例第 7 条第 6 号に該当するため不開示とした。
- (4) 鑑定評価額の算定に関する部分について、審査請求人が「平成 26 年 1 月に全線用地買収が終り登記迄済んでいる。」と指摘する買収事業は、本件文書に係る買収事業とは事業を異にする。

市道〇〇〇〇道路改良事業については、請求当時、遂行中であったことから、本件処分を行った時点で、それ以降も他の地権者との買収交渉の可能性があったところ、事業継続中に買収単価等が開示されることとなると、明らかとなった買収単価が自己に有利であれば、これから買収交渉に臨む地権者が、自己の所有地と既にも買収された土地との評価要因が異なる場合であっても、その価格を前提に買収交渉に臨むこととなり、その結果、実施機関が適正な買収価格を提示したとしても、それに応じないことにより、買収交渉が難航するなど、事業に著しい遅滞が生じるので、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり不開示とした。

買収単価については、条例第 7 条第 6 号に該当することを主たる理由として不開示としたものであり、仮に同条第 2 号に規定する「個人に関する情報」に該当しないとしても、開示できないことに変わりない。熊本市個人情報保護条例（平成 13 年条例第 43 号。以下「個人情報保護条例」という。）上は審査請求人の個人情報に該当することから、個人情報保護条例に基づき開示可能であることは、数度にわたって審査請求人に対して説明を行っている。

第 4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、市道〇〇〇〇道路改良事業に係る審査請求人所有土地の追加買収に関連する買収単価が分かる資料である。

2 判断に当たったの基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。なお、本件文書の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 対象不動産の所在、現況及び所有者の氏名について

対象不動産の所在、現況、所有者の氏名はいずれも「個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの」（条例第7条第2号）に当たる。

したがって、実施機関が条例第7条第2号に該当するとした判断は妥当である。

(2) 鑑定受託者の代表者印の印影について

鑑定受託者の代表者印の印影は、認証的機能を有しており、実社会において重要な役割を果たしているのであるから、これが公開されると、偽造等によって、当該法人の財産権等の「正当な利益を害するおそれ」があると認められる。

したがって、実施機関が条例第7条第3号アに該当するとした判断は妥当である。

(3) 担当不動産鑑定士の個人の印影について

実施機関は条例第7条第2号に当たるとしているが、当該印影は「事業を営む個人の当該事業に関する情報」（同条第3号）に該当する情報である。そして、当該印影は、認証的機能を有しており、実社会において重要な役割を果たしているのであるから、これが公開されると、偽造等によって、当該法人の財産権等の「正当な利益を害するおそれ」があると認められる。

したがって、同号アを適用すべきであったと考えるが、不開示とする判断に変わりはなく当審議会の結論に影響はしない。

(4) 鑑定評価額の算定に関する部分について

当審議会が確認したところ、少なくとも本件処分を行った令和4年（2022年）11月21日時点においては、本件事案を含む「市道〇〇〇〇道路改良事業」は継続中であり、その後も他の地権者との買収交渉の可能性があったことから、事業継続中に買収単価等が開示されることとなると、これから買収交渉に臨む地権者がその価格を前提に買収交渉に臨むこととなり、その結果、実施機関が適正な買収価格を提示したとしても、それに応じないなど、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあったと認められる。これらの状況を鑑みれば、条例第7条第6号で規定する「当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に当たると認められる。

したがって、鑑定評価額の算定に関する部分を実施機関が条例第7条第6号に該当するとした判断は妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 澤田 道夫

会長職務代理者 河津 典和

委 員 魚住 弘久

委 員 岩橋 浩文

委 員 北野 誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和5年（2023年） 6月28日	熊本市長から諮問（令和5年（2023年）6月28日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和7年（2025年） 4月4日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 4月18日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 5月9日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 5月23日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 6月6日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 6月20日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 7月4日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 7月18日	答申案の審議を行った。
令和7年（2025年） 8月1日	答申案の審議を行った。

情 個 審 答 申 第 8 号
令和7年（2025年）8月1日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年（2023年）9月8日付け、南総企発第374号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

南区土木センターの令和2年度、令和3年度の〇〇〇〇道路改良事業に係る請求人所有の土地に関する文書等に関する文書等不開示（不存在等）決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等不開示（不存在等）決定は、一部妥当でない。

第2の1に掲げる請求文書②のうち、令和5年3月6日に実施された境界立会以前に土地家屋調査士が基準点の測量を行った結果を記載した文書は追加して特定し開示決定等を行うべきである。また、第2の1に掲げる請求文書③のうち、用地交渉日報（日誌）は文書等の不存在を理由に不開示決定をすべきである。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和5年（2023年）5月1日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、〇〇〇〇道路改良事業に係る請求人所有土地の追加買収に関連して、①市が業者に工法検討を依頼した内容が分かる関係書類（起案、決裁、契約書、仕様書、報告書、工事図面、買収図面、検査書類等）（以下「請求文書①」という。）、②同年3月6日に立ち会った土地家屋調査士との関係書類（契約書、仕様書、測量結果、成果品等）（以下「請求文書②」という。）及び当該土地の買収に当たって、買収杭を設置して買収面積を地権者に説明した関係資料一式（日時、場所、説明書、出席者、説明者、賛同した印・サインの資料等）、用地交渉日報（日誌）、用地買収に伴う隣接者及び用地買収杭で買収範囲を確認している写真（指差し写真等）一式（以下「請求文書③」という。）の文書等の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 同年5月23日、実施機関は、請求文書②のうち「契約書」及び請求文書③のうち「関係資料一式（日時、場所、説明書、出席者、説明者、賛同した印・サインの資料等）」について文書等開示（部分開示）決定を行い、その余の請求文書については、請求文書①、請求文書②及び請求文書③のうち「用地買収写真に関する文書」については不存在を理由とし、請求文書③のうち「用地交渉日報（日誌）」については条例第7条第2号に該当することを理由として、文書等不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年6月16日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 請求文書①について

- ア 個人のメモ段階の資料と主張するなら、正式な資料でない資料により、用地交渉の工法検討として地権者と用地交渉してよいのか。
- イ 職務上、公務で使用するパソコンにデータが保存されて、組織的に実施機関が保有しているもので、「磁気テープその他これらに類するもの」に該当する。
- ウ 「上司の指示により作成した」との回答であるが、それなら尚更、職務上、公務で使用するためのもので、地方公務員法第32条に基づき行ったもので、組織的に用いる用いらないにかかわらず、「磁気テープその他これらに類するもの」に該当する。
- エ 「上司の指示により担当者が業者に依頼した」とのことであるので、その依頼文書一式を求める。
- オ 審査請求書に記載した主張について、実施機関が弁明書に添付した資料には記載がない。なぜ弁明しないのか。

(2) 請求文書②について

- ア 仕様書等がなければ、何をどうするかも分からず、その成果品もなく、熊本市は確認することもなく受託者に支払いをするのか。
- イ 事前確認だったとの回答だが、土地家屋調査士ともう1名により、実際、測量（TS測量）を行った。
- ウ 登記事務委託書兼受託書には⑥測量の欄に○が付けられており、測量することを示唆しているのに、事前確認だったと嘘をつくのか。
- エ 「審査請求人も現場立会の上、作業を行っている」との回答は全くの嘘である。この回答は、もう境界立会を行い、測量作業は終わっているような弁解である。現場立会とは何か、作業とは何か。
- オ 「測量については…基準点の測量も含まれている」との弁明は令和5年（2023年）5月23日付け南土発第190号の文書等不開示決定通知での回答と矛盾する。
- カ 「測量については…基準点の測量も含まれている」との回答であるが、基準点を測量したのであれば、令和5年（2023年）4月27日付けで開示を求めた「土地家屋調査士との関係書類」を「不存在」と回答したと矛盾する。

(3) 請求文書③について

- ア 用地買収写真に関する文書について
 - (ア) 平成25年（2013年）3月14日の立会では隣接者と指差写真を何十枚も撮影されたので必ずあるはずである。

(イ) 文書も図書も写真も作成されず、存在しないのであれば、熊本市公文書管理条例及び熊本市文書に関する訓令に違反している。

(ウ) 用地立会で、地権者に説明した文書もなく、隣接者との境界立会の写真（指差し）もなく、隣接者との境界杭の確認もなく、買収杭も設置せず、用地買収契約書や買収図面を作成したのか。そのように書類も図面も写真もなく、役所として用地買収業務を行っているのか。

イ 用地交渉日報（日誌）について

(ア) 私だけの用地交渉日報（日誌）の関係書類を求めているのに、なぜ不開示にしたのか。

(イ) 他の情報と照合することにより個人が識別されとのことだが、他の情報とは何か。他の情報は求めているのになぜそのようなことで不開示としたのか。

(ウ) 「他の情報」を盾に不開示にすれば、全てが不開示にできる。その不開示という範囲はどのようなことを、どのような場合に不開示でよいのか。

(エ) 用地立会で、隣接者は個人が識別（特定）されていなければ境界立会は成り立たない。

(オ) 私以外の隣接者の氏名が記載されているなら、黒ぬりで消せばよいのではないのか。

2 実施機関の主張

(1) 請求文書①について

令和4年（2022年）11月21日付け南土発第409号で回答したとおり、職員の個人的な検討段階にとどまるメモや資料として存在しているものであり、組織的に実施機関が保有している文書には該当しないため不存在とした。

(2) 請求文書②について

登記事務委託書兼受託書に係る仕様書については、作成されておらず、該当する文書は存在しない。令和5年（2023年）3月6日の立会いについては、地積測量図を作成する上での事前確認作業（既存杭の確認、杭間の目視確認）であり、今後行う境界立会を実施した後、測量結果、成果品を作成するために開示決定時点では該当する文書は存在しない。

(3) 請求文書③について

ア 令和5年（2023年）3月9日付け南土発第1174号で回答したとおり、用地買収に伴う隣接者及び用地買収杭で買収範囲を確認している写真一式について、存在の有無を調査したが、該当する文書は作成されておらず、存在しない。

イ 令和5年（2023年）3月9日付け南土発第1172号で回答したとおり、用地交渉日報（日誌）については、他の情報と照合することにより特定の個人が識別

されることがないように不開示とした。ただし、個人情報保護条例に基づく開示請求があれば開示可能である。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、〇〇〇〇道路改良事業に係る請求人所有土地の追加買収に関連する文書等である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。なお、本件文書の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 請求文書①について

ア 工法検討に係る資料について

実施機関は、当該工法検討に係る資料は職員の個人的な検討段階にとどまるメモや資料のため、開示請求の対象となる「文書等」に該当しないと主張し、審査請求人はこれを争っていることから、この点について検討する。

開示の対象となる「文書等」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録」であって、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」をいう（条例第2条第2号）。そして、「組織的に用いる」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のものを意味すると解され、「組織的に用いる」ものといえるかどうかは、当該文書等の作成又は取得の状況、利用の状況、保存又は廃棄の状況などを総合的に考慮して実質的に判断すべきものである。

当審議会が見分したところ、当該文書は上司の指示により担当職員が業者に依頼して作成された文書であるものの、当該上司の指示は業者を指定するなどの具体的な内容を伴った指示ではなかったことを確認した。また、当該文書は、当該職員のみが使用することを予定して当該職員のみが使用する業務用パソコンに保存されており、当該職員以外の職員が利用できる状況にはなかった。さらに、後に行

われた道路側溝補強工事实施に当たっての起案文書には、当該文書を基に作成された補強詳細図を含む計画平面図は添付されているものの、当該文書の添付はなく、また当該文書が起案とは別に決裁過程で具体的に共有されている事実は確認できなかった。

以上のような工法検討に係る資料の取扱いは、当審議会が見分したところの熊本市の工事関連業務の一般的な事務取扱いに照らし、明らかに不合理とはいえないものである。

以上より、当該文書は、取得、作成及び利用の状況を総合的に考慮すると、実質的に組織としての共用文書の実質を備えた状態ではなく「組織的に用いる」ものであるとはいえない。

したがって、当該工法検討の資料は「文書等」に当たらない。

イ その他の関係書類について

請求文書①のうち工法検討に係る資料以外の関係書類が存在しないとの実施機関の主張には不合理な点は認められず、その他にその存在を認めるに足りる事情もない。

したがって、当該文書が存在しているとは認められない。

ウ 以上より、当該文書を不存在を理由に不開示とした判断は妥当である。

(2) 請求文書②について

ア 「仕様書」について

実施機関は、登記事務委託書兼受託書に係る仕様書は作成されておらず存在しないとする。

この点、実施機関は登記事務委託書兼受託書に委託内容を記載するため、仕様書を作成する必要性はなく、実際にも作成していないと主張する。この実施機関の主張に不合理な点は認められず、その他にその存在を認めるに足りる事情もない。

したがって、当該文書が存在しているとは認められない。

イ 「測量結果、成果品等」について

実施機関は、令和5年（2023年）3月6日の立会は地積測量図を作成する上での事前確認作業であり、今後行う境界立会を実施した後に測量結果、成果品を作成するため、開示決定時点では該当する文書は存在しないと主張する。

しかし、当審議会が確認したところ、同日に実施された境界立会以前に土地家屋調査士が基準点の測量を行っており、開示決定時点においてその測量結果を記載した文書が存在することを確認した。

そして、当該文書は請求文書である「測量結果、成果品等」に明らかに該当すると考える。

以上のことから、当該文書が存在しないとする実施機関の主張は不合理であり、当該文書を不存在とした判断は妥当ではない。

(3) 請求文書③について

ア 用地買収に伴う隣接者及び用地買収杭で買収範囲を確認している写真等の不
存在について

実施機関は、令和5年（2023年）3月6日に実施された境界立会は不調に終
わり、写真等の撮影は実施されていないと主張する。この実施機関の主張に不合理
な点は認められず、その他にその存在を認めるに足りる事情もない。

したがって、当該文書が存在しているとは認められない。

イ 用地交渉日報（日誌）の不開示について

実施機関は、用地交渉日報（日誌）を不開示としている。しかし、実施機関の説
明によると、用地の面積を確定するための測量ができておらず、交渉ができていな
いので、用地交渉日報（日誌）は作成していないとのことである。

そうであれば、当該文書は不存在と判断すべきであり、その存在を前提として不
開示とした判断は妥当ではない。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田 道夫
会長職務代理者		河津 典和
委	員	魚住 弘久
委	員	岩橋 浩文
委	員	北野 誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和5年（2023年） 6月28日	熊本市長から諮問（令和5年（2023年）6月28日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和7年（2025年） 4月4日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 4月18日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 5月9日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 5月23日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 6月6日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 6月20日	答申案の審議を行った。
令和7年（2025年） 7月4日	答申案の審議を行った。
令和7年（2025年） 7月18日	答申案の審議を行った。
令和7年（2025年） 8月1日	答申案の審議を行った。

情 個 審 答 申 第 9 号
令和7年（2025年）8月1日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年（2024年）1月24日付け、南総企発第584号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

南区土木センターが保有する、平成24年度市道〇〇〇〇測量設計委託、令和2年度から令和5年度までの市道△△△△工事の設計図書、施工管理成果品、令和5年度登記事務委託書兼受託書の測量成果品全資料等の文書等不開示（不存在等）決定等に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等不開示（不存在等）決定等は、一部妥当でない。

第4の3(2)ウ及び第4の3(3)に掲げる請求内容に該当する文書を改めて特定し、開示決定等を行うべきである。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和5年（2023年）9月13日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、南区土木センターが保有する、平成24年度市道〇〇〇〇測量設計委託、令和2年度から令和5年度までの市道△△△△工事の設計図書、施工管理成果品、令和5年度登記事務委託書兼受託書の測量成果品全資料等の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 同年10月16日、実施機関は、請求文書のうち、道路幅員の決定根拠資料、同年7月24日から8月4日に工事した安定構造計算書、登記事務委託に係る測量成果簿については不存在を理由として、これまで審査請求人宛に熊本市長、南区土木センター長で発出した文書とその起案文書（決裁文書）については存否応答拒否を理由として文書等不開示決定（以下「本件処分①」という。）を行い、当初契約書、変更契約書、写真（工事中、施工管理、検査）、施工管理調書、測量成果簿（業務委託）については文書等開示（部分開示）決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その他の文書については文書等開示決定を行った。
- 3 同年10月24日、審査請求人は、本件処分①及び本件処分②の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 本件処分①について

ア 決定根拠書類（道路幅員）について

（ア）道路幅員の決定根拠がないのに、どうやって道路幅員を決定したのか。市職員が適当に決めたのか。

（イ）道路幅員の決定根拠に基づき、用地交渉を現地で行った時、「道路幅員5メ

ートルで市道を造るので用地買収に協力してくれ。」と用地買収要請をしたのは嘘だったのか。地権者に適当に市役所は言ったのか。

(ウ) 図面も数量調書も、道路幅員の決定根拠に基づき作成したのではないか。決定根拠もなく、いい加減で、市役所は設計書を作成していいのか。地権者に嘘の用地交渉をしていいのか。

(エ) なぜ道路幅員を5メートル幅としたのか。勝手に決めていいのか。こんな、いい加減でいいのか。道路構造令等によるのではないか。

イ 令和5年7月24日から8月4日までに工事した安定構造計算書

(ア) 個人の検討段階にとどめるメモで、令和5年7月10日から8月4日まで道路側溝補強工事をなぜ実施したのか。

(イ) また、組織的に実施機関が保有している文書で道路側溝補強工事をなぜ実施したのか。

(ウ) 個人の検討段階にとどめるメモや組織的に実施機関が保有している文書でないと主張するなら、どの決定根拠で道路側溝補強工事を実施したのか根拠を求める。

(エ) 地方公務員法第32条「職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い」となっているが、それによる根拠もなく施工したのか。

(オ) 安全性や強度の決定根拠もなく、工法は強度計算を行い十分安全性が確保できなければならないが危険極まりない工法でなぜ今回、道路側溝補強工事を強行したのか。

(カ) 道路法、道路構造令、道路交通法、刑事法に反して違法状態でなぜ実施したのか。

(キ) 今回の道路側溝補強工事は側溝側壁の転倒が極めて高く、それを令和5年7月24日現地で、8月1日、8月17日、9月1日、10月1日は文書で計5回も安全性や強度について安定計算、構造計算を求めているが、一切これに応ぜず、無視し、熊本市自治基本条例に違反しているのはなぜか。

(ク) 個人の検討段階にとどめるメモと主張するなら、令和5年3月2日市長名で回答した「担当職員が保存していたデータは、上司の指示により業者に依頼したものである」としており、2名以上が関わり、しかも上司の指示により作成された明らかに行政文書であるのに、なぜ個人のメモとして公開しないのか。

ウ 測量成果簿（登記事務委託）

(ア) 令和5年度の測量成果を求めているのではなく、令和4年度の測量成果を求めている。令和4年度の委託は令和5年3月31日で完了しているのになぜ存在しないとしたのか。

(イ) 令和4年10月28日契約の登記事務委託書兼受領書で、主たる登記等の事

務に測量が含まれており、委託期間は令和4年10月28日から令和5年3月31日までとなっているのに、なぜ成果品がないのか。

(ウ) それとも、この登記事務委託書兼受領書は虚偽の行政文書か。正規なら、なぜ成果品がないのか。

(エ) 令和5年3月6日、審査請求人と市職員、登記事務委託契約している土地家屋調査士と現地で立会し、同調査士は測量を行っており、その成果品がないのはなぜか。ないとすれば、契約違反ではないか。

(オ) 測量成果品がないということは、市職員は審査請求人に嘘をつき、現地で境界杭の確認と立会をさせたのか。なぜ嘘をつき、境界杭の確認と立会をさせたのか。

(カ) この登記事務委託に仕様書等がなければ、何をどうするかも分からず、その成果品もなく、熊本市は確認することもできず、受託者に熊本市はどうやって支払をするのか。

(キ) この登記事務委託は「事前確認（既存杭の確認、杭間の目視確認）だった」との回答を得ているが、実際は測量を行っている。その成果品の書類や図面等を求めている。これまでの回答は嘘だったのか。

エ これまで審査請求人宛に熊本市長、南区土木センター長で発出した文書とその起案文書（決裁文書）について

(ア) 手渡しした文書は、審査請求人が手元に保管しており、それと同じ公文書をなぜ開示できないのか。

(イ) 個人が識別でき、プライバシーが害されるとのことであるが、他の文書は氏名を公開したり、またシールで隠し氏名を非公開で文書を公開しているが、どこが違うのか。

(ウ) なぜ、発送や手渡しした文書と起案文書(決裁文等)だけ、氏名や印を黒塗りとシールで見えなくして公開できないのか。審査請求人は氏名も印影も求めている。文書が存在するかを求めている。

(エ) 近年は市役所内部は電子決裁になり、印影がなく、個人の識別ができないのに、なぜ公開しないのか。

(オ) 個人に関する情報公開を求めているのに公開しないということは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に違反しているのではないか。

(2) 本件処分②について

ア 当初契約書、変更契約書について

(ア) (1)エ(ウ)でも述べているとおり、氏名や印を黒塗りとシールで見えなくしてなぜ公開できないのか。氏名も印影も求めている。文書が存在するかを求めている。

(イ) 個人が識別でき、プライバシーが害されるとのことであるが、他の文書は氏

名を公開したり、またシールで隠し氏名を非公開で文書を公開しているが、どこが違うのか。

(ウ) 偽造するとあるが、押印を隠してあればどうやって偽造できるのか。今回の開示でも契約書等の押印してある印影はシールで隠して公開している。それと同様にすればいいのではないのか。

イ 写真（工事中、施工管理、検査）、施工管理調書について

(ア) これまでの開示では、顔写真を公開するにあたって、顔の部分をシールで隠し公開している。今回、なぜ、顔の部分をシールや黒塗りして公開できないのか。

(イ) 氏名等についても同様に、氏名の部分をシールや黒塗りして公開できないのか。氏名も顔写真も求めている。文書が存在するかを求めている。

ウ 測量成果簿（業務委託）について

(ア) これも上記のオ、カの文書と同じく、氏名や印を黒塗りやシールで見えなくして公開できないのか。

(イ) 他の文書は、黒塗りやシールで見えなくして公開している。それとどう違うのか。

(ウ) 氏名も顔写真も求めている。文書が存在するかを求めている。

(3) その他の文書について

ア 特記仕様書や事前審査調書（土木工事施工条件明示一覧表）等をなぜ公開しないのか。開示は、工事発注全資料と記載している。隠し通そうとするのか。

イ 施工業者から提出のあった着工前及び竣工時の境界測量結果の境界点測量（事前）及び境界点測量（事後）をなぜ公開しないのか。設計書に計上してあるではないか。それと同時に、それを発注者が確認した工事打合せ書（協議書）等も開示していないが、なぜ開示しないのか（共通仕様書 1-1-42 工事測量）。

ウ 施工業者との協議文書も一部分しか開示していないが、なぜ一部分だけなのか。その他に、施工業者が測量した官民との境界成果品を了承した協議書等はなぜ開示しなかったのか。不存在なのか、それとも隠ぺいしたまま隠し通すのか。

エ 今回の文書開示になぜ26日も要したのか。2週間で開示するとのことだったが。開示資料は、ファイル数も64枚でファイル容量も544メガバイトであったにもかかわらず、なぜ遅れたのか。

オ 次の書類がないので、開示を求める。

(ア) 令和5年3月6日に土地家屋調査士が測量をした、その文書

(イ) 令和3年度工事写真で道路側溝の製品検測を行っている写真

2 実施機関の主張

(1) 本件処分①について

ア 決定根拠書類（道路幅員）について

当該文書について存在の有無を調査したが、該当する文書は作成されておらず、存在しない。

イ 今年の7月24日から8月4日までに工事した安定構造計算書

個人の検討段階にとどまるメモや資料として存在しているものであり、組織的に実施機関が保有している文書等に該当しないため不存在とした。

ウ 測量成果簿（登記事務委託）について

令和5年度の測量成果については境界立会が完了した後、測量結果、成果品を作成するため本件開示請求時点では該当する文書が存在しない。

エ これまで審査請求人宛に熊本市長、南区土木センター長で発出した文書とその起案文書（決裁文書）について

請求人が求める文書は、当該情報に含まれる氏名、その他の記述により特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

そして、該当文書等の存否について回答すると、当該特定人が特定の工事等に関して市とやりとりをした事実の有無が明らかになり、同号の規定により保護される個人のプライバシーに関する利益が不開示情報を開示した場合と同様に害されることとなるため、その存否を明らかにしない。

(2) 本件処分②について

ア 当初契約書、変更契約書について

書類に代表者印が捺印しており、開示することにより偽造のおそれがあり、事業者の財産、利益を害するおそれがあるため条例第7条第4号により不開示とした。

イ 写真（工事中、施工管理、検査）、施工管理調書について

書類に個人の顔写真、氏名等の明記がされており特定の個人を識別されることがないように条例第7条第2号により不開示とした。

ウ 測量成果簿（業務委託）について

書類に個人の顔写真、氏名等の明記がされており特定の個人を識別されることがないように条例第7条第2号により不開示とした。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、南区土木センターが保有する、平成24年度市道〇〇〇〇測量設計委託、令和2年度から令和5年度までの市道△△△△工事の設計図書、施工管理成果品、令和5年度登記事務委託書兼受託書の測量成果品全資料等（以下「本件文書」という。）である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分①及び本件処分②の妥当性について

(1) 本件処分①の妥当性について

ア 決定根拠書類（道路幅員）の不存在について

実施機関によると、設置当時に地元の要望により幅員を決定したとのことであり、議事録等も存在しないとのことである。この実施機関の主張に明らかに不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情もない。

よって、当該文書が存在しているとは認められない。

イ 令和5年7月24日から8月4日までに工事した安定構造計算書の不存在について

実施機関は、当該安定構造計算書は職員の個人的な検討段階にとどまるメモや資料のため、開示請求の対象となる「文書等」に該当しないと主張し、審査請求人はこれを争っていることから、この点について検討する。

開示の対象となる「文書等」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録」であって、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」をいう（条例第2条第2号）。そして、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に係る事案の裁判例（東京高裁平成18年（行コ）第246号同19年2月14日判決等）の趣旨に鑑みれば、「組織的に用いる」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のものを意味すると解され、「組織的に用いる」ものといえるかどうかは、当該文書の作成又は取得の状況、当該文書の利用の状況、保存又は廃棄の状況などを総合的に考慮して実質的な判断を行うのが相当である。

当審議会が見分したところ、当該文書は上司の指示により担当職員が業者に依頼して作成された文書であるものの、当該上司の指示は業者を指定するなどの具体的な内容を伴った指示ではなかったことを確認した。また、当該文書は、当該職員のみが使用することを予定して当該職員のみが使用する業務用パソコンに保存されており、当該職員以外の職員が利用できる状況にはなかった。さらに、道路側溝補強工事実施に当たっての起案文書には、当該文書を基に作成された補強詳細図を含む計画平面図は添付されているものの、当該文書の添付はなく、また当該文

書が起案とは別に決裁過程で具体的に共有されている事実は確認できなかった。

以上のような安定構造計算に係る資料の取扱いは、当審議会が見分したところの熊本市の工事関連業務の一般的な事務取扱いに照らし、明らかに不合理とはいえないものである。

以上より、当該文書は、取得、作成及び利用の状況を総合的に考慮すると、実質的に組織としての共用文書の実質を備えた状態ではなく「組織的に用いる」ものであるとはいえない。

したがって、当該安定構造計算書は「文書等」に当たらず、不存在とした判断は妥当である。

ウ 測量成果簿（登記事務委託）の不存在等について

（ア） 令和 5 年度の測量成果簿の不存在について

当審議会が確認したところ、令和 5 年度の測量成果について、開示請求時点においては必要な立会がまだ完了しておらず、測量が完了していないことを確認した。そして、測量が完了していないと測量成果簿は作成できないことは明らかである。

したがって、当該文書が存在しないとする実施機関の主張には不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足る事情もない。

よって、当該文書が存在しているとは認められない。

（イ） 令和 4 年度の測量成果簿について

また、審査請求人は、本件開示請求は令和 5 年度の測量結果ではなく、令和 4 年度の測量結果を求めたものであると主張するが、本件開示請求の開示請求書には「令和 5 年度登記事務委託兼受託書」と明確に記載されていることを考慮すると、審査請求人が令和 4 年度の測量結果を請求したものと認められない。

したがって、実施機関が令和 4 年度の測量結果を本件開示請求の対象文書としなかったことに不合理な点はない。

エ これまで審査請求人宛に熊本市長、南区土木センター長で発出した文書とその起案文書（決裁文書）の存否応答拒否について

仮に当該文書が存在した場合、当該文書には審査請求人の個人に関する情報が記載されている。そのため、本件文書は条例第 7 条第 2 号の規定による不開示情報に該当する。

そして、本件開示請求においては、具体的に特定された個人に関する文書等の開示請求がされている以上、これに対して「不開示」の処分をしたとすれば、その対象文書の存在が明らかになり、当該個人が本件請求に係る工事等に関して市とやり取りをした事実の有無が知られてしまい、条例第 7 条第 2 号の規定により保護されるべき個人のプライバシーが公表されないという個人の利益が、当該文書等

が開示された場合と同様に害されることになる。

したがって、本件開示請求に対し、条例第9条の規定により存否応答拒否として不開示とした実施機関の判断は妥当である。

オ 以上により、本件処分①は妥当である。

(2) 本件処分②の妥当性について

ア 当初契約書、変更契約書の不開示部分について

実施機関は、当該文書中、法人の代表印が押印された部分が条例第7条第4号に該当するとして不開示としている。

法人の代表者の印影は、認証的機能を有しており、実社会において重要な役割を果たしているのであるから、これが公開されると、偽造等によって、当該法人の財産権等の「正当な利益を害するおそれ」があると認められる。

したがって、当該部分は条例第7条第4号アに該当するため、当該部分を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 写真（工事中、施工管理、検査）、施工管理調書の不開示部分について

実施機関は、当該文書中、現場代理人や測量者等の氏名、顔写真等複数の人間の情報が条例第7条第2号に該当するとして不開示としている。

当該部分は「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができる」ものであると認められる。

したがって、当該部分を条例第7条第2号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 測量成果簿（業務委託）の部分開示について

当該文書は、本件処分②の文書等開示（部分開示）決定通知書には当該文書に記載された氏名等の部分について不開示としたとの記載があるものの、当審議会において、当該文書の存在を確認できなかった。

このことから、当審議会としては、実施機関が正しく文書の特定を行ったのかについて疑念を抱かざるを得ない。

したがって、実施機関は請求内容に該当する文書を改めて特定し、開示決定等を行うべきである。

(3) その他の文書に関する判断の妥当性について

審査請求人は、実施機関が特定した文書以外にも開示すべき文書が複数存在すると主張する。

この点、実施機関をして該当する文書を改めて確認させたところ、開示した文書以外にも特記仕様書や工事報告書等いくつか該当する文書が存在していることを確認した。このことから、当審議会としては、実施機関が正しく文書の特定を行ったのかについて疑念を抱かざるを得ない。

したがって、実施機関は請求内容に該当する文書を改めて特定し、開示決定を行

うべきである。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和6年（2024年） 1月24日	熊本市長から諮問（令和6年（2024年）1月24日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和7年（2025年） 4月4日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 4月18日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 5月9日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 5月23日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 6月6日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 6月20日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 7月4日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 7月18日	答申案の審議を行った。
令和7年（2025年） 8月1日	答申案の審議を行った。

情 個 審 答 申 第 1 0 号
令和7年（2025年）8月21日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市個人情報保護条例第28条の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年（2023年）9月13日付け、健政発第000543号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

審査請求人が熊本市に情報提供を行った、特定の医療機関についての国民健康保険不正請求の疑い事例に関する関係機関等とのやり取りの記録等の個人情報一部開示決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った個人情報一部開示決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和4年（2022年）6月9日、審査請求人は、熊本市個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が熊本市に情報提供を行った、特定の医療機関（審査請求人が受診した医療機関。以下「本件医療機関」という。）についての国民健康保険不正請求の疑い事例に関する関係機関等とのやり取りの記録等の開示請求を行った。
- 2 同月29日、実施機関は、当該請求文書のうち、熊本県への報告書（以下「本件文書」という。）について、市と本件医療機関とのやり取りに関する記載部分を不開示とする個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年9月21日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

情報提供者に市と医療機関とのやり取りの内容を開示しないことは、今後において、医療機関が患者に医療費を請求したかを確認する唯一の手段である市民からの任意の情報提供を妨げることになる。また、当該やり取りの内容を不開示とすることは、市民参加の公正で民主的な市政を推進しているとは言えない。

以上から、不開示となった部分の開示を求める。

2 実施機関の主張

条例第15条第3号は、「本市又は国等が行う調査、争訟、交渉、監督、検査等に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務又は将来の同種の事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるもの」については、開示しないことができると定めているところ、当該市と本件医療機関とのやり取りは、本件医療機関の事業活動に関する情報や他の国民健康保険被保険者の個人情報を含むものであること、また、開示することを前提に提供を受けているものではないことから、仮に開示を行った場合

には、市と本件医療機関との信頼関係、ひいては医療機関等全般との信頼関係が損なわれ、今後、健全な国民健康保険の運営を図るため、種々の調査を行う場合に、任意での情報提供を受けることが困難になる等、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の適正な執行に支障が生じるおそれがある。

以上から、本件処分は適正なものとして審査請求は棄却されるべきである。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、本件文書である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。なお、本件文書の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 条例第15条第3号該当性について

条例第15条第3号は、「本市又は国等が行う調査、争訟、交渉、監督、検査等に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務又は将来の同種の事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるもの」は開示しないことができると規定する。ここでいう「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求される。

当該不開示部分には、国民健康保険に係る不正請求の有無を確認するために市と本件医療機関がやり取りした内容が記載されている。市と本件医療機関とのやり取りは「調査」に当たる。

そして、当該不開示部分には、本件医療機関の職員の発言内容、患者への対応内容等、本件医療機関の事業活動に関する情報が含まれている。これらの情報は、本件医療機関が市の調査に協力して市に提供したものであり、市以外の第三者に提供することを想定しているものではない。そのため、当該情報を審査請求人に提供した場合、市と本件医療機関との信頼関係だけでなく、他の医療機関等との信頼関係を損ね、今後、国民健康保険業務の適切な遂行のために、医療機関等から任意での情報提供を受けることが困難となるなど、当該事務又は将来の同種の事務の適正な執行において実質的な支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、当該不開示部分は条例第15条第3号に該当する。

(2) 条例第15条第6号該当性について

本件文書には、審査請求人以外の個人の氏名が記載されており、当該個人が本件医療機関に相談を行ったことに関する情報が含まれているところ、当該情報は診療に関する情報という秘匿性の高いものであり、これを開示することにより当該個人のプライバシーという正当な利益を侵害するおそれがあることから、当該部分は条例第15条第6号にも該当する。

(3) 以上より、実施機関が当該部分を不開示とした判断は、妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和５年（２０２３年） ９月１３日	熊本市長から諮問（令和５年（２０２３年）９月 １３日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和７年（２０２５年） ７月１８日	諮問の審議を行った。
令和７年（２０２５年） ８月１日	答申案の審議を行った。
令和７年（２０２５年） ８月２１日	答申案の審議を行った。

情 個 審 答 申 第 1 1 号
令和7年（2025年）9月19日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年（2024年）3月13日付け、健政発第001151号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

自己に関する介護虐待の通報又は連絡、市が行った会議及び介入記録その他全ての保有個人情報の不開示決定について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）は、審査請求を却下すべきである。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和5年（2023年）6月12日、審査請求人は、特定人（以下「本人」という。）の任意代理人として、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第77条第1項の規定に基づき、本人に関する介護虐待の通報又は連絡、市が行った会議及び介入記録その他全ての保有個人情報（以下「本件個人情報」という。）についての開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 同月30日、実施機関は、本人に意思能力がない可能性が非常に高く、委任状が無効である可能性が高いと判断し、「開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であることを示す書類」（法律第77条第2項）の提示又は提出がないことを理由に、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年8月7日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 法律第77条第2項が「開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であることを示す書類」の提示又は提出を要求している実質的な理由は、仮に委任状が存在していたとしても、本人に対して詐術等を用いて委任状を取り付けるなどによって本人の意思に基づかない個人情報の取得がされることを防ぐことにある。

また、自分の個人情報をどのように扱うかについては、自己決定の範疇であって、少なくとも高度な取引行為が理解できるレベルの意思能力を常に要求していないことは明らかである。

そのため、処分庁が本件委任状の有効性を判断する場合は、同項が防ぼうとしている害悪が生じる蓋然性の程度と個人情報の有効的な活用（法律第1条）とを考慮した上で、必要となる意思能力に差があることを前提として判断を行うべきである。

本件においては、行政は本人の親族との数回にわたるやり取りで、本件開示請求に至る事情を熟知しており、当該害悪が生じる蓋然性は全く存在せず、本件開示請求の目的は、本人が余生をいかに充実して過ごすことができるかを考えるためのもので、本人の利益に資する正当なものである。

- (2) 以上にもかかわらず、処分庁は長谷川式認知症スケール（以下「長谷川式」という。）が判定不能であることをもって本人に委任するための意思能力がないと判断し、委任状を無効としているが、長谷川式は認知症の疑いの有無を判断するものであり、認知症を確定判断するものではない。

また、処分庁は、本人が成年後見人制度を検討していたことも本人に意思能力がないことの根拠としているが、成年後見人が実際に選任されたわけではなく、また、そもそも成年後見制度は意思能力ではなく、あくまで行為能力に着目した制度であり、根拠とはならない。

- (3) 以上より、本件処分は考慮すべきでない事項を考慮し、重視すべきでない考慮事項を重視した処分であり、裁量権の逸脱・濫用があることから、違法な処分である。

よって、本件処分を取り消し、開示請求にかかる保有個人情報を開示すべきである。

2 実施機関の主張

- (1) 本件処分は、本人に意思能力がない可能性が高いことから、本件開示請求に添付された委任状が無効であるとして、不開示としたものである。

この点、民法第3条の2は「法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。」と規定している。

そして、意思能力の有無は次の2つの方法を手掛かりに判断される。

① 精神的能力の程度に関する指標等を手掛かりとした判断

精神医学の領域で認知症に関する評価方法としては長谷川式が知られ、精神的能力を確定する上で、有力な手掛かりとなる。

もっとも、意思能力の存否を判断する際には、長谷川式による判定がそのまま意味を持つ訳ではなく、あくまで、問題となる法律行為について、その意味を理解し、結果を認識することができたかどうか判断される必要がある。

例えば、相手方が誰であるかを識別できない場合は、相手方が誰であるかが重要な法律行為をする精神的能力はないと判断されやすくなる。また、作業記憶と近時記憶がない、計算能力がない場合は、少なくとも複雑な法律行為や高額の金銭が問題となる法律行為をする精神的能力はないと判断されやすくなる。

② 合理的意思決定を手掛かりとした判断

実際にされた法律行為がおよそ合理性を持たない場合、または、そのような内容の法律行為をする合理的な目的(動機)が存在しない場合には、意思能力がなかったと考えられやすい。

(2) これを本件についてみるに、問題となる法律行為は、本人の個人情報について開示請求を行うことを委任したかであるが、本人の個人情報は個人のプライバシーにかかわるものであり、委任の対象者が誰であるかが重要である。この点、令和5年（2023年）3月30日に行われた審査請求人と本人との面会では、本人が審査請求人を認識できている様子はなかった。

また、本人は、これまで特段の不满を述べずに施設で平穏に暮らしており、本件開示請求を行う必要や動機は何ら存在しなかった。さらに、本人と審査請求人は11年にわたって面会していなかったとのことであるにもかかわらず、長年同居し世帯を営んできた妻ではなく、あえて審査請求人に本件開示請求についての委任をすることは極めて不合理である。

(3) 以上より、本人が開示請求人に対して、本件開示請求を行うことを委任する意思能力を有していたとは認められない。

よって、本件処分は適正に行われたものであり、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている個人情報

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている個人情報は、本件個人情報である。

2 本件審査請求の適法性について

行政不服審査法第2条においては、行政庁の処分に不服がある者は審査請求をすることができるとされており、当該「処分に不服がある者」とは、当該処分について不服申立てをする法律上の利益がある者をいう。

本件審査請求においては、本件開示請求時に提出された委任状の有効性が争われているところ、当審議会では、本人が既に死亡している事実を確認した。

そうすると、仮に本件開示請求時に当該委任状が有効であったとしても、その後の本人死亡により審査請求人の開示請求代理権は消滅したものと考えられる（民法第111条第1項第1号）。また、旧鹿児島県情報公開条例（昭和63年鹿児島県条例第4号）に基づき開示請求された公文書の非開示処分の取消訴訟における原告の死亡と訴訟の帰すうについて判断した最高裁平成11年（行ツ）第251号同16年2月24日判決の趣旨に鑑みれば、法律第77条第1項の規定に基づく保有個人情報開示請求権は、開示請求権者の一身に専属する権利であって相続の対象となるものではない。

したがって、本件審査請求は、本人死亡によりその処分の取消しを求める法律上の利益を欠く不適法なものであるため、却下すべきである。

3 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和 6 年（2024 年） 3 月 13 日	熊本市長から諮問（令和 6 年（2024 年）3 月 13 日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和 7 年（2025 年） 8 月 21 日	諮問の審議を行った。
令和 7 年（2025 年） 9 月 5 日	答申案の審議を行った。
令和 7 年（2025 年） 9 月 19 日	答申案の審議を行った。

情 個 審 答 申 第 1 2 号
令和7年（2025年）9月19日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年（2024年）3月13日付け、西総企発第000471号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

自己に関する介護虐待の通報又は連絡、市が行った会議及び介入記録その他全ての保有個人情報の不開示決定について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）は、審査請求を却下すべきである。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和5年（2023年）6月12日、審査請求人は、特定人（以下「本人」という。）の任意代理人として、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第77条第1項の規定に基づき、本人に関する介護虐待の通報又は連絡、市が行った会議及び介入記録その他全ての保有個人情報（以下「本件個人情報」という。）についての開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 同月28日、実施機関は、本人に意思能力がない可能性が非常に高く、委任状が無効である可能性が高いと判断し、「開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であることを示す書類」（法律第77条第2項）の提示又は提出がないことを理由に、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年8月7日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 法律第77条第2項が「開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であることを示す書類」の提示又は提出を要求している実質的な理由は、仮に委任状が存在していたとしても、本人に対して詐術等を用いて委任状を取り付けるなどによって本人の意思に基づかない個人情報の取得がされることを防ぐことにある。

また、自分の個人情報をどのように扱うかについては、自己決定の範疇であって、少なくとも高度な取引行為が理解できるレベルの意思能力を常に要求していないことは明らかである。

そのため、処分庁が本件委任状の有効性を判断する場合は、同項が防ごうとしている害悪が生じる蓋然性の程度と個人情報の有効的な活用（法律第1条）とを考慮した上で、必要となる意思能力に差があることを前提として判断を行うべきである。

本件においては、行政は本人の親族との数回にわたるやり取りで、本件開示請求に至る事情を熟知しており、当該害悪が生じる蓋然性は全く存在せず、本件開示請求の目的は、本人が余生をいかに充実して過ごすことができるかを考えるためのもので、本人の利益に資する正当なものである。

- (2) 以上にもかかわらず、処分庁は長谷川式認知症スケール(以下「長谷川式」という。)が判定不能であることをもって本人に委任するための意思能力がないと判断し、委任状を無効としているが、長谷川式は認知症の疑いの有無を判断するものであり、認知症を確定判断するものではない。

また、処分庁は、本人が成年後見人制度を検討していたことも本人に意思能力がないことの根拠としているが、成年後見人が実際に選任されたわけではなく、また、そもそも成年後見制度は意思能力ではなく、あくまで行為能力に着目した制度であり、根拠とはならない。

- (3) 以上より、本件処分は考慮すべきでない事項を考慮し、重視すべきでない考慮事項を重視した処分であり、裁量権の逸脱・濫用があることから、違法な処分である。

よって、本件処分を取り消し、開示請求にかかる保有個人情報を開示すべきである。

2 実施機関の主張

- (1) 本件処分は、本人に意思能力がない可能性が高いことから、本件開示請求に添付された委任状が無効であるとして、不開示としたものである。

この点、民法第3条の2は「法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。」と規定している。

そして、意思能力の有無は次の2つの方法を手掛かりに判断される。

① 精神的能力の程度に関する指標等を手掛かりとした判断

精神医学の領域で認知症に関する評価方法としては長谷川式が知られ、精神的能力を確定する上で、有力な手掛かりとなる。

もっとも、意思能力の存否を判断する際には、長谷川式による判定がそのまま意味を持つ訳ではなく、あくまで、問題となる法律行為について、その意味を理解し、結果を認識することができたかどうかが判断される必要がある。

例えば、相手方が誰であるかを識別できない場合は、相手方が誰であるかが重要な法律行為をする精神的能力はないと判断されやすくなる。また、作業記憶と近時記憶がない、計算能力がない場合は、少なくとも複雑な法律行為や高額の金銭が問題となる法律行為をする精神的能力はないと判断されやすくなる。

② 合理的意思決定を手掛かりとした判断

実際にされた法律行為がおおよそ合理性を持たない場合、または、そのような内容の法律行為をする合理的な目的(動機)が存在しない場合には、意思能力がなかったと考えられやすい。

(2) これを本件についてみるに、問題となる法律行為は、本人の個人情報について開示請求を行うことを委任したかであるが、本人の個人情報は個人のプライバシーにかかわるものであり、委任の対象者が誰であるかが重要である。この点、令和5年（2023年）3月30日に行われた審査請求人と本人との面会では、本人が審査請求人を認識できている様子はなかった。

また、本人は、これまで特段の不满を述べずに施設で平穏に暮らしており、本件開示請求を行う必要や動機は何ら存在しなかった。さらに、本人と審査請求人は11年にわたって面会していなかったとのことであるにもかかわらず、長年同居し世帯を営んできた妻ではなく、あえて審査請求人に本件開示請求についての委任をすることは極めて不合理である。

(3) 以上より、本人が開示請求人に対して、本件開示請求を行うことを委任する意思能力を有していたとは認められない。

よって、本件処分は適正に行われたものであり、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている個人情報

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている個人情報は、本件個人情報である。

2 本件審査請求の適法性について

行政不服審査法第2条においては、行政庁の処分に不服がある者は審査請求をすることができるとされており、当該「処分に不服がある者」とは、当該処分について不服申立てをする法律上の利益がある者をいう。

本件審査請求においては、本件開示請求時に提出された委任状の有効性が争われているところ、当審議会では、本人が既に死亡している事実を確認した。

そうすると、仮に本件開示請求時に当該委任状が有効であったとしても、その後の本人死亡により審査請求人の開示請求代理権は消滅したものと考えられる（民法第111条第1項第1号）。また、旧鹿児島県情報公開条例（昭和63年鹿児島県条例第4号）に基づき開示請求された公文書の非開示処分の取消訴訟における原告の死亡と訴訟の帰すうについて判断した最高裁平成11年（行ツ）第251号同16年2月24日判決の趣旨に鑑みれば、法律第77条第1項の規定に基づく保有個人情報開示請求権は、開示請求権者の一身に専属する権利であって相続の対象となるものではない。

したがって、本件審査請求は、本人死亡によりその処分の取消しを求める法律上の利益を欠く不適法なものであるため、却下すべきである。

3 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和 6 年（2024 年） 3 月 13 日	熊本市長から諮問（令和 6 年（2024 年）3 月 13 日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和 7 年（2025 年） 8 月 21 日	諮問の審議を行った。
令和 7 年（2025 年） 9 月 5 日	答申案の審議を行った。
令和 7 年（2025 年） 9 月 19 日	答申案の審議を行った。

情 個 審 答 申 第 1 3 号
令和7年（2025年）10月3日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市個人情報保護条例第28条の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年（2023年）12月7日付け、政企発第000254号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

「市長への手紙」に対する回答内容における個人情報非訂正決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った個人情報非訂正決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和5年（2023年）3月31日、審査請求人は、熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号。以下「条例」という。）に基づき、平成31年2月8日付け市長への手紙の回答（以下「本件文書」という。）その他の文書についての個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。
- 2 これに対して、実施機関は、令和5年（2023年）4月28日、本件訂正請求に係る個人情報のうち、本件文書中の1頁6行目の「特定の個人の了解の下、最適とされる箇所への」の箇所（以下「訂正請求箇所①」という。）、1頁15行目から16行目の「、事業所が法規制を超える騒音を出さないよう指導してまいり」の箇所（以下「訂正請求箇所②」という。）、1頁最終行から2頁1行目の「現在、各々の部署が連携して対応しておりますことをご理解いただきたく存じます。」の箇所（以下「訂正請求箇所③」という。）について、個人情報非訂正決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 令和5年（2023年）8月3日、審査請求人は、本件処分を不服として、その取消しを求める審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 訂正請求箇所①について

2018年9月3日の説明は4台を移動するというものであり、実際には2台しか移動されていない。2019年5月29日の環境政策課と請求人のメールのやり取りにおいては、市長への手紙の回答は「誤解を招く表現であったこと」、「一部は事後報告であったこと」を認め、謝罪していることから、削除の対象となり得る。

(2) 訂正請求箇所②について

環境政策課は騒音源の敷地境界線上で規制基準を超えていると把握しているにも関わらず、2022年4月13日16時4分のメールにて「特定の個人宅での生活環境が損なわれていると認められず、事業所へ条例に基づく勧告を行う要件に該当しません。これにより、本市から事業所へこれ以上の指導はできかねます」としている。「市長への手紙」の回答にはとりあえず意思を表明しておけば、現場がどうなっているのかは「われ関せず」という風潮が、本件に限らず随所に見られる。意思を具体化し事

実としなければ、市民の市に対する信頼感が薄れていくことに危機感がなければ「市長への手紙」の意味がないことから、信ぴょう性のない意思の表明は、削除の対象となり得る。

(3) 訂正請求箇所③について

環境政策課の令和元年5月9日における建築指導課との打ち合わせに関する対応記録簿は、「市長への手紙の広聴課が作成した回答では、今後も各課連携して対応していくというように取れる記載になっていたので、何かあれば情報共有していくこととする」となっている。つまり、市長への手紙の回答における広聴課が作成した部分は、両課に確認の上で記されたものではなく、両課に遵守すべき事項として伝えられてもいない。「現在、各々の部署が連携して対応しております」は意思の表明ではなく、現状の報告であることから虚偽と言わざるを得ず、削除の対象となり得る。

2 実施機関の主張

(1) 訂正請求箇所①について

「事実」に誤りはなく、削除は行わないこととしたものである。また、そもそも、市長への手紙への回答文は、本市の意思を表明したものであり、当該箇所についても、回答文発出当時の本市の考えを示したものであって、訂正請求の対象となる「事実」に該当しないものである。

(2) 訂正請求箇所②及び訂正請求箇所③について

いずれの箇所の記載も、市長への手紙への回答文として、本市の意思を表明したものであり、回答文発出当時の本市の考えを示したものであって訂正請求の対象となる「事実」に該当しないものである。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が訂正を求めている自己に関する個人情報

審査請求人が実施機関に対し訂正を求めている個人情報は、訂正請求箇所①ないし訂正請求箇所③である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件自己情報について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、非訂正決定時を基準時として、実施機関が行った本件処分の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

審査請求人は、訂正請求箇所①ないし訂正請求箇所③に対して、削除を求めている。

条例第21条第1項は、「自己に関する個人情報」について「事実」に「誤りがある」と認めるときにおける訂正請求を認めている。

市長への手紙の回答に記載されている情報は、当時、そのように市長名で回答したという事実であり、当該内容で回答がされたという事実には誤りはないのであって、たとえ、その回答された内容が、その背景にある事件等において発生した事実と異なると思料されるものであったり、審査請求人の期待する内容でなかったりしたとしても、その内容が事実でないとして訂正されるべきものには当たらない。

したがって、訂正すべきものとは認められない。

4 結論

以上のとおり、本件処分に係る訂正請求については、いずれも訂正すべきと認める理由がないため、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和5年（2023年） 12月7日	熊本市長から諮問（令和5年（2023年） 12月7日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和7年（2025年） 8月1日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 8月21日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 9月5日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 9月19日	答申案の審議を行った。
令和7年（2025年） 10月3日	答申案の審議を行った。

情 個 審 答 申 第 1 4 号
令和7年（2025年）10月3日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市個人情報保護条例第28条の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年（2024年）3月22日付け、廃計発第435号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

特定の施設の騒音に対する苦情についての対応経緯記録等の個人情報一部訂正決定及び個人情報非訂正決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った個人情報一部訂正決定及び個人情報非訂正決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和5年（2023年）3月31日、審査請求人は、熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号。以下「条例」という。）に基づき、①特定の施設による室外機騒音の苦情に対する対応経緯、②24時間騒音測定の結果／測定結果、③相談内容：H30.08.06 特定の施設の販売所からの騒音相談（①から③は令和元年11月29日付け公害等調整委員会送付／令和2年2月25日開示分）、④令和2年2月14日定例会での環境政策課記録係の議事録（令和4年4月28日開示）、⑤－1市長からの騒音の相談に関する文書（令和3年4月9日付け環政発第000565号）、⑤－2市長からの騒音の相談に関する文書（令和3年10月7日付け環政発第000398号）、⑥令和3年3月31日付けのオンブズマン苦情申立てに対し、環境政策課が「市からの回答」として提出した文書、⑦環境政策課長からのメール、⑧平成31年2月8日付け市長への手紙の回答及び⑨令和4年4月28日付け個人情報開示決定通知書（環政発 000051号）の個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。
- 2 これに対して、実施機関は、令和5年（2023年）5月30日、本件訂正請求に係る個人情報のうち、①及び③の文書について個人情報一部訂正決定（以下「本件処分1」という。）を行い、また、②、④、⑤－1、⑤－2、⑥、⑦及び⑨の文書について、個人情報非訂正決定（以下「本件処分2」という。）を行った。
- 3 令和5年（2023年）9月6日、審査請求人は、本件処分1及び本件処分2を不服として、その取消しを求める審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
 - (1) 訂正しないと決定した分の訂正を求める。公文書として、事実と異なる記録を残し続けることを憂慮しての審査請求である。
 - (2) 環境政策課作成の行政文書には、実際には行われていないこと、言われていないこと等が多々記載されている。また、記録されるべき情報が記録されていない。録音と議事録の記載が異なっているので、訂正を求める。
- 2 実施機関の主張

- (1) 本件は、審査請求人の氏名、性別、生年月日等の客観的に判断できる事項について、「自己に関する個人情報」の「事実」に誤りがあると認めた①及び③の文書等の内容について個人情報一部訂正の決定を行い、処分庁の主張や意思表示に係る②、④から⑦及び⑨の文書等の内容について個人情報非訂正の決定を行ったものである。
- (2) 本件に係る処分は適正に行われたものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が訂正を求めている自己に関する個人情報

審査請求人が実施機関に対し訂正を求めている個人情報は、別表の訂正請求の箇所の欄に記載された部分である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件自己情報について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、非訂正等決定時を基準時として、実施機関が行った本件処分1及び本件処分2の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分1及び本件処分2の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 本件処分1の妥当性について

ア ①の文書等に係る非訂正部分について（別表1の項関係）

審査請求人は、別表1の項に掲げる訂正請求箇所に対して削除を求めている。

この審査請求人が求めている訂正に係る情報は、当日の実施機関の職員の行為を記載した情報であって、訂正請求を行うことができる「自己に関する個人情報」には当たらない。

したがって、訂正すべきものとは認められない。

イ ③の文書等に係る非訂正部分について

(7) 別表4、5、13、16及び24の項関係

審査請求人は、別表4、5、13、16及び24の項に掲げる訂正請求箇所に対して、同項の訂正請求内容欄に記載された内容の追記、変更又は削除を求めている。

これらは、特定の日時にあった発言や出来事の追記、変更又は削除を求めたものであるが、「相談記録」は組織内での情報共有のために作成されるものであり、それに必要な事項が記載されていれば十分といえるから、ある発言や出来事が記載されていない、あるいは送信したメールの内容と文言が一致していないからといって、これをもって事実上「誤りがある」ものとは通常いえない。

したがって、事実上「誤りがある」として訂正すべきものとは認められない。

(イ) 別表６の項関係

審査請求人は、別表６の項に掲げる訂正請求箇所に対して、同項の訂正請求内容欄に記載された内容の追記を求めている。

これは、相談記録中の「標準」という文言を捉えて熊本市が考える「標準」の内容を補足として追記するよう求めるものであり、審査請求人が求めている訂正に係る情報は、訂正請求を行うことができる「自己に関する個人情報」には当たらない。

したがって、訂正すべきものとは認められない。

(ウ) 別表７、８、２６ないし２８、３５及び３７ないし４２の項関係

審査請求人は、別表７、８、２６ないし２８、３５及び３７ないし４２の項に掲げる訂正請求箇所に対して、同項の訂正請求内容欄に記載された内容の変更又は削除を求めている。

これらの箇所は、当時審査請求人の相談に対応した職員の認識又は判断を記載した部分であると認められるところ、訂正請求の対象は「事実」であって、「事実」とは、氏名、性別、生年月日、年齢、住所、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等の客観的に判断できる事項をいうものであり、認識又は判断には及ばない。

したがって、訂正請求箇所は「事実」には当たらないため、訂正又は削除すべきものとは認められない。

(エ) 別表９、１０、１２、１４、１５、１７ないし２１、２３、２５、２９ないし３４及び３６の項関係

審査請求人は、別表９、１０、１２、１４、１５、１７ないし２１、２３、２５、２９ないし３４及び３６の項に掲げる訂正請求箇所に対して、同項の訂正請求内容欄に記載された内容の変更を求めている。

これらは、誤字等の訂正を求めたものであるが、当該箇所については訂正請求時点において既に職権で訂正請求内容と同内容に訂正されていることから、事実上「誤りがある」として訂正すべきものとは認められない。

なお、審査請求人は、「すべての訂正した日、誤りが確認された経緯、訂正内容がわかるものの提示」を求めているが、このような求めは審査請求において予定されている内容ではない。

(オ) 別表１１及び２２の項関係

審査請求人は、別表１１及び２２の項に掲げる訂正請求箇所に対して、同項の訂正請求内容欄に記載された内容の削除又は訂正を求めている。

これらは、相談記録中の誤記の削除や表現の改善を求めたものであるが、審査請求人が求めている訂正に係る情報は、訂正請求を行うことができる「自己に関する個人情報」には当たらない。

したがって、訂正すべきものとは認められない。

(カ) 別表４３ないし５８の項関係

審査請求人は、別表４３ないし５８の項に掲げる訂正請求箇所に対して、同項の訂正請求内容欄に記載された内容の訂正を求めている。

この点、本件訂正請求に係る「個人情報の内容」は、令和元年１１月２９日付け公害等調整委員会送付/令和２年２月２５日開示分の相談記録であり、これらの訂正請求箇所は、当該相談記録には記載がないものである。

したがって、当該箇所の訂正請求に対して非訂正とした実施機関の判断は妥当である。

なお、審査請求人は「訂正請求時の記載を令和４年５月２日開示分までとするところを、令和２年２月２５日開示分と誤表記していたため、訂正をお願いする」と主張しているが、当該訂正は審査請求において求めるべき事項ではない。

(2) 本件処分２の妥当性について

ア ②の文書等に係る非訂正部分について（別表２及び３の項関係）

審査請求人は、別表２及び３の項に掲げる訂正請求箇所に対して、同項の訂正請求内容欄に記載された内容の訂正を求めている。

この審査請求人が求めている訂正に係る情報は、実施機関の職員が騒音測定した結果が記されたものであり、訂正請求を行うことができる「自己に関する個人情報」には当たらない。

したがって、訂正すべきものとは認められない。

イ ④の文書等に係る非訂正部分について

(7) 別表５９の項関係

審査請求人は、別表５９の項に掲げる訂正請求箇所に対して、同項の訂正請求内容欄に記載された内容の変更を求めている。

これらは、特定の日時にあった発言の変更を求めたものであるが、当該対応記録は、当時対応した職員の認識を記載したものであり、記載中の自己に関する個人情報の事実には誤りがあると認められない。

したがって、事実上「誤りがある」として訂正すべきものとは認められない。

(イ) 別表６０の項関係

審査請求人は、別表６０の項に掲げる訂正請求箇所に対して、同項の訂正請求内容欄に記載された内容の訂正を求めている。

これは、相談記録中の表現の改善を求めたものであるが、審査請求人が求めている訂正に係る情報は、訂正請求を行うことができる自己に関する個人情報には当たらない。

したがって、訂正すべきものとは認められない。

(ウ) 別表６１の項関係

審査請求人は、別表６１の項に掲げる訂正請求箇所に対して、同項の訂正請求内容欄に記載された内容の追記を求めている。

これは、議事録中の内容に追記するよう求めるものであるが、当該議事録は全ての発言を記載する必要のある文書ではなく、組織内での情報共有のために作成されるものであり、それに必要な事項が記載されていれば十分といえるから、ある発言や出来事が記載されていないからといって、これをもって事実「誤りがある」ものとは通常いえない。

したがって、事実「誤りがある」として訂正すべきものとは認められない。

ウ ⑤－１、⑤－２、⑥、⑦及び⑨の文書等に係る非訂正部分について（別表６２ないし８６の項関係）

審査請求人は、これらの文書中別表６２ないし８６の項に掲げる訂正請求箇所に対して、同項の訂正請求内容欄に記載された内容の追記、変更及び削除を求めている。

これらの文書に記載されている情報は、当時、それぞれ、そのように市長名で回答したという事実、そのように実施機関がオンブズマンに回答したという事実、そのように環境政策課長が電子メールを送信したという事実及びそのように開示決定の通知をしたという事実であり、当該内容でこれらの回答等がなされたという事実「誤りはないのであって、たとえ、その回答等の内容が、その背景にある事件等において発生した事実と異なると思料されるものであったり、審査請求人の期待する内容でなかったりしたとしても、その内容が事実でないとして訂正されるべきものには当たらない。

したがって、訂正すべきものとは認められない。

４ 結論

以上のとおり、本件処分１及び本件処分２に係る訂正請求については、いずれも訂正すべきと認める理由がないため、「第１ 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田 道夫
会長職務代理者		河津 典和
委	員	魚住 弘久
委	員	岩橋 浩文
委	員	北野 誠

別表

	訂正請求文書	訂正請求箇所		訂正請求内容
1	① 特定の施設による 室外機騒音の苦情 に対する対応経緯	1 頁 H30.08.15 の 1 行 目	特定の施設に事情 を説明し、	削除
2	② 24 時間騒音測定 の結果／測定結果	24 時間騒音測定の結果 H30 年 11 月 20- 21 日 南側室外機 前 R01 年 5 月 7-8 日 南側室外機前	測定値	正当な値に訂正
3		測定結果 平成 30 年 11 月 20 日 14:09～平成 30 年 11 月 21 日 14:09 令和元年 5 月 7 日 15:26～令和元年 5 月 8 日 15:26	測定値	正当な値に訂正
4	③ 相談内容： H30.08.06 特定の 施設の販売所から の騒音相談	H30.08.06 15:05～ H30.08.13		当初から騒音源の敷 地境界線ではない位 置での測定を考え、 特定の個人 B 様敷 地内での測定に至っ た理由を追記
5		H30.09.27 17:12 3～4 行目		3 行目の「対策後と なる」の前に以下を 追記 対策の検討時のお話 をさせていただきます。 検討の段階で駐車 場側への移動も想

			定しましたが、スペースがなく、また、南側住宅への距離も近いため、設置できませんでした。2階屋上の場合は管理不可能であることから設置が無理だったため、私の指示は、特定の個人 A 様にも事前にお話したとおり、大き目の室外機 4 台の北側 1 階屋上のできるだけ県道側部分に県道に向けての移動となりました。今回、でき得る最善の対策です。それで、
6	H30.09.27 18:32 9 行目	標準以上の対応	熊本市が考える「標準」の内容を補足として追記
7	H30.10.17 14:30 16～17 行目	ところ、申立人も引き下がり、承諾していた	削除
8	H30.12.10 15:15 19～22 行目	低周波は熊本県の…みること	「測定機器は持っていない。県は持っていると思うと伝えると県に行ってみるとのことだった。個人には貸さないと思うし、測定は自分達に回って来るかもしれないと伝えた」に訂正

9	H30.12.28	公聴課	「広聴課」に訂正
10	H31.01.09 10:30 1、2行目	公聴課	「広聴課」に訂正
11	H31.01.09 16:00 3行目	を伝えた。	削除
12	H31.01.17 16:05 12行目	公聴課	「広聴課」に訂正
13	H31.02.04 5:42 最終行以降		以下を追記 今回から「宅ふぁいる便」ではなく「データ便」でお送りします。 ■MV20190130 ■MV20190203 どちらも稼働しているのは左側の室外機です。測定器はないので、稼働していることのみの確認動画ですが、音量は前回お送りしたものと同等と感じます。
14	H31.02.06 18:06 1行目	公聴課	「広聴課」に訂正
15	H31.02.06 19:23 1行目	公聴課	「広聴課」に訂正
16	H31.02.08 15:53 3～7行目		日付を H31.02.12 に訂正し内容を以下に差し替え 公聴課より、環境政策課長のメールアドレスの件、承りました。これにつま

			ては、業務については組織で対応しており、個人のメールアドレスはお教えいたしておりませんので、従来通り、課のメールアドレスにお願いいたします。よろしくお願いいたします。
17	H31.02.08 15:53 1、3行目	公聴課	「広聴課」に訂正
18	H31.02.28 5:00 6～17行目	大変申し訳ありませんが…幸いです	削除し以下に差替え ＞すぐにご連絡ができず申し訳ございませんでした。というのは、確認/指導をしたのは昨日ではなく、ずいぶん前だった、ということですか？
19	H31.03.08 1、2行目	公害調整委員会	「公害等調整委員会」に訂正
20	H31.04.16 11:35 2行目	公害調整委員会	「公害等調整委員会」に訂正
21	H31.04.22 2行目	公害調整委員会	「公害等調整委員会」に訂正
22	H31.04.25 11:00 6行目	臭いほどの臭いではなかった	正しい文書に訂正
23	H31.04.25 11:00 14行目	億週	正しい言葉に訂正
24	H31.04.26 18:20 19～20行目	夜間に強烈な…思 います	削除

25	R01.05.07 15:30 2～3 行目	公害調整委員会	「公害等調整委員会」に訂正
26	R01.06.10 15:00 49～56 行目	本来は風など…こととした	「低周波測定の解析は熊本県でしかできない」以外を削除
27	R01.07.26 15:00 7～8 行目	最近のメールを…対応を求める。	削除
28	R01.08.20 8:40 15 行目	調停も行っているようなので、	「調停」を「責任裁定」に訂正
29	R01.08.20 13:55 12 行目	公害調整委員会	「公害等調整委員会」に訂正
30	R01.08.27 10:20 1 行目	公害調整委員会	「公害等調整委員会」に訂正
31	R01.08.27 14:01 1 行目	公害調整委員会	「公害等調整委員会」に訂正
32	R01.08.27 16:50 2、3 行目	公害調整委員会	「公害等調整委員会」に訂正
33	R01.08.27 17:05 2 行目	公害調整委員会	「公害等調整委員会」に訂正
34	R01.09.10 10:07 1 行目	公害調整委員会	「公害等調整委員会」に訂正
35	R01.10.02 10:20 9～10 行目	「元々あった…」とは説明していません。	削除
36	R01.11.15 15:50 3 行目	公害調整委員会	「公害等調整委員会」に訂正
37	R01.11.21 15:30 頃 4～5 行目	予定より早く…要求し、	「と聞かれ」に訂正

38	R01.11.27 14:00 10 行目	低周波	「船みたいな音」に 訂正
39	R01.11.27 14:00 21～23 行目	敷地境界でなく… ただし、	削除
40	R01.11.27 14:00 44～46 行目	また、室外機の… 連絡先を教えてほ しい。	削除
41	R01.11.27 14:00 55 行目	調整委員会の裁定 はいつ頃になるの か。	削除
42	R01.11.27 14:00 68 行目	検討中	「誰がメールするの か検討する」に訂正
43	R2.02.14 16:00～ 18:15 5～6 行目	環境政策課からも 連絡をしてほし い、	「をしてほしい、」 部分を削除
44	R02.03.05 14:36 20～22 行目	担当者が現場で聞 いてきた…ところ です。	現場で誰に何を聞く とお断りすることに なるのかという補足 を追記
45	R2.05.22 17:00 頃 4 行目	広聴課からは記録 簿等確認しました と回答。	誰に対しての回答な のかを補足
46	R2.06.12 上記終 了後 16 行目	指導等できない	「勧告や命令は出せ ない」に訂正
47	R2.06.12 上記終 了後 21 行目	2 週間に 1 回の報 告をしてもらいた い	「2 週間に 1 回のメ ールはやらないと決 めたのか？（質 問）」に訂正

48	R02.09.15 17:29 55～60 行目	相談内容（記録） には…あります	他の「相談内容の説明」（R02.05.21 9:55/R02.11.19 18:23 等）に、必要な情報の全てが記録されているのではないことを補足で追記
49	R02.09.15 17:29 92～105 行目	質問 4	特定の個人 G 氏への確認はされなかったようなので、請求人の記録は「うるさくなるのは当たり前」であったとの追記を依頼する
50	R02.09.15 17:29 118 行目	回答をさせることはできません	「回答させる」ではなく、下記同様の特定の個人 G 氏への確認に関する回答に訂正 R03.07.15 14:00 生活衛生課にて特定の個人 C が特定の個人 D 氏へ事実確認 R03.09.30 13:00 【E 主査に電話】特定の個人 F
51	R02.09.17 15:18 7～8 行目	私が気が付いた時…ありませんか？	回答を追加
52	R02.09.17 15:18 15～18 行目	8 時までは…いかがでしょうか？	回答を追加
53	R02.12.28 18:23 8～9 行目	計画書の内容…営業時間中の稼働であり	計画書の営業時間を補足にて追記

54		R03.01.05 9:51 7～8 行目	メールの回答者が …一切ありません。	削除
55		R03.01.15 19:04 14～15 行目	回答者が異なっても…一切なく、	削除
56		R03.03.30 14:08 7 行目	特定の個人 G の認識の誤りと思われます。	「R01.10.01 14:37 G 課長に送信された 回答案の作成者が原因の誤り」と訂正
57		R03.04.23 13:18 4～5 行目	朝の電話もこの件 ということでしょう しいですね？よろ しければ回答なし で結構です。	回答もしくは回答が ないことを回答だと する解釈はしないで いただきたい旨を追 加
58		R03.09.01 9:35	申立人へ電話	電話は同日 9:15 の メールより前である ため訂正
59	④ 令和 2 年 2 月 14 日定例会での環境 政策課記録係の議 事録	2 頁 14 行目	1 週間か 2 週間お きに現況報告のメ ールをしてほしい	「相談内容に「検討 中」と書いてあった がどうするのです か？」に訂正
60		2 頁 19～20 行目	嫌味をしてやろう	「嫌味なことをして やろう」に訂正
61		記録なし		状況報告メールにつ いて後日口頭では「3 月までという記録が 残っていたと思う」 「課長や副課長の担 当が変わると守れる かどうかはわからな いという話はしてい る」との説明あり。 (なぜ記録を削除し

				たのか。虚偽ではなかったのなら「3月までという記録」「守れるかどうかわからない」の根拠を追記するよう求める。）
62	⑤－1 市長からの騒音の相談に関する文書 令和3年4月9日付け 環政発第000565号	別紙の測定結果 (4枚共)		暗騒音補正の有無を追記
63	⑤－2 市長からの騒音の相談に関する文書 令和3年10月7日付け 環政発第000398号	下から6行目	特定の個人A様宅 付近での騒音は規制基準を大幅に下回っており	特定の個人A宅付近での規制基準値とその根拠を追記
64		下から4行目～最終行	距離減衰を考慮すれば…お願いいたします	距離減衰を考慮するようになった根拠/どのように考慮したのかの詳細/「大幅」の具体的数値の追記
65	⑥ 令和3年3月31日付けのオンブズマン苦情申立てに対し、環境政策課が「市からの回答」として提出した文書	1頁 下から6行目	冷蔵庫用2台の室外機の移設を事業所に提案	「大型室外機4台とも屋上へ移動するよう指示」に訂正
66		2頁 9～10行目	「直接対応することを要求」、「元課長が」	削除

67	2 頁 22 行目	の要求がな	「提案」に訂正
68	同上	元課長は面会時に、前者については「検討中」と回答し	削除もしくは訂正
69	2 頁 下から 3 行目	申立のとおり	「質問に対し」に訂正
70	3 頁 1 行目	との要求が再びなされ	「についての確認があり」に訂正
71	3 頁 10、12 行目	要求	「市からの提案に対する回答」を意味する表現に訂正
72	3 頁 21～22 行目	規制基準を満たす	前に「8 時から 19 時の稼働であれば」を追記
73	同上	完了を確認	前に「一部」を追記
74	3 頁 26 行目	要求	「提案」に訂正
75	3 頁 27 行目	再び要求がなされ	「確認があり」に訂正
76	3 頁 28 行目	要求	「提案」に訂正
77	3 頁 最終行	要求	「提案」に訂正
78	4 頁 1～3 行目	本要求については…と考えています	削除
79	4 頁 10 行目	要求	「提案」に訂正
80	4 頁 4～18 行目	なお、本件の具体的な…事実と異なるものであります	2 月 14 日までと同じことを続けることが 2 カ月半検討した結果であるなら、2 月 14 日に何を「承

				諾」したのかという説明に訂正
81		4 頁 19～24 行目	申立人は、…知っていたと推察されます	削除
82		7 頁 5～10 行目	また、「苦情申立ての趣旨」中の…行っておりません	個人情報開示（令和 2 年 2 月 25 日）後の同年 2 月 28 日に、市として「過度な要求」と記録されていたことを承認していないと回答している旨を追記
83		7 頁 21 行目	県条例に基づく改善の指導、勧告等を段階的に行い	県条例に基づくのであれば「指導、勧告等」を「勧告、命令等」に訂正
84		7 頁 22 行目	完了を確認	「完了」の前に「一部」を追記
85	⑦ 環境政策課長からのメール	メール本文	個人の名字	特定の個人 D の名字に訂正
86	⑨ 令和 4 年 4 月 28 日付け 個人情報開示決定通知書（環政発第 000051 号）	開示請求に係る個人情報の内容	1. 令和 3 年（2021 年）2 月 23 日から令和 4 年（2022 年）4 月 8 日までの特定の施設の騒音等に関するやりとり（電話/メール/面談）記録と実施施策/関連情報/所見などのすべて 2. 令和 2 年（2020 年）2 月 1	「1. 2021 年 2 月 23 日から令和 4 年（2022 年）4 月 8 日までの特定の施設の騒音等に関するやり取り（電話/メール※/面談）記録と実施施策/関連情報/所見などのすべて ※本請求者とのメールのやり取りについてはすべて

			4日定例会での環境政策課記録係の議事録	2. 2020年2月14日定例会での環境政策課記録係の議事録」に訂正
--	--	--	---------------------	------------------------------------

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和6年（2024年） 3月22日	熊本市長から諮問（令和6年（2024年）3月22日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和7年（2025年） 8月1日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 8月21日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 9月5日	答申案の審議を行った。
令和7年（2025年） 9月19日	答申案の審議を行った。
令和7年（2025年） 10月3日	答申案の審議を行った。

情 個 審 答 申 第 1 5 号
令和7年（2025年）10月3日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年（2024年）5月9日付け、廃計発第73号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

平成30年（2018年）8月1日から同月6日までの、環境政策課が行った市民からの苦情、要望対応の全ての案件に関する資料等の文書等開示（一部請求拒否）決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示（一部請求拒否）決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和4年（2022年）10月28日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、平成30年（2018年）8月1日から同月6日までの、環境政策課が行った市民からの苦情、要望対応の全ての案件に関する資料等の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 令和4年（2022年）11月17日、実施機関は、該当文書のうち、相談記録の「年月日」が「R01.11.22」、「日時」が「13:00」の「処理経過」の欄の一部（以下「本件不開示部分」という。）及びその他の部分の一部を不開示とする文書等開示（一部請求拒否）決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 令和5年（2023年）2月15日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は別の手段で当該文書の写しを入手しているが、これによると、本件不開示部分には特定の事業者の評価に当たる記述は見当たらず、特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれはないから、開示すべきである。

また、条例第7条第5号は、「開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」としているが、むしろ開示しないことにより中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱が生じる。

2 実施機関の主張

本件開示請求に係る文書は、市民からの苦情、要望対応に係るものであり、その中でも、本件不開示部分は、市の機関内部の審議等に係る内容を記載しているものであるから、これを開示した場合には、苦情、要望の対象となった事業者等への評価などが明ら

かとなり、特定の事業者に不当に不利益を及ぼすおそれがある。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、平成30年（2018年）8月1日から同月6日までの、環境政策課が行った市民からの苦情、要望対応の全ての案件に関する資料等である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書等について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。なお、本件文書等の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 審査請求人及び実施機関は、本件不開示部分の条例第7条第5号該当性について争っているので、この点について検討する。

同号は、「実施機関内部」「の審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、」「意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ」るおそれのあるものを不開示情報と規定している。

そして、「審議、検討又は協議に関する情報」とは、意思決定の過程において発生し利用される情報をいう。

当審議会が確認したところ、本件不開示部分は、特定の案件における実施機関の対応方針を内部的に検討した内容が記載されているものであり、意思決定の過程において発生し利用される情報であるから、市の機関の内部における「審議、検討又は協議に関する情報」に該当する。

そして、上記のような内部の検討内容が公になることにより、外部からの圧力によって当該政策における意思決定が不当な影響を受けるおそれがあり、「意思決定の中立性が不当に損なわれ」るおそれが認められる。また、検討段階における事実関係の確認が不十分な情報を公にすることにより、市民の誤解や憶測を招き、「不当に市民の間に混乱を生じさせ」るおそれも認められる。

したがって、本件不開示部分が条例第7条第5号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 以上より、実施機関の行った本件処分は妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和6年（2024年） 5月9日	熊本市長から諮問（令和6年（2024年）5月9日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和7年（2025年） 9月19日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 10月3日	答申案の審議を行った。

情 個 審 答 申 第 1 6 号
令和7年（2025年）10月17日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年（2024年）4月25日付け、廃計発第49号により諮問を受けました下記の
審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

平成30年（2018年）8月1日から同月6日までの、環境政策課が行った市民からの
苦情、要望対応の全ての案件に関する資料等の文書等開示（一部請求拒否）決定に対する審
査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示（一部請求拒否）決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和4年（2022年）10月28日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、平成30年（2018年）8月1日から同月6日までの、環境政策課が行った市民からの苦情、要望対応の全ての案件に関する資料等の開示請求をした。
- 2 令和4年（2022年）11月17日、実施機関は文書等開示（一部請求拒否）決定（以下「本件処分」という。）を行い、開示文書として、原本たる電子データを複製してマスキング処理を行った後に紙に印刷したものをスキャンして作成したPDFファイルをCDに複製したものを交付した（以下当該開示方法を「本件開示方法」という。）。
- 3 令和5年（2023年）1月13日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 開示されたデータは、紙媒体をスキャンしたデータをPDF化したものであり、ムラや不鮮明な部分があるため、そのような不備のない元々のデータ（Word等）又はそれをPDF化したデータの交付を求める。
- (2) 仮に、紙媒体をスキャンしたデータの交付になるのであれば、そのようなデータであっても開示を希望するか否かを確認してしかるべきであった。

2 実施機関の主張

- (1) 本件審査請求に係る文書等開示請求書には「※CDでの開示をお願いします。」とのみ記載されており、データ化の方法について、希望はなかった。したがって、本件処分は開示請求書の希望に沿って行われたものである。
- (2) また、データの開示の方法について、そもそも、条例及び同施行規則において、特定の開示方法を請求する権利は開示請求者に付与されていない。

(3) したがって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、平成30年（2018年）8月1日から同月6日までの、環境政策課が行った市民からの苦情、要望対応の全ての案件に関する資料等である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書等について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。なお、本件文書等の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 審査請求人は開示されたデータにムラや不鮮明な部分があるため、そのような不備のない元々のデータ（Word 等）又はそれを PDF 化したデータの交付を求めているので、この点について検討する。

開示請求に係るデータの開示に際して、不開示情報のマスキングの手法や一部に不開示情報が記録されている文書等を交付するためのデータの複写の方法について、条例及び同施行規則に具体的な定めはなく、特定のマスキングの手法やデータの複写の方法での開示が例規上求められているものではない。

したがって、開示されたデータが、実際に判読できない程度に不鮮明となるなど、条例の趣旨を没却する程度に至っていない限りは、処分を取り消すべき理由には当たらないというべきである。

当審議会において開示されたデータを見分したところ、判読できない程度に不鮮明な部分はなかった。

なお、実施機関が本件開示方法をとったのは、ソフトウェア上でマスキング処理を実施する方法で PDF データを作成した場合、当該 PDF データに不開示情報が意図せず残存するおそれがあることから、情報漏えい防止のため、あえて電子データを紙に印刷したものをスキャンして作成する方法を採用したのであり、そのような方法が明らかに不合理とはいえない。したがって、このような方法を採用する場合に、実施機関から開示請求者に対して、紙媒体をスキャンしたデータであっても開示を希望するか否かを確認する義務まではないというべきである。

(2) 以上より、実施機関の行った本件処分は妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和6年（2024年） 4月25日	熊本市長から諮問（令和6年（2024年）4月25日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和7年（2025年） 9月19日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 10月3日	答申案の審議を行った。
令和7年（2025年） 10月17日	答申案の審議を行った。

情 個 審 答 申 第 1 7 号
令和7年（2025年）10月17日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年（2024年）7月8日付け、政企発第77号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

電子メールに記載された内容等に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った保有個人情報の訂正をしない旨の決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和5年（2023年）7月4日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）に基づき、「平成29年（2017年）10月11日から本請求日までの、広聴課に対する請求者からの問合せ、お願い、相談等（メール、電話、ひごまるコール、市長への手紙、面談等）に関する請求者、担当課／担当者（市長を含む）とのやり取り記録（面談／電話／メール等）のすべて。」の保有個人情報開示請求を行った。
- 2 これに対して、実施機関は、同年8月24日、保有個人情報開示（全部開示）の決定を行った。
- 3 同年12月6日、審査請求人は、法律に基づき、上記保有個人情報開示（全部開示）の決定で開示された文書のうち、審査請求人に関する電子メールに記載された内容の一部（以下「訂正請求部分①」という。）、審査請求人が提出した「オンブズマンの行為に関する事項」と題した「市長への手紙」への対応についての起案文の一部（以下「訂正請求部分②」という。）及び審査請求人が提出した「市長への手紙」に対する回答についての起案文の一部（以下「訂正請求部分③」という。）の保有個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。
- 4 これに対して、実施機関は、令和6年（2024年）1月5日、本件訂正請求に係る個人情報の全てについて保有個人情報の訂正をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 5 同年4月15日、審査請求人は、本件処分を不服として、その取消しを求める審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
 - (1) 訂正請求部分①について、3つの取り決め中、2、3項は履行されているが、1項は存在しない取り決めであることが事実であるため削除を求める。
 - (2) 訂正請求部分②のうち、課の方針の箇所について、審査請求書の添付資料として提出した証拠資料3-1が確認できる事実であるため削除を求める。また、オンブズ

マンへの聞き取り内容の箇所について、オンブズマンの一方的な決断に対し、「申立人の協力のもと」及び「申立人は承知している」とあるが、そうせざるを得ない展開であっただけであり、事実ではないため削除を求める。

- (3) 訂正請求部分③について、熊本市市民の声取扱要綱第6条(4)「同一提案者から、同趣旨の市民の声が数回に渡り寄せられ、これに対し、既に回答を行っているもの」を示していると推察されるが、「既に回答を行っているもの」との評価の対象となるデータなど存在しない。

2 実施機関の主張

- (1) 訂正請求部分①は、熊本市から審査請求人に送信されたメールであり、当時の送信の事実及び内容を明らかにするものである。また、削除を求める箇所は、当該メール発出当時の本市の認識、考えを示したものであって、訂正請求の対象となる「事実」に該当しない。
- (2) 訂正請求部分②及び訂正請求部分③は、課の方針の箇所、オンブズマンへの聞き取り内容の箇所及び市長の手紙に係る箇所のいずれも、当時の市長への手紙に係る決裁伺いが行われた事実及びその内容を明らかにするものであり、また、当該決裁の起案当時において本市内部で確認できた事実に基づく判断を記載したものであって、訂正請求の対象となる「事実」に該当しない。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が訂正を求めている自己に関する保有個人情報

審査請求人が実施機関に対し訂正を求めている保有個人情報は、訂正請求部分①から訂正請求部分③までである。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件における保有個人情報について、法律、関係法令、条例、関係資料等を総合的に勘案し、訂正をしない旨の決定時を基準時として、実施機関が行った本件処分の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、法律等に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 訂正請求部分①について

当該電子メールに記載されている情報は、当時、実施機関がそのように電子メールを送信したという事実及び審査請求人からの要望に対し取り決めた内容を審査請求人へ報告をしたという事実であり、当該内容でこれらの報告がなされたという事実に誤りはないのであって、たとえ、その報告の内容が、その背景にある事件等において発生した事実と異なると思料されるものであったり、審査請求人の期待する内容でなか

ったりしたとしても、その内容が事実でないとして訂正されるべきものには当たらない。

したがって、訂正すべきものとは認められない。

(2) 訂正請求部分②について

ア 環境政策課及びオンブズマンからの聞き取り内容を記載した部分について

当該部分は、当時、広聴課が環境政策課及びオンブズマンから聞き取った内容を記載したものである。仮に、審査請求人が環境政策課及びオンブズマンとやり取りしたときの内容と異なるとしても、当該部分は、広聴課が聞き取った事実そのものであり、その事実に誤りがあるとは認められない。

イ 広聴課としての判断を記載した部分について

訂正請求の対象は、事実であり、評価・判断には及ばないところ、当該部分は、決裁当時に広聴課が行った、市長からの回答を行わないという評価・判断を記載したものであるから、訂正対象となる事実には当たらない。

ウ 小括

したがって、訂正すべきものとは認められない。

(3) 訂正請求部分③について

訂正請求の対象は、事実であり、評価・判断には及ばないところ、当該部分は、決裁当時に広聴課が行った、市長からの回答を行わないという評価・判断を記載したものであるから、訂正対象となる事実には当たらない。

したがって、訂正すべきものとは認められない。

4 結論

以上のとおり、本件処分に係る訂正請求については、いずれも訂正すべきと認める理由がないため、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田 道夫
会長職務代理者		河津 典和
委	員	魚住 弘久
委	員	岩橋 浩文
委	員	北野 誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和6年（2024年） 7月8日	熊本市長から諮問（令和6年（2024年）7月8日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和7年（2025年） 10月3日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 10月17日	答申案の審議を行った。

情 個 審 答 申 第 1 8 号

令和7年（2025年）11月7日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年（2024年）7月22日付け、廃計発第164号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

令和2年（2020年）2月1日から令和4年（2022年）10月14日までの期間に環境政策課が受け取った市民からの電子メール中、「フラグの内容」「フラグ」と同様の記載がある電子メールの文書等開示請求拒否決定（不存在）に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示請求拒否決定（不存在）は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和4年（2022年）10月14日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、令和2年（2020年）2月1日から令和4年（2022年）10月14日までの期間に環境政策課が受け取った市民からの電子メール中、「フラグの内容」「フラグ」と同様の記載がある電子メールの開示請求をした。
- 2 令和4年（2022年）11月2日、実施機関は文書等開示請求拒否決定（不存在）決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 令和5年（2023年）2月3日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 開示請求時に令和2年（2020年）8月12日までのメールは除くとしているが、それ以降の審査請求人とのやり取りメールにフラグ記載があるもの（同年9月17日付けのデータ便からの電子メール（以下「9月17日付けメール」という。）が存在するにも関わらず、開示されなかったことから調査が正しく行われているとは思えないため、不存在の取消しを求める。
- (2) フラグ機能は担当者の判断による利用であり、消去されれば履歴も残らないということであるなら、せめて残るデータは精査した上での決定でなければ、職の信用を傷つけるとの判断から、不存在の取消しを求めるものである。
- (3) 9月17日付けメールは、同年12月1日の開示決定で開示された文書であり、環境政策課は9月17日付けメールを発信元に関わらず請求人との電子メールのやり取りと判断していた。敢えて対象文書から除く理由も必要もない。同日の判断と違う状態になっている。
- (4) 請求に対し、「当該メールは『市民から受け取ったメール』ではないと判断し、本

件開示請求の対象から除いた」ことを「適切なメールアドレスの精査」とすること自体、棄却を求める理由になっていない。

2 実施機関の主張

- (1) 審査請求人は「開示請求時に2020年8月12日までのメールを除くとしている」と主張しているが、開示請求時は、「請求者からの」メールを除くとしていた。
- (2) 審査請求人は「それ以降の審査請求人とのやり取りメールに、フラグ記載のあるものが存在するにも関わらず」と主張しているが、そもそも、審査請求人が開示請求の対象としていた文書は、環境政策課が、市民から「受け取った」メールであり、環境政策課が審査請求人に対し送付したメールをも含む「やり取りメール」ではない。
- (3) フラグの情報を消去（クリア）した場合、フラグ及びフラグの内容は消去され、フラグの使用履歴や削除履歴については確認することができない。
- (4) 本件開示請求に基づき、当該期間において環境政策課が市民から受け取った電子メールについて、フラグの設定状況を確認したところ、「フラグの内容」「フラグ」と同様の記載があるものが存在しなかったため本件処分を行ったものである。なお、フラグの情報を消去（クリア）した場合、フラグの使用履歴や削除履歴については確認することができないことから、確認した電子メールに対して、確認時点でフラグ設定がされていないことは、過去にフラグを使用していなかったこととは同義ではない。
- (5) 審査請求人は、「審査請求人が『存在する』としているメール」として、反論書にて令和2年（2020年）12月1日に開示した9月17日付けメールを提出しているが、9月17日付けメールに記載された内容のうち、差出人の欄には「データ便」と称した特定の法人の電子メールアドレスが記載されていた。9月17日付けメールは、データ配達会社が、受信者に対して、電子データファイルの預かりがあることをお知らせするメールであり、受信者はデータを受け取るために指定されたURLにアクセスし、ダウンロードする必要がある。9月17日付けメール中の「…様より以下のサイトへ環境政策課様あてにデータが送付されております。」との記載は、このことを示したものである。

したがって、環境政策課は本件処分に際し、9月17日付けメールは「市民から受け取ったメール」ではないと判断し、本件開示請求の対象文書から除いた。

- (6) 本件処分は適切に電子メールアドレスの精査を行った上で不存在としているものであるため、本件審査請求は棄却されるべきである。
- (7) 令和2年（2020年）12月1日付けで環境政策課が開示決定したときの対象と、本件開示請求の対象は、そもそも請求内容が異なっているため、両開示請求の間で開示・不開示の判断基準及び開示対象となる文書に違いがあっても特に違和感はない。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、令和2年（2020年）2月1日から令和4年（2022年）10月14日までの期間に環境政策課が受け取った市民からの電子メール中、「フラグの内容」「フラグ」と同様の記載がある電子メールである。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書等について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 審理関係人は9月17日付けメールが開示対象になるかどうかについて争っていることから、まずこの点について判断する。

審査請求人は、文書等開示請求書において請求文書として「環境政策課が受け取った市民からのメール」と記載している。9月17日付けメールは、受信者に対して、電子データファイルの預かりがあることをお知らせするデータ配達会社からの電子メールであるから、市民から受け取った電子メールとはいえない。

よって、「市民からのメール」に当たるとはいえない。

なお、審査請求人は本件処分と令和2年（2020年）12月1日付けの開示決定の判断が異なっていると主張するが、そもそも両者は請求内容が異なるものである。

(2) また、9月17日付けメールの他に請求の対象となる電子メールが存在しないとする実施機関の主張に不合理な点も認められない。

(3) 以上より、実施機関の判断に不合理な点はなく、対象となる文書等が存在しないとした実施機関の判断は妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和6年（2024年） 7月22日	熊本市長から諮問（令和6年（2024年）7月22日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和7年（2025年） 10月17日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 11月7日	答申案の審議を行った。

情 個 審 答 申 第 1 9 号
令和7年（2025年）11月7日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年（2024年）11月6日付け、政企発第162号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

「市長への手紙」への回答に係る決裁文書等に関する保有個人情報の訂正をしない旨の決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った保有個人情報の訂正をしない旨の決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和5年（2023年）7月4日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）に基づき、「2017年10月11日から本請求日までの、広聴課に対する請求者からの問合せ、お願い、相談等（メール、電話、ひごまるコール、市長への手紙、面談等）に関する請求者、担当課／担当者（市長を含む）とのやり取り記録（面談／電話／メール等）のすべて」の保有個人情報開示請求を行った。
- 2 これに対して、実施機関は、令和5年（2023年）8月24日、保有個人情報開示（全部開示）の決定を行い、開示請求者に関する電子メール情報等を開示した。
- 3 これに加えて、令和6年（2024年）1月16日、実施機関は上記1の請求について保有個人情報開示（全部開示）決定（追加分）を行い、「市長への手紙『市からの謝罪について』の対応について」（以下「開示文書1」という。）及び審査請求人が実施機関宛に送付していた「市からの謝罪について」並びに「市長への手紙『市長への手紙に対する回答に関する質問』の対応について」（以下「開示文書2」という。）及び「市長への手紙」に関する回答内容等の記録（以下「開示文書3」という。）を開示した。
- 4 同年4月22日、審査請求人は、法律に基づき、開示文書1及び開示文書2の文中に記載されている「市長への手紙」を受け付けた日付（以下「日付部分」という。）については日付の訂正を、開示文書1、開示文書2及び開示文書3の文中の、「既に市長から回答を行った市長回答に関する更なるご意見等に関しては回答を行っていない」等の記載部分（以下「回答方針部分」という。）については審査請求人への「回答の実施、もしくは市長までの供覧/その結果の開示」を求めて、保有個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。
- 5 これに対して、実施機関は、同年5月21日、日付部分については保有個人情報の訂正をする旨の決定を行い、回答方針部分については保有個人情報の訂正をしない旨の決定（以下当該保有個人情報の訂正をしない旨の決定を「本件処分」という。）を行った。
- 6 同年8月20日、審査請求人は、本件処分を不服として、その取消しを求める審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 実施機関は「当該決裁の起案当時において本市内部で確認できた事実に基づく判断を記載したものであって、訂正請求の対象となる『事実』には当たらないため」訂正はしないと主張するが、「当該決裁の起案当時において本市内部で確認できた事実」が明確でないため、決定は不当である。また、「確認できた事実」に、第三者が客観的に確認できる事実（熊本市市民の声取扱要綱（以下「要綱」という。）第6条「回答の基準」）が含まれていないためである。
- (2) 要綱第6条には、「回答の基準」が明記されているが、回答をしない項目として「既に市長から回答を行った市長回答に関する更なるご意見等に関して」は存在しない。
- (3) 求めるのは、「記載された判断」の訂正ではなく、「確認できた事実」の訂正である。
- (4) 実施機関は、自らが判断した行為とその結果は、訂正請求の対象となる「事実」には当たらないと主張するが、「現実に存在する事柄」、すなわち要綱による判断が行われていないことが「事実」である。
- (5) (4)の状況は「熊本市における個人情報保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準」の「第8 訂正決定等の審査基準」「1 訂正請求の対象」における、「評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実該当する」に相当することから、訂正しないのは不当である。
- (6) 質問（市長への手紙）の回答に関する評価の前提となっている「本市内部で確認できた事実」には誤り、もしくは不足（市民が確認できる事実「要綱」）があると主張する審査請求人に対し、具体的かつ客観的な事実を持って否定ができないのであれば、処分庁には訂正等を行う義務が生じる。

2 実施機関の主張

法律第90条が定める訂正請求権は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと認料するときに、当該個人情報の訂正を請求することができるものである。

審査請求人が求める内容は、本来、法律が規定している訂正請求の範疇を超えた「回答の実施、もしくは市長までの供覧/その結果の開示」という内容であり、そもそも不適法なものであるから、審査請求についても直ちに棄却されるべきものであるが、仮に審査請求人が求める内容が「回答の実施、もしくは市長までの供覧/その結果の開示」の対象に係る事実関係についての訂正を求めるものであると善意解釈したとしても、当該事実については、当該決裁の起案当時において本市内部で確認できた事実に基づく判断を記載したものであって、訂正請求の対象となる「事実」には当たらない。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が訂正を求めている自己に関する保有個人情報

審査請求人が実施機関に対し訂正を求めている保有個人情報は、回答方針部分である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件における保有個人情報について、法律、関係法令、条例、関係資料等を総合的に勘案し、訂正をしない旨の決定時を基準時として、実施機関が行った本件処分の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、法律等に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

訂正請求の対象は評価・判断には及ばないところ、回答方針部分は、決裁当時に実施機関が行った、「市長への手紙」に対する回答に関する意見には回答を行わないという、当該決裁の起案当時における本市の判断を記載したものであるから、訂正請求の対象には当たらない。

この点、審査請求人は審査請求書の中で、審査請求人が求めるのは「記載された判断」の訂正ではなく、「確認できた事実」の訂正と主張しているが、「回答の実施、もしくは市長までの供覧/その結果の開示」への訂正を求めている趣旨からすれば、それは評価・判断の訂正を求めるものと言わざるを得ない。

したがって、訂正すべきものとは認められない。

4 結論

以上のとおり、本件処分に係る訂正請求については、いずれも訂正すべきと認める理由がないため、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和6年（2024年） 11月6日	熊本市長から諮問（令和6年（2024年） 11月6日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和7年（2025年） 10月17日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 11月7日	答申案の審議を行った。

情 個 審 答 申 第 2 0 号
令和7年（2025年）12月5日

熊本市上下水道事業管理者 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年（2024年）12月12日付け、熊水経発第251号により諮問を受けました
下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

特定の土地の所有者から受領した配水管布設に関する土地使用承諾書の文書等不開示決定（存否応答拒否）に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市上下水道事業管理者（以下「実施機関」という。）の行った文書等不開示決定（存否応答拒否）は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和5年（2023年）12月5日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、特定の土地の所有者から受領した配水管布設に関する土地使用承諾書の開示請求をした。
- 2 令和5年（2023年）12月25日、実施機関は存否応答拒否を理由とする文書等不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 令和6年（2024年）3月25日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 審査請求人が令和2年（2020年）2月25日に行った今次の開示請求と内容を同じくする開示請求に対し、実施機関は、令和2年（2020年）3月16日付け文書等開示（一部開示拒否）決定（以下「令和2年決定」という。）を行い、当該文書を開示している。

このことから、審査請求人が開示請求する文書の存在はすでに自明のものとなっている。このため、実施機関は、審査請求人がなす開示請求の文書について、その存否を明らかにしないとする処分をするのではなく、可能な限り不開示情報とそれ以外の情報を区分して、後者を開示すべきである。

- (2) 審査請求人が請求する当該情報は、市が定める情報公開条例の手引の「Ⅱ 不開示情報の具体例」と照らし合わせても、「文書等不開示決定（存否応答拒否）」に該当する情報には当たらない。
- (3) 審査請求人が開示請求を求めている当該情報（土地使用承諾書）は、配水管布設工事の申請及び費用の負担に関する規程（平成12年水道局規程第2号）第3条に基づき定められている様式中の一つである土地使用承諾書であって、公知の情報であることから、そもそも、その存否を明らかにしないとする不開示情報に当たるもので

もない。

- (4) 市が徴している4件の土地使用承諾書中、3件の承諾書については平成30年3月22日が記入され、残る1件の承諾書には同月23日の日付が記入されている。

しかしながら、この4件の土地使用承諾書については、市は当該の土地所有者から日付を空白とする土地使用承諾書を徴しているものであって、この日付は、令和2年決定をもつての文書等開示に先立ち、市職員の手によって、この日付が書き込まれているものである。

- (5) 実施機関は、この日付が空白である土地使用承諾書を徴していることと、日付の記入がなされていない土地使用承諾書が存在していることを認めている。
- (6) 土地使用承諾書に含まれる氏名、住所、その他記述が特定の個人を識別する情報であることに異論はない。しかしながら、土地使用承諾書は、配水管布設工事の申請及び費用の負担に関する規程（平成12年水道局規程第2号）第3条第3号の規定に基づき所定されている「様式第2号（第3条関係）」、又は、現在施行されている熊本市水道条例第12条第2項の規定による配水管布設工事等に関する要綱（平成25年上下水道事業管理者決裁）第3条第4号の規定に基づき所定されている「様式第3号（第3条第4号関係）」によるものであって、土地使用承諾書は、公知の情報である。
- (7) 本件処分は、恣意的にダブルスタンダード（二重基準）をもつての使い分けの処分であることに他ならず、審査請求人としては、本件処分がなされることについての合理的な弁明がなければ、令和2年決定をもつてすでに決定されている処分を不利益に変更されることはない。
- (8) 審査請求人が開示を求めているのは、実施機関が土地所有者からこの土地使用承諾書を徴した際の真正な土地使用承諾書（日付の欄がブランクの真正な土地使用承諾書）である。

2 実施機関の主張

審査請求人からは、上記「第3 1(2)」のとおり、不開示情報が情報公開条例の手引に記載の具体例に当てはまらなないとあるが、不開示とした文書の内容は、同手引の具体例として示されている「第7条第2号（個人に関する情報）」の「区分」の欄の「6 その他個人生活に関する情報」の具体例にある「苦情・要望」に相当し、個人情報に当たる。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、特定の土地の所有者から受領した配水管布設に関する土地使用承諾書である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書等について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 条例第9条該当性

ア 本件審査請求では、本件文書を存否応答拒否とした実施機関の判断の妥当性が争われている。

イ 条例第9条は「文書等の存否について回答することにより、第7条の規定により保護される利益が不開示情報を開示した場合と同様に害されることとなるときは、その存否を明らかにしない」と規定している。

ウ 本件についてみると、審査請求人が開示を求めている特定の土地の所有者から受領している土地使用承諾書は、これが仮に存在するとすれば、当該文書等はこれに含まれる氏名、住所及びその他の記述等により、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号の規定により不開示となるものである。そして、本件開示請求に対して、不開示の処分をしたとすれば、当該文書等の存在が明らかになり、開示請求者に特定の土地の所有者が土地使用承諾書を実施機関に提出したという事実、ひいては土地の使用を承諾したという事実が知られてしまい、同号の規定により保護されるべき個人のプライバシーが、当該文書等が開示された場合と同様に害されることになる。

したがって、本件開示請求に対し、本件文書を存否応答拒否とした実施機関の判断は妥当である。

なお、審査請求人は、令和2年決定と本件処分の違い等種々主張するが、本件審査請求は、あくまで本件処分に関しその妥当性を審議するものであるから、いずれの主張も当審議会の上記判断を左右するものではない。

(2) 以上より、実施機関の行った本件処分は妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 澤田 道夫

会長職務代理者 河津 典和

委 員 魚住 弘久

委 員 岩橋 浩文

委 員 北野 誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和6年（2024年） 12月12日	熊本市上下水道事業管理者から諮問（令和6年（2024年）12月12日付け）を受けた。 熊本市上下水道事業管理者から審査請求書の写しを受理した。 熊本市上下水道事業管理者から弁明書の写しを受理した。 熊本市上下水道事業管理者から反論書の写しを受理した。
令和7年（2025年） 11月7日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 11月21日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 12月5日	答申案の審議を行った。

情 個 審 答 申 第 2 1 号
令和7年（2025年）12月19日

熊本市長 大西 一史 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

個人住民税に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検に係る意見について（通知）

令和7年（2025年）12月16日付け税市民発第641号で依頼のあった個人住民税に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検について、当審議会特定個人情報保護評価専門部会において審議した結果を踏まえ、下記のとおり意見を提出します。

記

業 務 の 名 称	個人住民税に関する事務
担 当 部 署	財政局税務部市民税課
審議会の意見	特定個人情報ファイルを取り扱う個人住民税に関する事務の特定個人情報保護評価書の変更については、了承します。 【附帯意見】 特定個人情報ファイルの取扱いに当たっては、今後、次に掲げる措置に努めること。 1. 特定個人情報を含む業務を委託する際には、実地検査、内部監査等を通じて定期又は随時に受託者の履行状況を把握するとともに受託者に対する必要な指導を行うこと。 2. 再委託（再々委託以降も含む。以下同じ。）を行う場合には、その再委託先の業務についても受託者に対するものと同様の措置を講ずること。 3. ネットワーク機器やセキュリティ装置を含めた全ての機器において、セキュリティ設定及びソフトウェアのアップデートを適切に行うこと。また、アップデートが適切に行われているか確認すること。 4. 内外からの不正アクセスの増加という社会状況を踏まえ、熊本市情報セキュリティポリシーに基づき、必要な対策を講じたうえで、個人住民税に関する事務におけるセキュリティを確保すること。また、情報技術の進展に応じたセキュリティ対策を検討し、随時改善を図ること。 5. 通信環境、システム環境及びアクセス権限などの設定作業を含め、人が介在する部分については、特定個人情報の漏えい等のリスク軽減に特に留意すること。

	6. 情報セキュリティに関する研修及び監査が形式的なものにならないよう留意すること。
--	--

情 個 審 答 申 第 2 2 号

令和8年（2026年）1月9日

熊本市上下水道事業管理者 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 澤 田 道 夫

個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年（2025年）3月3日付け、熊水経発第332号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

審査請求人に関する市長報告等の保有個人情報の開示をしない旨の決定（不開示・不存在）に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市上下水道事業管理者（以下「実施機関」という。）の行った保有個人情報の開示をしない旨の決定は、一部妥当でない。

- (1) 審査請求人に関する「市長報告」と題する文書及び添付文書としての「別紙1」、「別紙2」、「別紙3」、「別紙4」（以下これらを「文書①」という。）のうち、「市長報告」と題する文書の表題部分及び別紙2、別紙3、別紙4については開示すべきである。
- (2) 文書①に関係・関連して作成されている報告書等（関係者間の往来メール含む。）の文書（以下「文書②」という。）については、不開示とした実施機関の判断は妥当である。
- (3) 実施機関内において意思決定をした文書①に関する送付票及び電磁的記録を含む決裁書（以下「文書③」という。）の開示をしない旨の決定について、その理由の提示は、行政手続法（平成5年法律第88号）第8条第1項に違反するものであることから、同決定を取り消し、実施機関において改めてその理由を具体的かつ明確に提示した上で保有個人情報の開示をしない旨の決定をすべきである。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和6年（2024年）1月9日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）に基づき、文書①、文書②及び文書③の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 これに対して、実施機関は、同年2月26日、本件開示請求に係る個人情報のうち、文書①及び文書②については法律第78条第1項第6号の不開示情報に該当することを理由として、文書③については不存在を理由として、保有個人情報の開示をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年5月23日、審査請求人は、本件処分を不服として、その取消しを求める審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
 - (1) 文書①について

ア 市長報告は、その文言が示すとおり、請求人に係る報告文書であって、いわゆる請求人に係る事案についての未成熟な情報（課題整理段階）の開示を求めているものではない。

イ 一般に報告書とは、その言葉の概念として、文理上、そのとき、その状態を上司等の関係者に報告するものであることから、市長報告そのものは、請求人との間で何らかの審議をしている途次の情報、検討をしている途次の情報、又は協議途次における各段階の情報でもないため、組織内での意思決定に関する文書に当たるものでもない。

法律第78条第1項第6号及び熊本市における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準（以下「審査基準」という。）において、不開示情報とすることができる情報とは、「審議、検討又は協議に関する情報」の3情報であって、この3情報は例示列举ではなく限定列举するものである。このことから、「報告」すなわち審査請求人が開示を求めている文書①及び文書②はこの3情報に包含されることはない。「報告」はあくまでも「報告」であって、「審議、検討又は協議に関する情報」の用語の中に含まれない。法律用語辞典等の語釈からすれば、市長報告等の情報が「審議、検討又は協議に関する情報」の中に包含されるとする解釈を行い得ないのは自明の理である。

ウ 審査請求人が求めている市長報告とは、審査請求人と上下水道局職員との間の二者関係であって、その他の者の関与、介在はない。このため、この市長報告を開示しても市民等の第三者との間に混乱が生じるようなことはなく、また、開示することによって率直な意見の交換、意思決定の中立性が不当に損なわれることにもならない。

(2) 文書②について

ア 文書②は、いわば市長報告作成のための取りまとめの文書であって、請求人との間で何らかの審議をしている途次の情報、検討をしている途次の情報、又は協議途次における各段階の情報でもなく、組織内での意思決定に関する文書に当たるものでもない。

イ 審査請求人が求めている市長報告とは、審査請求人と上下水道局職員との間の二者関係であって、その他の者は介在していない。このため、この市長報告を開示しても市民等の第三者との間に混乱が生じるようなこと、外部からの圧力や干渉等の影響を受けるようなこともないため、開示することによって率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれることにもならない。

ウ なお、不開示情報が含まれている箇所があるとするれば、文書全体を不開示とする処分をするのではなく、不開示情報と開示情報の部分を区別して、部分開示を行われない。

(3) 文書③について

ア 当該の文書の請求は「不存在」と決定されているが、この開示請求については何等の理由説明もない。

不存在と判断した過程について何等の説明がないことから、審査請求人には、この決定に対する確に反論するための手がかりが与えられていない。

イ 不存在とは、当該の決裁書が物理的に不存在であるという趣旨であると解されるが、処分は、審査請求人の照会に対する回答と相矛盾しており全く整合しない。この回答を引けば「市長報告を行うまでには、報告書の作成及び決裁などの業務が必要です」との回答であり、市長報告作成に伴っての決裁(書)の存在が明言されている。

また、弁明書においてこの事実があることを認めているにもかかわらず、現にある市長報告は上下水道局の局内においては意思決定がなされておらず、またその実は、局内において決裁も経ていない市長報告が発出されていることを意味していることになる。

ウ 市長報告を行うために必要とされている決裁(書)の開示を求めているものであって、実施機関内において、意思決定をした報告書に関する決裁書の開示を求めているものではない。このため、審査請求人は、この弁明を明確にするため、「上下水道局内において」の後に「市長報告を行うために」の言葉が伏せられているものとし、「上下水道局内において、市長報告を行うために意思決定をした報告書に関する決裁書については不存在である。」とみなして読むことにした。

2 実施機関の主張

(1) 文書①及び文書②について

ア これらの文書は、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報に該当し、開示しない情報に当たるものであり、保有個人情報の開示をしない処分をしたものである。

イ 法律第79条に基づき部分開示をすべき場合の判断基準については、審査基準において、「当該個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示を行う義務はない」と規定されている。文書①及び文書②については、不開示情報に該当する部分を区分けすることが困難なため、部分開示を行わない。

(2) 文書③について

上下水道局内で意思決定をした報告書等に関する決裁書(送付票、電磁的記録である場合を含む)については不存在である。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている自己に関する個人情報

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている個人情報は、文書①ないし文書③である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件における保有個人情報について、法律、関係法令、条例、関係資料等を総合的に勘案し、保有個人情報の開示をしない旨の決定時を基準時として、実施機関が行った本件処分の妥当性を判断したものである。なお、本件保有個人情報については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、法律等に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 文書①について

ア 文書①の法律第78条第1項第6号該当性について

(7) 法律第78条第1項第6号の定めについて

法律第78条第1項第6号は、保有個人情報は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示とする。

(イ) 「審議、検討又は協議に関する情報」該当性について

a 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、実施機関の事務及び事業についての意思決定に至るまでの各段階において行われる審議等に関連して作成され、又は取得された情報を指す。

b 文書①には、審査請求人と上下水道局とのこれまでのやり取り及び今後想定される事案に対する対応方針が記載されている。そうすると、「市長報告」という形式をとってはいるが、当該文書を市長へ提出した後においても、上下水道局において当該文書に記載された対応方針を変更することは十分あり得ることであったというのであるから、これらの情報は、今後の対応についての意思決定に至るまでの審議等に関連して作成された情報といえる。

c したがって、文書①は、市内部における「審議、検討又は協議に関する情報」に該当する。

(ロ) 「開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」該当性について

a 文書①のうち、「市長報告」と題する文書及び「別紙1」について

文書①は、「市長報告」と題する文書及び添付文書としての「別紙１」、「別紙２」、「別紙３」、「別紙４」で構成されるところ、「市長報告」と題する文書の「市長報告」という表題部分以外の部分及び「別紙１」には、審査請求人と上下水道局とのこれまでのやり取り及び今後想定される事案に対する対応方針が記載されており、これらの情報が対応の相手方に開示されるとなると、事後の対応に関する率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれる蓋然性が高い。

したがって、当該部分を「開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が認められる。

b 文書①のうち、「別紙２」ないし「別紙４」について

「別紙２」は係争土地の平面図や写真等、「別紙３」は審査請求人に対する市からの回答文、「別紙４」は関連する民法（明治２９年法律第８９号）の規定の抜粋が記載されたものであり、これらはいずれも「開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があるとは認められない。

(エ) 小括

以上より、文書①のうち、「市長報告」と題する文書の「市長報告」という表題部分以外の部分及び「別紙１」は法律第７８条第１項第６号の不開示情報に該当する。

イ 部分開示の要否について

法律第７９条第１項は、「行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と規定する。そして、「容易に区分して除くことができ」ない場合とは、当該保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も含まれる。

実施機関は部分開示が不可能である旨主張するが、当審議会が見分したところ、文書①のうち前述の不開示部分とそれ以外の部分との区分けは、困難ではなく、また、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難であるともいえない。

したがって、文書①を全部不開示とした実施機関の判断は妥当でない。

ウ 結論

以上より、文書①のうち「市長報告」と題する文書の「市長報告」という表題部分及び別紙２、別紙３、別紙４を法律第７８条第１項第６号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当でない。

(2) 文書②について

ア 文書②の法律第78条第1項第6号該当性について

(7) 法律第78条第1項第6号の定めについて

第4の3(1)ア(7)で前述したとおりである。

(イ) 「審議、検討又は協議に関する情報」該当性について

a 「審議、検討又は協議に関する情報」該当性に関する判断基準は、第4の3(1)ア(イ)aで前述したとおりである。

b 当審議会が見分したところ、文書②には、市長報告に至る経緯や実施機関内部及び市の他の実施機関の各部署との間で審査請求人に対する今後の対応について検討した内容が記載されており、これらの情報は、今後の対応についての意思決定に至るまでの審議等に関連して作成された情報といえる。

したがって、文書②は、「審議、検討又は協議に関する情報」に該当する。

(ウ) 「開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」該当性について

当審議会が見分したところ、文書②は審査請求人に対する対応について実施機関内部及び市の他の実施機関の各部署とのやり取り及びこれについて検討した内容が記載されている。そして、これらのやり取り及び検討内容が対応の相手方に開示されとなると、事後の対応に関する率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれる蓋然性が高い。

したがって、文書②を「開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が認められる。

イ 結論

以上より、文書②を法律第78条第1項第6号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(3) 文書③について

ア 文書③の不存在について

実施機関は、不存在の理由について具体的に主張していないが、当審議会が見分したところ、実施機関では、市長報告を行う際に必ず文書等で決裁を行わなければならないとの定めはなく、緊急の場合などは決裁権者まで報告書の内容の確認を仰ぎ、口頭による了承を得た後、速やかに市長報告を行うという手法を採らざるを得ない場合もあることを確認した。

以上のような実施機関における市長報告の取扱いに照らすと、文書③を不存在とした実施機関の主張に不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情もない。

イ 理由の付記について

- (7) 行政手続法第8条第1項は、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。」と規定する。

この規定の趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を開示請求者に知らせて不服の申立てに便宜を与える点にある。

そのため、要求される理由付記の程度は、単に不開示の根拠規定を示すだけでは足りず、その根拠とともに開示請求者が了知し得る程度のものでなければならない（最高裁平成4年（行ツ）第48号同年12月10日第一小法廷判決参照）。

- (4) これを本件についてみると、文書③については決定通知書の「1 開示請求に係る保有個人情報の名称等」において「不存在」であることを示しているものの、「2 開示をしないこととした理由」において文書が存在しない具体的な根拠についての記載はない。しかしながら、不存在の要因としては、当該保有個人情報をそもそも作成していない場合、作成はされたが破棄又は紛失したために現存していない場合など様々なものがあり得るところ、単に「不存在」という理由のみが示されたとしても、開示請求者においては、どのような要因により当該保有個人情報が不存在なのかを了知することができず、不服申立てを行うべきか否か等の判断をすることが極めて困難になる。そうすると、実施機関が、不存在を理由として不開示決定をする場合には、当該保有個人情報が不存在である事情について請求者が了知し得るほどに提示しなければならないというべきであり、単に当該保有個人情報が存在しないという記載のみでは不開示の理由として不十分であるといわざるを得ない。

したがって、本件決定に係る決定部分については、理由提示の要件を欠く。

- ウ 以上より、本件処分のうち、文書③に係る決定部分については、行政手続法第8条第1項に違反するものであり、取り消されるべきである。

4 結論

以上のとおり、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和7年（2025年） 3月4日	熊本市上下水道事業管理者から諮問（令和7年（2025年）3月3日付け）を受けた。 熊本市上下水道事業管理者から審査請求書の写しを受理した。 熊本市上下水道事業管理者から弁明書の写しを受理した。 熊本市上下水道事業管理者から反論書の写しを受理した。
令和7年（2025年） 11月7日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 11月21日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 12月5日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 12月19日	答申案の審議を行った。
令和8年（2026年） 1月9日	答申案の審議を行った。

情 個 審 答 申 第 2 3 号

令和8年（2026年）1月9日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年（2025年）3月11日付け、環政発第000389号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

特定の団体を作成名義人とする公開質問状に対する実質的な回答の文書等不開示決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等不開示決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和6年（2024年）1月18日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、特定の団体を作成名義人とする公開質問状（以下「本件公開質問状」という。）に対する実質的な回答の開示請求をした。
- 2 令和6年（2024年）2月5日、実施機関は、本件公開質問状と同旨の質問がなされている「市長への手紙」（以下「本件市長への手紙」という。）への回答（以下「本件文書」という。）を対象文書と特定したうえで、文書等不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 令和6年（2024年）4月25日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 開示請求をした文書は、「公開質問状」に対する回答であり、公にすることが目的とされている。
- (2) 本件公開質問状の回答を本件文書で代用しても、公開質問状自体の本質・概念が消滅することではなく、市長への手紙の回答と同等に「扱うこと」は代用の趣旨から外れる。
- (3) 公開質問状とは、多くの第三者に読まれることを意図した書状であり、何人も閲覧することができることを目指した情報である。
- (4) 質問状は、質問者が公開としている時点で、一般には「特定の人に限定せず広く一般の人々に観覧を許している」と解釈できるものである。公開質問状の回答が「個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれ」などあるわけもない。
- (5) 本件公開質問状は県がパブリック・コメントを募っていることから明らかなように、県民にとって大切な財産である「地下水」に関する情報であり、(旧) 条例第7条第2号オ「人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示すること

がより必要であると認められる情報」に該当し、不開示情報から除かれる。

(6) 本件公開質問状の回答は開示されるべきである。

2 実施機関の主張

(1) 特定の団体は、法人格を有することが確認できず、また、団体としての規約及び一定の組織を有し、かつ代表者が定められている団体であることも確認できなかったことから、熊本市市民の声取扱要綱第2条第4号の規定に基づき、提案者は個人として取り扱われることとなる。そのため、本件文書は、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある。

(2) 実施機関は、本件公開質問状に対する回答として、本件市長への手紙に対する回答を行ったものではない。本件市長への手紙に対する回答は、あくまで熊本市市民の声取扱要綱に基づき、市長への手紙に対する回答として行われたものである。

(3) 公開質問状は法令等に定義がないことから、実施機関としては、特定の団体が公開質問状と題した意図について、判断しかねるところであり、文書等開示請求については、特定の団体の意図を推し量って公開の可否を判断するものではない。

(4) 審査請求人が本件文書の開示を求めていることから明らかなとおり、特定の団体は、本件市長への手紙に対する回答を公開していないものと考えられ、現に、実施機関としては、当該回答が特定の団体によって公開されていることを確認できていない。

(5) 市長への手紙については、一般的に、市長への手紙を提出した事実の有無自体、存否不回答となるべきものであるところ、本件については、本件公開質問状において、本件市長への手紙を提出した事実と言及されていることから、その事実は認められるものの、回答内容については、個人情報として、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

(6) 本件公開質問状及び本件市長への手紙は、熊本市長の見解等を求めているものであり、条例第7条第2号イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」には該当しない。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、本件公開質問状に対する実質的な回答である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断し

たものである。なお、本件文書の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 条例第7条第2号本文該当性

本件市長への手紙は「特定の団体代表 特定の個人」名義で提出されたものであるところ、「特定の団体」は、法人格を有することが確認できず、また、団体としての規約及び一定の組織を有し、かつ代表者が定められている団体であることも確認ができないので、本件市長への手紙は当該特定の団体の代表者として記載された者を作成名義人と解すべきである。

そうすると、本件文書は個人に宛てたものと解されるから、本件文書は「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に当たる。

(2) 条例第7条第2号ただし書ア該当性

審査請求人は、開示請求した文書は「公開質問状」に対する回答であり、公にすることが目的であると主張している。

これは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（条例第7条第2号ただし書ア）に該当するため不開示情報に当たらないことを主張する趣旨と解されるところ、本件文書に関しては、市長への手紙への回答として、その要旨はホームページで公開されることがあるものの、本件文書そのものはホームページ等で公開することが定められたものではない（熊本市市民の声取扱要綱第8条）。事実、当審議会の調査においても、本件文書の要旨が令和6年（2024年）3月29日から令和7年（2025年）3月29日まで公開されていたことは確認できたが、本件文書そのものが公開されていた事実は確認できなかった。以上より、本件文書は法令等の規定又は慣行として公にされたものではなく、また、公開が予定されている情報でもない。

したがって、本件文書は、条例第7条第2号ただし書アに該当しない。

(3) 条例第7条第2号ただし書イ該当性

審査請求人は、本件公開質問状は県民にとっての大切な財産である「地下水」に関する情報であり、これに対する回答は「人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報」（旧条例第7条第2号ただし書オ ※現条例第7条第2号ただし書イに相当）に該当する旨主張する。

この点、当審議会が見分したところ、本件文書は、熊本県による「地下水の涵養の促進に関する指針及び熊本県環境影響評価条例施行規則の改正に係る県政パブリッ

ク・コメント手続」に当たって熊本市長の見解を求められたことに対する応答に過ぎず、その内容も、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要」な情報とは認められなかった。

したがって、本件文書は、条例第7条第2号ただし書イに該当しない。

(4) 小括

以上により、本件文書は条例第7条第2号の不開示情報に該当するものである。したがって、本件文書等を不開示と判断して実施機関が行った本件処分は妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和7年（2025年） 3月11日	熊本市長から諮問（令和7年（2025年）3月 11日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和7年（2025年） 11月21日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 12月19日	答申案の審議を行った。
令和8年（2026年） 1月9日	答申案の審議を行った。

情 個 審 答 申 第 2 4 号
令和8年（2026年）1月23日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年（2024年）4月17日付け、秘書発第000009号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

熊本市本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議「耐震性能分科会」の詳細な会議議事録等の文書等不開示決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等不開示決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和5年（2023年）10月17日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、熊本市本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議「耐震性能分科会」の詳細な会議議事録（以下「請求文書①」という。）、同分科会の出席発言者の発言内容、メモ又はその音声録音データ（以下「請求文書②」という。）、同分科会で本庁舎の耐震性能の審理に使用された資料、図面の一切（以下「請求文書③」という。）、同分科会で公開していない物の一切（以下「請求文書④」という。）の開示請求をした。
- 2 同年11月2日、実施機関は、これに対して、請求文書①については不存在、請求文書②ないし請求文書④については不開示を理由とする文書等不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年12月4日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 条例は、熊本市民に情報を公開することに対し、積極的に努めなければ民主主義の発展は実現し得ないものであることから、個人情報を保護することは大前提としつつも、不開示情報の理由とした条例第6条第2項及び同第7条第6号などの解釈と取扱いについては、市民は他に情報入手の手段はないのだから、より積極的に市民の側に立ち開示の実現に努めるべきである。
- (2) 議事メモ及び音声録音データの不開示の理由について、実施機関は、「今回、開示を行うこととすると、今後の同種の会議において、会議終了後に個々の発言等が公開されることを恐れ、率直な意見交換が行われなくなるなど、将来の事務事業の適正な意思決定に支障を及ぼすおそれがある。また、会議における検討過程の未成熟な議論をそのまま公開することは、市民に誤解を与え、混乱を生じさせるおそれがある。」

と主張するが、有識者が自分の発言に責任を持たずに放言をするようなことはあり得ない。既に全ての会議は終了しているのだから、各委員に「市民から会議の経過を知りたいとの強い求めがあるので議論の内容を開示する」と了承を得たらよいだけではないか。

2 実施機関の主張

(1) 請求文書①について

一般的な議事録として作成されている議事要旨（会議の議事内容を要約し記録したもの）及び議事メモ（会議の議事を速記し、内部資料として作成したもので、委員にその正否について確認をとっていないもの）は存在するが、議事要旨以上に詳細な議事録及び議事メモ以外の文書は作成していないため、存在しない。

(2) 請求文書②について

ア 議事要旨、議事メモ及び音声データが存在するが、議事要旨は市ホームページで既に公開しており、一般に容易に入手ができるものであることから、条例第2条第2号アに該当し、開示請求の対象となる「文書等」に該当しない。

イ 議事メモ及び音声データについては、同分科会が非公開で行われたものであり、これを公開すると、個々の発言等が公開されることをおそれ、率直な意見交換が行われなくなるなど、将来の事務事業の適正な意思決定に支障を及ぼすおそれがある。また、会議における検討段階の未成熟な議論の公開により市民に誤解を与え、混乱を生じさせるおそれがあることから、条例第7条第6号の不開示情報に該当する。

ウ 議事メモ及び音声データから不開示情報を除くと会議の開催日時、議題及び会議の出席者に関する部分が残るが、これは市ホームページで公開されており、不開示情報を除くことにより客観的に有意な情報が残らない。よって、条例第6条第2項により、議事メモ及び音声データ全体を不開示とした。

(3) 請求文書③について

会議資料が存在するところ、会議資料は市ホームページで既に公開しており、一般に容易に入手ができるものであることから、条例第2条第2号アに該当し、開示請求の対象となる「文書等」に該当しない。

(4) 請求文書④について

議事メモ及び音声データが存在するところ、上記(2)イ及びウで述べた理由で不開示である。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、請求文書①ないし請求文書④である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書等について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。なお、本件文書等の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 請求文書①の不存在について

実施機関は、議事の内容が記録されている文書としては、一般的な議事録として作成されている議事要旨（会議の議事内容を要約し記録したもの）及び議事メモ（会議の議事を速記し、内部資料として作成したもので、委員にその正否について確認をとっていないもの）は存在するが、審査請求人が求める、議事要旨以上に詳細な議事録及び議事メモ以外の文書は作成していないため、存在しないと主張する。

この点、同分科会の議事録として議事要旨が作成されている以上、当該議事要旨以上に詳細な議事録は存在しないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、請求文書①を不存在とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 請求文書②の不開示について

ア 議事要旨の不開示について

請求文書②に該当し得る文書等として議事要旨、議事メモ及び音声データが存在するところ、議事要旨は市ホームページ内にある「本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議」の「答申について」のページにおいて、既に公開されており、一般に容易に入手できるものであることから、開示請求の対象となる「文書等」には該当しない（条例第2条第2号ア）。

したがって、議事要旨を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 議事メモ及び音声データの不開示について

(7) 委員の発言内容の部分等の不開示について

当審議会において確認したところ、実施機関は、令和3年（2021年）4月1日、熊本市本庁舎等整備の在り方について必要な事項を審議するために有識者会議を設置し、同有識者会議は、同年6月2日、熊本市本庁舎の耐震性能について専門的かつ集中的に議論するために耐震性能分科会を設置した。また、同分

科会は、同分科会の審議内容について、調査に関する検証においては、各段階で仮定を含め検証し、必要に応じて再整理しながら進めることも想定されることから、検証段階の情報が公開されることにより、未成熟な情報が確定的情報と誤解され、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあること、及び、専門家の間でも意見が割れている耐震性能について議論する場合において、その審議内容が一般に公表されたとすると、委員が確信を持っていないまでも意見を披露した場合に反論されることや、片言隻句をとらえた批判を受け、自由な発言を躊躇することも想定され、中立的な議論が阻害されるおそれがあることから、旧条例第7条第5号に該当する情報が含まれるとして、熊本市本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議運営要綱第7条に基づき、同分科会を非公開とした。このような同分科会の設置目的やその議事を非公開とした趣旨によれば、同分科会の委員は、検証段階の未成熟な情報や、未だ確信を持っていないような意見を含む具体的な発言が逐一公開されないことを前提として、率直な議論や意見交換をしているものということができる。このような事情に照らすと、音声データ及び同分科会の委員に内容の正確性すら確認していない議事メモが公開されることとなれば、同分科会の議事を非公開とした趣旨が損なわれ、議事が非公開であることを前提として発言した委員との信頼関係を損ないかねず、将来あり得る議事や分科会における参加者に対しても、心理的制約が生じるうえ、率直な議論や意見交換が困難となり、ひいては最終的な意思決定の中立性が損なわれかねない。そうすると、議事メモ及び音声データに記載又は録音された議事の発言内容は、条例第7条第6号に定める市の機関の内部における「審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」に該当するものと認められる。

また、議事メモ及び音声データのうち、実施機関の担当者その他委員以外の関係者による説明部分（以下「本件説明部分」という。）については、委員が議論や意見の交換をする過程において、これらの者に対し質問をし、これに対する回答としてされたものであり、同回答を踏まえて、更に委員が意見を述べるなどしていることが認められ、委員の発言部分と密接不可分な関係にあるから、当該部分が開示されれば委員の発言内容が推測されてしまい、委員の発言部分が開示されたと同様の弊害が生じ得る。したがって、当該部分は委員の発言内容の一部とみるべきものであり、条例第7条第6号所定の不開示情報に該当すると認められる。

したがって、これらの部分を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(4) 議事メモ及び音声データ全体を不開示としたことの妥当性について

議事メモ及び音声データの委員の発言内容及び本件説明部分以外の部分については、既に明らかにされている議題や参加委員の名簿といった議事の内容そのものではない形式的な記載のほか、市ホームページ内において全て公開されている資料に関する記載であると認められることからすると、同部分については開示の意義に乏しく、これを開示しても情報公開制度の趣旨に合致しないといえ、条例第6条第2項ただし書に定める「当該不開示情報部分を除いて開示することがこの条例の趣旨に合致しないと認められるとき」に該当するものと認められる。

よって、全体を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(3) 請求文書③の不開示について

請求文書③に該当し得る文書等として会議資料が存在するところ、会議資料は市ホームページ「本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議 耐震性能分科会」のページにおいて既に公開されており、一般に容易に入手ができるものであることから、開示請求の対象となる「文書等」には該当しない（条例第2条第2号ア）。

したがって、当該会議資料を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(4) 請求文書④の不開示について

請求文書④に該当する文書等として議事メモ及び音声データが存在するところ、上記(2)で述べた通り、当該議事メモ及び音声データを不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(5) 以上より、実施機関の行った本件処分は妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田 道夫
会長職務代理者		河津 典和
委	員	魚住 弘久
委	員	岩橋 浩文
委	員	北野 誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和6年（2024年） 4月18日	熊本市長から諮問（令和6年（2024年）4月17日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和6年（2024年） 9月6日	「情報公開・個人情報保護審議会への申出（書）」の審議を行った。
令和7年（2025年） 9月5日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 10月3日	口頭意見陳述の取扱いに係る審議を行った。
令和7年（2025年） 11月21日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 12月5日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 12月19日	審査請求人の口頭意見陳述を行った。 諮問の審議を行った。
令和8年（2026年） 1月9日	答申案の審議を行った。
令和8年（2026年） 1月23日	答申案の審議を行った。

情 個 審 答 申 第 2 5 号

令和8年（2026年）2月6日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年（2025年）3月28日付け、東総企発第590号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

特定の工事に係る、担当監督職員が受注者に送った、作業時間帯についての考え方が記載してある電子メールの文書等不開示決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等不開示決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和6年（2024年）2月6日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、特定の工事に係る工事打合せ簿（以下「文書①」という。）、文書①の決裁を行うために課長が説明を受けた時の関係資料（以下「文書②」という。）、担当監督職員が受注者に送った作業時間帯についての考え方が記載してある電子メール（以下「文書③」という。）、土木工事施行条件明示一覧表（以下「文書④」という。）、金入り設計書のV0002施行内訳表（以下「文書⑤」という。）の文書等開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 同月20日、実施機関は、本件開示請求のうち、文書①については部分開示決定、文書④及び文書⑤については全部開示決定を行い、文書②及び文書③については文書等不開示決定（以下、文書③の不開示決定を「本件処分」という。）を行った。
- 3 同月22日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 実施機関は「メール記載内容については、市内部で行った協議情報を記載したものの、かつ受注者と意見交換を行っている段階のものであり、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため」条例第7条第6号に該当しているとしているが、「情報公開条例の手引」の不開示情報の具体例を見ても、どこにも当てはまらない。不開示とされた文書は、工事の受発注者間の協議文書の一つであり、会議資料や審議会等の議事録ではない。
- (2) 熊本市の契約監理部技術管理課は、令和3年（2021年）7月に東区土木センター道路課と今回と同じように、市内部で行った協議情報を記載したものを文書開示している。
- (3) 作業時間の変更は、作業を始める前に協議して指示するのが当たり前であり、終わったあとに指示しても意味がない。既に終わっている作業に対して、作業を始める

- 前に変更指示は行っていたという理由付けを作るために日付を変えたのではないか。
- (4) 工事着手前に受注者が作業時間について監督職員から指示を受けたのは口頭指示と不開示文書のみであったということが分かる。つまり、不開示文書は、「意思決定が行われる前の内容確認を行った情報であり、未成熟な情報」という程度のもではなく、不開示文書が施行日直前に受注者にメールで送られ、施工終了後もそれ以外の指示はなかった事からも、不開示文書は最終的な意思決定がなされたあとのものとみなす事が相当ではないか。
- (5) 実施機関は令和5年（2023年）12月14日に受注者に回答を行っているがこれは口頭で行ったものではないか。実施機関の監督職員は、工事の現場施工が完了した後も受注者が催促するまで文書で回答していない。これは職務怠慢で回答を行ったことにはならない。
- (6) 受注者は熊本市公共工事請負契約約款に基づき、書面（工事打合せ簿）で協議を申出しているのに、発注者は書面で回答していない。よって、合意は成立していなかったと言えるのではないか。
- (7) 文書等不開示決定通知書には「受注者と意見交換を行っている段階のもの」とあるが、開示された「工事打合せ簿」の回答日は令和5年（2023年）12月1日となっており、不開示文書が受注者に送信されたのは同月11日午後であることから、この理由は成り立たない。
- (8) 同月11日時点では未成熟な情報であったとしても、不開示と判断した時点では既に工事は終わっていることから、審議、検討などの途中の段階の情報ではないはずである。
- (9) 審査請求人は実施機関の意思決定後に当該文書の開示請求を行っているのであって、検討途中段階の情報を、意思決定前に開示せよとは言っていない。実施機関は意思決定後であっても意思決定前である文書については開示してはならないものと勘違いしている。
- (10) 「当該意思決定が政策決定の一部の構成要素である場合」、「当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる場合など審議、検討等の過程が重層的又は連続的な場合」に該当しない。今回の意思決定は工事の作業時間という施工条件の一つを対象にしたものであり、とても政策と呼べるものではない。当該意思決定は政策決定の一部の構成要素などではなく、契約上の業務に関する一般的な実務上の判断でしかない。
- (11) 実施機関が違法性のある指示を行ったことを示す根幹となる部分であり、今後、このような不適切な指示を行わないようにするために検証しようとすることは公益性に叶うものであり、不当に市民の間に混乱が生じるとは言えない。
- (12) 不開示文書を不開示とすることによる利益を考えた場合、その内容は受発注者間の作業時間の問題であり、市民にとっては安全に工事を行ってもらえばよいだけの

話で、これが公になったとしても「不当」に市民の間に混乱が生じる内容とは到底考えられない。

(13) 工事が完了していることから、今後、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとは考えられない。

(14) 弁明書では、今回の文書を不開示文書の具体例として挙げられている「許認可等行政処分に関する協議等の内容」に類似するとしているが、これは、不特定の一般市民を対象として許認可等の行政処分を行おうとする場合の、内部又は関係機関相互の協議を想定しているものと解すべきである。今回の文書は、特定される受注者を対象とした、受発注者間の協議文書であり、「類似する」と言えるものではない。

2 実施機関の主張

(1) 受発注者間の正式な協議文書ではなく、工事担当者が受注者の意向等を確認するため、率直な意見を取り交わしたものであるとともに、意思決定が行われる前の内容確認を行った情報であり、未成熟な情報であるため、公に公開することにより、市民の誤解や憶測を招くおそれがあると判断したものである。

(2) 協議文書の回答日が令和5年（2023年）12月1日で不開示文書としたメールの送信が同月11日午後とあるが、協議文書の回答日が同月1日となっているのは、指示事項（作業時間の変更）を同月1日から適用させる趣旨で記載したものである。

(3) 不開示とした文書は、工事担当者が受注者の意向等を確認するため率直な意見を取り交わしたものであり、実際には、準備として準備体操やKY活動、作業準備、後片付けとして現場移動や資材取卸等を含んだ道路外での作業時間とすることになったものである。不開示とした文書に係る途中の協議段階においては、道路使用許可時間外に道路上で作業をするような一部不正確なやり取りも含め、誤解を招く可能性のある内容も含まれ、このような、最終的な見解ではない未成熟な途中経過がそのままの内容で公開されることにより、市民や事業者に対して誤解や憶測を招き、混乱を生じさせるおそれがあると判断し不開示としたものである。

(4) 意思決定が行われた後であっても、最終的な見解ではない未成熟な途中経過がそのままの内容で公開されることにより、市民や事業者に対して誤解や憶測を招き、混乱を生じさせるおそれがあると判断し不開示としたものである。

(5) 不開示とした文書の内容は、情報公開条例の手引に具体例として示されている「許認可等行政処分に関する協議等の内容」に類似するものであり、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものと判断したものである。具体例はあくまでも分かりやすく例示されたものであり、具体例と完全に一致しなかったからといって、不開示情報に当たらないとは限らないと思料される。

- (6) 令和3年（2021年）7月に今回と同じように文書開示しているとあるが、文書等開示請求を受けた文書等については、個別に「熊本市情報公開条例に基づく処分に係る審査基準」と照らし合わせて、判断を行っており、過去の事例にはとらわれない。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、文書③である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。なお、本件文書の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 争点について（条例第7条第6号該当性）

本件では、条例第7条第6号の適用が争われているので、その点について検討する。

(2) 条例第7条第6号の規定について

「市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」と規定する。

(3) 「審議、検討又は協議に関する情報」該当性について

「審議、検討又は協議に関する情報」とは、市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人としての意思決定に至るまでの過程の各段階において行われている様々な審議、検討及び協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

これを本件についてみると、文書③は、受発注者間の正式な協議文書ではなく、実施機関の担当者が受注者の意向等を確認するために、当該工事における作業時間帯の変更について内部的に検討した内容等を伝えたものであり、そこに記載された内容は、実施機関内部において、今後の対応方針を決するに至るまでの審議等に関連してやり取りされた情報である。

よって、市の機関内部における「審議、検討又は協議に関する情報」に当たる。

- (4) 「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」該当性について

文書③は、受発注者間の正式な協議文書ではなく、実施機関の担当者が受注者の意向等を確認するために、当該工事における作業時間帯の変更について内部的な検討内容等を伝えたものであり、最終的な決定に至るまでの段階における検討内容等がそのままの内容で公開されるとなると、外部からの圧力、干渉等の影響を受けること等により、当該対応に係る意思決定だけでなく、将来同種の検討等に係る意思決定においても率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれる蓋然性が高く、また、市民や事業者に対して誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせる蓋然性も高い。

よって、当該部分は、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」に該当する。

- (5) 以上より、文書③を不開示とした判断は妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和7年（2025年） 4月7日	熊本市長から諮問（令和7年（2025年）3月28日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和7年（2025年） 12月5日	諮問の審議を行った。
令和7年（2025年） 12月19日	諮問の審議を行った。
令和8年（2026年） 1月9日	諮問の審議を行った。
令和8年（2026年） 1月23日	答申案の審議を行った。
令和8年（2026年） 2月6日	答申案の審議を行った。

情 個 審 答 申 第 2 6 号
令和8年（2026年）2月20日

熊本市長 大西 一史 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検に係る意見について（通知）

令和8年（2026年）1月13日付け戸住発第000387号で依頼のあった住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検について、当審議会特定個人情報保護評価専門部会において審議した結果を踏まえ、下記のとおり意見を提出します。

記

業 務 の 名 称	住民基本台帳に関する事務
担 当 部 署	文化市民局市民生活部戸籍住民課
審議会の意見	特定個人情報ファイルを取り扱う住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価書については、了承します。 【附帯意見】 1. 評価書中「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（本人確認情報ファイル）」のうち、「4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の「特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」の欄の「リスク①」を具体的に記載すること。 2. 同欄の「リスク②に対する措置」に、従事者による情報漏えいを防ぐための措置（カメラ等の私物の持込みを禁止する等）についても追記すること。 3. 交付処理業務においては、来庁者本人とその個人情報とが結び付くことで不正利用のリスクが高まることから、従事者への啓発を積極的に行う等、不正利用の防止に向けた対策を講じること。 4. 業務委託に当たっては、仕様書と実際の運用との整合性が常に図られた状態を保つため、次に掲げる措置を実施すること。 （1）新たな委託業務開始前に、受託業者における運用等が仕様書と整合していることについて十分確認を行うこと。 （2）新たな委託業務開始後においても、仕様書どおりの運用等が適切に行われているかどうか、適宜確認を行うこと。

	(3) 再委託（再々委託以降を含む。以下同じ。）を行う場合には、その再委託先の業務についても受託業者と同様に確認を行うこと。 5. 市は、熊本市情報セキュリティ対策基準等に鑑み、必要な対策を実施したうえで、マイナンバーセンター運營業務におけるセキュリティを確保するとともに、情報技術の進展に応じたセキュリティ対策を検討し、随時改善を図ること。 6. 市は、受託業者が行う情報セキュリティに関する研修が形式的なものにならないよう、適宜その手法等の見直しを検討するよう促すこと。また、市の受託業者に対する監査についても形式的なものとならないよう、適宜その手法等の見直しを検討すること。
--	---

情 個 審 答 申 第 2 7 号
令和8年（2026年）2月20日

熊本市長 大西 一史 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

個人住民税に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検に係る意見について（通知）

令和8年（2026年）1月16日付け税市民発第000688号で依頼のあった個人住民税に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検について、当審議会特定個人情報保護評価専門部会において審議した結果を踏まえ、下記のとおり意見を提出します。

記

業 務 の 名 称	個人住民税に関する事務
担 当 部 署	財政局税務部市民税課
審議会の意見	特定個人情報ファイルを取り扱う個人住民税に関する事務の特定個人情報保護評価書の変更については、了承します。 【附帯意見】 1. ガバメントクラウドへの移行にあたっては、ガバメントクラウド上に構築したシステム運用にかかわる者すべてが、市の監督の対象になるという認識を持ち、特に以下の点については十分に注意の上、実施されたい。 (1) 市は、受託業者（ASP及びガバメントクラウド運用管理補助者含む。以下同じ。）において個人情報の適切な取り扱いがなされるよう受託業者に指導するとともに、監督すること。 (2) 受託業者によるシステム設計、環境設計にあたっては、国の標準仕様書に従っており、かつ市が求める仕様となっているか、システム構築の段階から検証を十分に行うこと。 特に、環境設定については設定誤りが発生しないよう事前の確認を十分に行うとともに、異常イベント検知システムを適切に設定し、設定どおりに発報するか運用開始前に必ず検証すること。 (3) 運用開始後においても、受託業者によるシステムの運用等が仕様書と整合しており、適切に実施されていることについて定期的に監査等を行うこと。また、異常イベント検知システムの発報に対して適切に対応しているかについても定期的に確認すること。 (4) 再委託を行う場合には、その再委託先の業務についても受託業者と同

	様に確認すること。 2. 「中間サーバー・プラットフォーム」については、設定された業務システムに限り連携されるよう、適切に設定するとともに、運用開始後においても適切に運用されているか、監査等により適宜確認すること。 3. 個人住民税に関する事務に係る委託業務先が変更又は終了となる際には、旧委託先の個人住民税に関するデータ及び紙資料等について、確実に抹消、廃棄及び回収等がなされていることを確認すること。
--	---

情 個 審 答 申 第 2 8 号

令和8年（2026年）3月6日

熊本市教育長 遠藤 洋路 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年（2025年）7月18日付け、教政発第000354号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）までの、熊本市立学校（小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等）から熊本市教育委員会へ提出されたいじめ（生徒間・教職員によるもの等全て、軽微なもの・重大なもの問わず全ての内容）に関する報告書等全ての文書等開示（部分開示）決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市教育委員会（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示（部分開示）決定は、一部妥当でない。

同決定のうち、「別紙9－10 2017年度～2021年度まで 熊本市立学校（小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等）から熊本市教育委員会へ提出された『いじめ（生徒間・教職員によるもの等全て、軽微なもの・重大なもの問わず全ての内容）』に関する報告書等全て」を部分開示とした部分を取り消した上で、該当する文書を改めて特定し、開示決定等を行うべきである。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和5年（2023年）3月30日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）までの、熊本市立学校（小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等）から実施機関へ提出された「いじめ（生徒間・教職員によるもの等全て、軽微なもの・重大なもの問わず全ての内容）」に関する報告書等全て（以下「本件文書」という。）を含む複数の文書等（以下「請求文書」という。）について文書等開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 令和5年（2023年）4月17日、実施機関は、本件開示請求に係る文書等の開示決定期限を同年5月12日までとする期限延長の決定を行った。
- 3 同月10日、実施機関は、請求文書のうち、先に開示等を決定する部分に係る期限を同月12日、残りの開示決定等をする部分に係る期限を同年12月28日までとする文書等開示期限の特例延長の決定を行い、請求文書のうち、本件文書以外の文書等の一部について文書等開示（全部開示）決定を行った。
- 4 同月12日、実施機関は、請求文書のうち、本件文書を含む残りの文書等について文書等開示（全部開示）決定（以下「12月決定」という。）を行った。
- 5 令和6年（2024年）3月29日、審査請求人は、12月決定の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。
- 6 同年6月25日、実施機関は、12月決定を取り消した。また、実施機関は、開示等決定に係る期限を同年9月30日とする文書等開示期限の特例延長の決定を行った。

- 7 同年7月5日、実施機関は、審査請求を却下する裁決を行った。
- 8 同年9月30日、実施機関は、本件文書を含む請求文書について文書等開示（部分開示）決定（以下、当該決定のうち、本件文書に係る部分を「本件処分」という。）を行った。
- 9 同年12月31日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 送付されてきた「R2 学校調査報告書01～04」、「R3 学校調査報告書01～18」が求めている文書かどうかは判断できないが、それが開示請求内容に該当する文書であるとしても平成29年度（2017年度）から令和元年度（2019年度）までの文書が入っていない。

文書がないのであれば、情報公開条例第11条第2項に基づき、文書不存在の理由を記載した「不開示決定」を出し、文書が存在していないことを明確にする必要がある。

よって、処分を取り消し、開示請求書の内容どおり全ての年度の「いじめの報告書等」の文書を特定し、部分開示決定処分へのやり直しをすることを求める。

- (2) 請求内容の「いじめに関する報告書」とは、一般的に「事故報告書」と呼ばれている文書のことである。送付されてきた文書に「事故報告書」に当たる「報告書」が入っていない。求めているのは、「熊本市立学校長名で作成され、作成年月日・いじめの発生日・被害者・加害者が記載された熊本市教育委員会宛てに提出された報告書（準ずるものを含む。）」である。

- (3) 文部科学省からの調査のため、実施機関はそれなりにいじめの認知件数把握のために学校からの報告書を収集しているものと推測する。そのような背景のもとで作成・収集された報告書を部分開示してほしい。

- (4) 「いじめに関する学校からの報告」が職員の個人のメモとして作成された場合であっても作成に当たって元の文書が存在するのではないか。

文書の内容から口頭で話を聞いただけで作成できるようなものではなく、学校から提出された報告書をもとに作成したのではないかと推測できる。そうであるならばその元となった文書を特定して部分開示すべき。

- (5) 「いじめに関する学校からの報告」は、そもそも公文書（行政文書）に当たらない。文書名・作成年月日・作成者・宛先が記載されておらず、どの職員間で共有されたのか不明であり、条例で定義されている公文書とは言えない。

どの自治体でも1件の案件につき1件の報告書が作成されている。複数の事案を1

つの文書にまとめたものはいじめに関する報告書と呼ぶことはできない。

一方、「学校いじめ報告書」には、文書、作成日、作成者（校長）・宛先（熊本市教育委員会）が記載されているので、令和２年度（２０２０年度）から令和３年度（２０２１年度）までの文書については行政文書は存在していると言え、１つの事案についての記載がされている。

(6) そもそも旧熊本市個人情報保護条例（平成１３年条例第４３号）に違反して作成された文書で部分開示してはいけない。いじめの報告書は個人情報を収集して作成する公文書として成立するには、実施機関内部で閲覧使用だけでも最低限、文書作成日、作成者、使用目的、情報提供先が記載されているべきであり、旧熊本市個人情報保護条例に違反して作成された文書の可能性が高く、そもそも部分開示決定は不適切である。

(7) 実施機関から審査請求人に対して請求内容に関する問い合わせはなかった。問い合わせをすれば請求者の意図が伝わり文書の特定が容易であったと考える。

2 実施機関の主張

学校調査報告書は令和２年度（２０２０年度）と令和３年度（２０２１年度）しか存在していない。実施機関は、請求人が求めている文書を特定し、平成２９年度（２０１７年度）から令和３年度（２０２１年度）全ての年度において必要な文書の開示を行っている。

第４ 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、本件文書である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。なお、本件文書の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 平成２９年度（２０１７年度）から令和元年度（２０１９年度）までの「学校調査報告書」の存否について

ア 審査請求人は、平成２９年度（２０１７年度）から令和元年度（２０１９年度）までの「学校調査報告書」が開示されていないと主張する。これに対して、実施機

関は、「学校調査報告書」は令和2年度（2020年度）と令和3年度（2021年度）しか存在していないと主張する。

当審議会において実施機関に確認したところ、調査報告書は、重大な事件の場合のみ作成されるものであるとのことであり、平成29年度（2017年度）から令和元年度（2019年度）までにおいてはそのような事件がなかったため作成されていないとのことであった。この実施機関の主張に不自然、不合理な点はない。

したがって、当該文書が存在しないとする実施機関の判断は妥当である。

イ 審査請求人は、文書がないのであれば、文書不存在の理由を記載した「不開示決定」を出し、文書が存在していないことを明確にする必要があると主張する。

文書等開示請求書の記載からすると、審査請求人は、年度ごとの文書の開示請求を個別に行っているのではなく、平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）までのいじめに関する報告書等全ての開示を包括的に求めているものと解される。本件のように包括的な形で開示請求がされた場合には、実施機関においては、開示請求書の記載を合理的に判断して自ら特定を行った文書等についてのみ、開示・不開示の応答をすれば足りるものである。

本件では、実施機関は、審査請求人の請求を包括的な請求としてとらえ、調査した結果、他の文書は存在しないとの判断に基づき開示したものであり、このような状況では、これに加えて他の文書について不存在である旨を示す必要はないものである。

したがって、審査請求人の主張は採用することができない。

(2) 学校からの報告書の特定の要否について

審査請求人は、「熊本市立学校長名で作成され、作成年月日・いじめの発生日・被害者・加害者が記載された熊本市教育委員会宛てに提出された報告書（準ずるものを含む。）」を対象文書として特定すべきと主張する。

当審議会において実施機関に確認したところ、文部科学省に報告するいじめ等の件数把握のために学校から年度ごとに提出させる調査書が存在するとの回答があった。

また、開示された「いじめ概要報告」は、各学校から教育委員会に毎月提出される「生徒指導状況報告（定例報告）」の中の様式4「児童生徒事故・問題行動報告」からいじめ事案を抽出してまとめたものであるとの回答もあり、さらに当該文書は審査請求人による開示請求を受けた後に新たに作成したものであることも判明した。このような実施機関の対応は、情報公開制度の趣旨から逸脱したものであり、妥当とは言えず、実施機関としては、「いじめ概要報告」を対象文書として特定すべきではなかった。

以上を踏まえると、実施機関の判断は妥当ではなく、改めて該当文書を特定し開示決定等を行うべきである。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 付言

審査請求人は、審査請求書において、「決定処分を出す前に請求者に問い合わせをすれば請求者の意図が伝わり、文書の特定が容易であった」と主張する。

本件開示請求に対しては、開示文書が極めて大量であり、かつ開示に相当長期の時間を要することがほぼ確実に予想されたものと考えられ、それゆえ開示請求者が真に必要な情報の開示を迅速に受けることができなくなることも容易に想定された。

このような状況を踏まえると、開示請求を受けた実施機関としては、請求者に問い合わせで請求の意図を確認し、請求者が真に開示を求める文書のみを対象とする請求への補正を提案するなど、迅速かつ的確な開示の実現に向けた対応をとるべきであった。

また、今回、実施機関は「いじめ概要報告」を作成し、部分開示決定をしているが、当該文書については審査請求人からの反論書等により「どの自治体でも1件の案件につき1件の報告書が作成されている。複数の事案を1つの文書にまとめたものはいじめに関する報告書と呼ぶことはできない。」などと述べられていることも踏まえると、これから行う再度の決定への対応も含め、今後は、審査請求人に対して請求の意図を問い合わせるなど、迅速かつ的確な開示の実現に向けた対応を強く求めるものである。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田 道夫
会長職務代理者		河津 典和
委	員	魚住 弘久
委	員	岩橋 浩文
委	員	北野 誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和7年（2025年） 7月25日	熊本市教育長から諮問（令和7年（2025年） 7月18日付け）を受けた。 熊本市教育長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市教育長から弁明書の写しを受理した。 熊本市教育長から反論書の写しを受理した。
令和8年（2026年） 1月9日	諮問の審議を行った。
令和8年（2026年） 1月23日	諮問の審議を行った。
令和8年（2026年） 2月6日	諮問の審議を行った。
令和8年（2026年） 2月20日	答申案の審議を行った。
令和8年（2026年） 3月6日	答申案の審議を行った。

情 個 審 答 申 第 2 9 号
令和8年（2026年）3月30日

熊本市教育長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年（2025年）7月31日付け、教政発第000369号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

令和7年度（2025年度）熊本市立学校教員採用選考試験における模擬授業・個人面接の観点別評価（部分点）に係る保有個人情報の開示をしない旨の決定（不開示）に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市教育委員会（以下「実施機関」という。）の行った保有個人情報の開示をしない旨の決定は、一部妥当でない。

「評価票（模擬授業等）」の面接員の氏名及び面接員が記載したメモ以外の部分並びに「評価票（面接1）」及び「評価票（面接2）」の面接員の氏名以外の部分は開示すべきである。

第2 審査請求の経緯

1 令和6年（2024年）12月1日、実施機関は、「令和7年度（2025年度）熊本市立学校教員採用選考試験【追加募集】【追加募集・第2回】」（以下「本件選考試験」という。）を実施した。

審査請求人は、本件選考試験に志願し、模擬試験及び2回の個人面接を受験したが、同月18日、不合格となった。

2 同月26日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）に基づき、本件選考試験における模擬授業・個人面接の観点別評価（部分点）及び賞罰の有無による加減点の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

3 令和7年（2025年）1月14日、実施機関は、観点別評価（部分点）については不開示を理由として、賞罰の有無による加減点については不存在を理由として、保有個人情報の開示をしない旨の決定を行った（以下、観点別評価（部分点）についての決定を「本件処分」という。）。

4 同年2月21日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 処分庁は、模擬授業及び個人面接の観点別評価を開示することは、評価項目を開示することになり、各試験の評価項目は今後も使用するため、将来にわたって試験の適正な執行に支障を生じるおそれがあり、法律第78条第1項第7号に該当すると主張するが、当該文書の内容は、他の自治体において開示請求により本人への評価の

観点に基づいた評価（部分点）についての開示を実施しているところがあり、熊本市教育長が法律の解釈を誤っている。

- (2) 面接、模擬授業の質問内容例等の開示ではないので、次年度以降の選考にも支障はない。
- (3) 点数がつけられた理由が不透明なので来年度以降の対策が練られない。賞罰を見て不当に低い点数がつけられたとも捉えている（模擬授業、面接の点数が低すぎる。）。
- (4) 本件情報が「適正な実施に支障を及ぼすおそれがある」として不開示としているが、本人の評価に関する情報である以上、その適用は拡張的で不当である。
- (5) 令和6年度、他自治体において開示請求を行い、面接評価、面接官総評が部分開示された。同自治体では別途得点情報は開示されており、熊本市でも不合格者には得点が通知されている。得点と評価はいずれも主観を含みつつ作成された本人情報であるにもかかわらず、評価情報のみを一律に不開示とするのは合理性を欠く。
- (6) 評価の中から面接官名や他者情報を黒塗りすることで、審査請求人本人の部分のみを開示することは可能であり、複数の自治体では実施されている。
- (7) 本人評価は自己改善や適正なキャリア形成のために必要不可欠であり、行政がその開示を一律に拒むことは、説明責任や信頼性に反する。
- (8) 証拠書類（他自治体教育委員会への選考基準の開示請求に協力した大学元教授との共同見解）に「選考基準は請求人に限定して提供される情報ではなく、誰でも入手できるよう、ウェブサイトへの早急な公開が必要」、「試験実施要綱にも選考基準を明示することが受験者の信頼を高める上で必要」とあるので、法律第78条第1項第7号に該当しないことは譲れない。
- (9) 端的にまとめると「受験対策されてしまう」とのことだが、筆記試験、面接試験においては質問内容や模擬授業の内容について同一のものを採用しているのであれば理屈は通るが、毎年試験内容を教育委員会にて作成して実施しているはず。
また、様々な採用試験対策の問題集、面接質問集、過去問集等がでているのを見逃している。大学等専門機関において当該評価項目に絞った対策に近い対策をしている学生が多くいることも無視されている。
評価項目をブラックボックス化することで、熊本市民並びに受験者への説明責任が果たせていない。
- (10) 評価項目の点数を開示できないということは不正に点数を操作しているという疑念が浮かぶ。前科等とは関係ないというのであれば、面接試験の面接官の反応と点数が乖離しすぎている。模擬授業に関しては、著しく点数が低くどこで間違ったのかを知りたい。

2 実施機関の主張

- (1) 模擬授業の試験は、学習指導要領の中から各自で選択した課題について、学級担

任として学級の子どもたちに授業を行う想定で行った後、2名の試験官が質問を通して意欲、適性等について本市の教育担当者としてのふさわしさを見るものである。

また、個人面接の試験は、1回目の面接は2名の試験員から所定のテーマについての受験者の回答等について、2回目の面接は3名の試験員から事前に受験者から提出された面接カードの記載等について質問を通して意欲、適性等について本市の教育担当者としてのふさわしさを見るものである。

いずれの評価も、所定の評価項目に基づいてそれぞれの試験員により行われるものである。受験者には、常日頃から、基礎的な知識の習得、幅広い学究活動、社会活動を通しての人間形成が求められているところ、当該評価項目が開示されれば、模擬授業や質問の受け答えを当該評価項目に沿った形で行うことが容易に予想されることとなり、受験者は当該評価項目に即した対応に多くの時間を費やし、また専ら当該評価項目対策のみを行っていた受験者が有利になる。そうすると、実施機関は教員として適当な受験者を採用できなくなり、将来の選考審査の円滑な執行に著しい支障となる。

- (2) いずれの試験においても、その評価は当該模擬授業及び個人面接での受験者の行動、発言のみで行われているものである。
- (3) 本人の評価に関する情報であっても、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあれば「適正な実施に支障を及ぼすおそれ」に該当する。
- (4) 評価項目を開示している他自治体は、当該自治体における評価項目を開示したとしても選考審査に支障はないと判断したものと推測されるが、選考審査の内容は自治体ごとに異なるものであり、当該自治体が最終的に評価項目をどのように位置づけ、判断しているかは不明である。

したがって、他自治体が評価項目を開示したことをもって、実施機関においても評価項目を開示することによって当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがないということにはならない。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている保有個人情報

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている保有個人情報は、本件選考試験における模擬授業・個人面接の観点別評価（部分点）（以下「本件保有個人情報」という。）である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件保有個人情報について、法律、関係法令、条例、関係資料等を総合的に勘案し、保有個人情報の開示をしない旨の決定時を基準時として、実施機関が行った本件処分の妥当性を判断したものである。なお、本件保有個人情報に

については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、法律等に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 争点

実施機関は、本件開示請求に該当する保有個人情報として「評価票（模擬授業等）」2通、「評価票（面接1）」2通、「評価票（面接2）」3通を特定している。

これらの評価票は、模擬授業及び面接試験の際に各面接員が使用し、試験の結果としての採点を記載したものである。

本件では、これらの保有個人情報の法律第78条第1項第7号該当性が争われているので、この点について検討する。

(2) 法律第78条第1項第7号の規定について

法律第78条第1項第7号は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定する。

この「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」の程度も、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求される。

(3) 「評価票（模擬授業等）」について

ア 面接員の氏名について

当審議会が見分したところ、模擬授業の評価者である面接員の氏名が記載されている。これを開示すると、評価票の作成者が判明し、面接員に対して受験者に対する便宜を与える要求をしたり、面接員に対する不適切な働きかけをしたりするおそれは否定できない。また、面接員が受験者等から批判、反発、苦情及び非難等を受けること等を懸念し、適切な評価に支障が出かねない。

イ 評価項目及び着眼点について

当審議会が見分したところ、評価項目が複数記載されており、各評価項目にはそれぞれ複数の着眼点が記載されている。

これらの記載内容は、いずれも教員採用試験として一般に想定し得る範囲のものであり、これを開示したとしても、受験者にとって殊更に対策が容易になるとは考え難く、実施機関が主張するような、「教員として適当な受験者を採用できなくなり、将来の選考審査の円滑な執行に著しい支障となる」とは認められない。

ウ 各評価項目の配点について

当審議会が見分したところ、それぞれの評価項目には、それぞれの評価項目における配点が記載されている。これらの配点は、いずれの項目も同じ点数配分である。

各評価項目の配点は、これを開示した場合に配点の高い評価項目に受験者が着目し、当該評価項目に即した対応に多くの時間を費やし、また専ら当該評価項目対策のみを行っていた受験者が有利になることが予想されるような場合には、実施機関が主張する「教員として適当な受験者を採用できなくなり、将来の選考審査の円滑な執行に著しい支障となる」可能性があるとも考えられるが、各評価項目の配点が同点である本件においては、これらの情報を開示することによって実施機関が主張するような支障が生じるおそれがあるとは認められない。

エ 各評価項目の得点及び合計得点について

当審議会が見分したところ、各評価項目についての面接員による得点及び各評価項目の得点を合計した合計得点が記載されている。

これらの得点は、当該評価項目に関し面接員が感じた受験者に対する率直な意見を一定の幅の中でどの段階に該当するか判断し点数化したものであり、面接員が、受験者本人が知ることを気にして一定の基準に基づいて客観的に採点されるべき得点を変更するとは考え難く、面接員が受験者にどう思われるかを案じて正しく評価できない可能性があるというような支障が生じるおそれがあるとは認められない。

オ 「校種・教科・単元等」欄、「特記事項」欄及びその他の面接員が記載したメモについて

当審議会が見分したところ、「校種・教科・単元等」欄及び「特記事項」欄の記載は、面接員が評価を実施するに当たって受験者から聞き取った情報や率直な感想などを自由にメモとして書き込んだものである。また、各評価項目の欄内や欄外にも面接員が自由にメモとして書き込んだ記載がある。

これらの記載内容を開示すると、面接員が感じた受験者に対する率直な意見等の記載を躊躇させるなどして、結果として正しく評価できなくなるおそれがあるものと認められる。

カ その他の記載について

当審議会が見分したところ、受験校種等、受験番号、受験者の氏名、模擬授業が実施された日付、場所、グループ名が記載されているが、これらを開示することにより適切な評価に支障があるとは認められない。

キ 結論

以上のとおり、「評価票（模擬授業等）」のうち、面接員の氏名並びに「校種・教科・単元等」欄、「特記事項」欄及びその他の面接員が記載したメモ以外の部分については、法律第78条第1項第7号に該当するものとは認められないから、開示すべきである。

(4) 「評価票（面接1）」及び「評価票（面接2）」について

ア 面接員の氏名について

当審議会が見分したところ、各面接の評価者である面接員の氏名が記載されている。これを開示すると、評価票の作成者が判明し、面接員に対して受験者に対する便宜を与える要求をしたり、面接員に対する不適切な働きかけをしたりするおそれは否定できない。また、面接員が受験者等から批判、反発、苦情及び非難等を受けること等を懸念し、適切な評価に支障が出かねない。

イ 評価項目（観点）及び主な着眼点について

当審議会が見分したところ、「評価項目（観点）」として複数の項目が記載されており、各評価項目にはそれぞれ複数の「主な着眼点」が記載されている。

これらの記載内容は、いずれも教員採用試験としては一般に想定し得る範囲のものであり、これを開示したとしても、受験者にとって殊更に対策が容易になるとは考え難く、実施機関が主張するような、「教員として適当な受験者を採用できなくなり、将来の選考審査の円滑な執行に著しい支障となる」とは認められない。

ウ 各評価項目（観点）の配点について

当審議会が見分したところ、それぞれの評価項目（観点）には、それぞれの評価項目（観点）における配点が記載されている。これらの配点は、いずれの項目も同じ点数配分である。

各評価項目（観点）の配点は、これを開示した場合に配点の高い評価項目（観点）に受験者が着目し、当該評価項目に即した対応に多くの時間を費やし、また専ら当該評価項目対策のみを行っていた受験者が有利になることが予想されるような場合には、実施機関が主張する「教員として適当な受験者を採用できなくなり、将来の選考審査の円滑な執行に著しい支障となる」可能性があるとも考えられるが、各評価項目の配点が同点である本件においては、これらの情報を開示することによって実施機関が主張するような支障が生じるおそれがあるとは認められない。

エ 各評価項目の得点及び合計得点について

当審議会が見分したところ、各評価項目についての面接員による得点及び各評価項目の得点を合計した合計得点が記載されている。

これらの得点は、当該評価項目に関し面接員が感じた受験者に対する率直な意見を一定の幅の中でどの段階に該当するか判断し点数化したものであり、面接員が、受験者本人が知ることを気にして一定の基準に基づいて客観的に採点されるべき得点を変更するとは考え難く、面接員が受験者にどう思われるかを案じて正しく評価できない可能性があるというような支障が生じるおそれがあるとは認められない。

オ 評価の基準について

当審議会が見分したところ、各評価項目（観点）の評定の仕方についての具体的な記載及び評価の基準を示した表が記載されている。

これらの評価の基準は、いずれも教員採用試験として一般に想定し得る範囲の

ものであり、これを開示したとしても、受験者にとって殊更に対策が容易になるとは考え難く、実施機関が主張するような、「教員として適当な受験者を採用できなくなり、将来の選考審査の円滑な執行に著しい支障となる」とは認められない。

カ 評価の留意事項について

当審議会が見分したところ、「評価票（面接１）」には、評価に当たっての留意事項の記載がある。

この留意事項は、教員採用試験として一般に想定し得る範囲のものであり、これを開示したとしても、受験者にとって殊更に対策が容易になるとは考え難く、実施機関が主張するような、「教員として適当な受験者を採用できなくなり、将来の選考審査の円滑な執行に著しい支障となる」とは認められない。

キ その他の記載について

受験校種等、受験番号、対象者の氏名、面接試験が実施された日付、場所、グループ名が記載されているが、これらを開示することにより支障があるとは認められない。

ク 結論

以上のとおり、「評価票（面接１）」及び「評価票（面接２）」に記載された情報のうち、面接員の氏名以外の情報は法律第７８条第１項第７号に該当するものとは認められないから、開示すべきである。

４ 結論

以上により、「第１ 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田 道夫
会長職務代理者		河津 典和
委	員	魚住 弘久
委	員	岩橋 浩文
委	員	北野 誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和7年（2025年） 8月1日	熊本市教育長から諮問（令和7年（2025年） 7月31日付け）を受けた。 熊本市教育長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市教育長から弁明書の写しを受理した。 熊本市教育長から反論書の写しを受理した。
令和8年（2026年） 1月23日	諮問の審議を行った。
令和8年（2026年） 2月6日	諮問の審議を行った。
令和8年（2026年） 2月20日	諮問の審議を行った。
令和8年（2026年） 3月6日	答申案の審議を行った。
令和8年（2026年） 3月30日	答申案の審議を行った。

情 個 審 答 申 第 3 0 号
令和8年（2026年）3月30日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年（2025年）8月5日付け、南総企発第332－1号により諮問を受けました
下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

特定の市道の道路改良事業に係る最適な工法を検討した関係書類の文書等不開示（不存
在）決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等不開示（不存在）決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和6年（2024年）7月17日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、特定の市道の道路改良事業に係る最適な工法を検討した内容で工事完了した証明資料（以下「請求文書①」という。）、及び同事業に係る最適な工法を検討した関係書類（以下「請求文書②」という。）の文書等不開示請求（以下「本件不開示請求」という。）をした。
- 2 同年8月5日、実施機関は、本件不開示請求のうち、請求文書①については、特定の市道の道路改良事業に係る完了検査報告書・完了検査証明書を特定した上で全部不開示決定を行い、請求文書②については、側溝補強の設計検討の書類（安定構造計算書。以下「本件文書」という。）を特定した上で文書等不開示（不存在）決定（以下、本件文書の不開示決定を「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年9月24日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
 - (1) 「完了検査報告書」と「完了検査証明書」の2枚だけで、説明資料や証明資料等が一切なかったがどのように道路の安全を確保したか証明されていない。補強工事を行い当該道路の安全を確保したことの証明を求める。
 - (2) 令和6年度（2024年度）になり買収が必要で「より安全のため」という証明もない。構造（技術）計算書で安全を証明するべきでありこれを求める。
 - (3) 令和5年（2023年）の工事で安全性を確保したのであれば、更に令和6年度（2024年度）に用地買収を行い「より安全のために」なぜ再工事をするのか。無駄でないとの証明を求める。
 - (4) 令和6年度（2024年度）に用地買収を行い補強工事を行うのであれば、その根拠となる構造（技術）計算書で証明するべきで、令和5年度（2023年度）の工

事が安全でなかったと証明するべきであることを求める。

- (5) 「より安全のため」と詭弁を繰り返し、回答しないので、回答しないでよい根拠を求める。
- (6) 「土木センター職員にて補強工事の工法検討を行」ってれば、検討資料（書類）や図面等があるではないか。
- (7) 上司の指示で依頼したものは、2 名以上の組織が関わり作成した資料であるので「個人の検討段階にとどめるメモや資料として存在しているものであり、組織的に実施機関が保有している文書等に該当しないため不存在とした」のは違法ではないか。
- (8) 工法検討書を提出すること。

2 実施機関の主張

- (1) 側溝の補強工事の工法については、令和4年（2022年）6月10日の盛土撤去工事を実施する以前より、土木センター内部において検討を行ってきた。審査請求人より、「敷地へは小石1つも入ることは認めない」との発言があり、それを受けて境界付近の補強工事ができなかったことから、道路側に擁壁を設置し、擁壁と既設側溝をアンカーで結節させる工法にて工事を行った。
- (2) 土木センター職員にて補強工事の工法検討を行い、側溝転倒防止の有効性を、側溝を製作する二次製品メーカーに協力を依頼して安定検討資料により確認しているが、構造計算を行うべき工法ではないと考えている。
- (3) 補強工事により盛土の再設置が必ずしも必要ではないが、令和6年度（2024年度）になり審査請求人宅を訪問した際、「用地買収については、以前から進めろと言っている」との発言があり、用地買収の協力を得られる見込みがたったことから、盛土の再設置により、道路通行者の転落防止などの更なる安全確保が図られるため、より安全であると説明したもの。
- (4) 令和6年（2024年）3月25日に審査請求人が来庁された際に「市に対し用地買収に協力しないとは言っていない」との発言があったため、令和6年度（2024年度）に入り、審査請求人宅を訪問し用地買収に向けた再度の境界立会等の進め方について協議することとした。協議の中で用地買収の必要性について問われたため、令和5年度（2023年度）に施工した補強工事により、盛土の再設置が必ずしも必要ではないが、「当該道路の通行の更なる安全のために、再度用地買収を進めたい」との回答を行った。

第4 審議会の判断

- 1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、本件文書である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。なお、本件文書の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件文書は職員の個人的な検討段階にとどまるメモや資料のため、開示請求の対象となる「文書等」に該当しないと主張し、審査請求人は、本件文書は「文書等」に該当する、請求文書①だけでどのように道路の安全を確保したのか証明されていない等と主張し、これを争っていることから、この点について検討する。

開示の対象となる「文書等」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録」であって、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」をいう（条例第2条第2号）。そして、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に係る事案の裁判例（東京高裁平成18年（行コ）第246号同19年2月14日判決等）の趣旨に鑑みれば、「組織的に用いる」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のものを意味すると解され、「組織的に用いる」ものといえるかどうかは、当該文書の作成又は取得の状況、当該文書の利用の状況、保存又は廃棄の状況などを総合的に考慮して実質的な判断を行うのが相当である。

当審議会が見分したところ、本件文書は上司の指示により担当職員が業者に依頼して作成された文書であるものの、当該上司の指示は業者を指定するなどの具体的な内容を伴った指示ではなかったことを確認した。また、本件文書は、当該職員のみが使用することを予定して当該職員のみが使用する業務用パソコンに保存されており、当該職員以外の職員が利用できる状況にはなかった。さらに、道路側溝補強工事实施に当たっての起案文書には、本件文書を基に作成された補強詳細図を含む計画平面図は添付されているものの、本件文書の添付はなく、また本件文書が起案とは別に決裁過程で具体的に共有されている事実は確認できなかった。

以上のような安定構造計算に係る資料の取扱いは、当審議会が見分したところの熊本市の工事関連業務の一般的な事務取扱いに照らし、明らかに不合理とはいえないものである。

以上より、本件文書は、取得、作成及び利用の状況を総合的に考慮すると、実質的に組織としての共用文書の実質を備えた状態ではなく「組織的に用いる」ものであるとはいえない。

したがって、本件文書は「文書等」に当たらず、不存在とした判断は妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田 道夫
会長職務代理者		河津 典和
委	員	魚住 弘久
委	員	岩橋 浩文
委	員	北野 誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和7年（2025年） 8月20日	熊本市長から諮問（令和7年（2025年）8月5日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和8年（2026年） 2月6日	諮問の審議を行った。
令和8年（2026年） 2月20日	諮問の審議を行った。
令和8年（2026年） 3月6日	諮問の審議を行った。
令和8年（2026年） 3月30日	答申案の審議を行った。

情 個 審 答 申 第 3 1 号
令和8年（2026年）3月30日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年（2025年）9月4日付け、南総企発第384号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

特定の市道の道路改良事業に係る安定計算書の文書等不開示（不存在）決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等不開示（不存在）決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和7年（2025年）4月28日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、特定の市道の道路改良事業に係る用地買収に伴う土地家屋調査士との委託関係書類等（以下「請求文書①」という。）、及び同事業に係る安定計算書（以下「請求文書②」という。）の文書等開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 同年5月21日、実施機関は、本件開示請求のうち、請求文書①については、支出負担行為書等を特定した上で部分開示決定を行い、請求文書②については、安定計算書（以下「本件文書」という。）を特定した上で文書等不開示（不存在）決定（以下、本件文書の不開示決定を「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年6月7日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 安全の証明はしない、安定計算書と言いながら間違った資料を添付する、それを咎めると今度は不存在であるとして開示しない。チグハグでデタラメな回答をなぜしたのか。最適な工法とは何だったのか求めているので、これに対して回答するべきである。安全を確保したとのことであるので、構造（技術）計算書で証明するべきである。
- (2) あえて令和6年度（2024年度）用地買収を行い、補強工事を行うのであれば、その根拠となる構造（技術）計算書で証明するべきで、前回工事したのは安全ではなかったと証明するべき。
- (3) 監査委員の裁定のとおり、擁壁工法で行うか、盛土工法で行うかで用地買収面積は異なるのに一切示さない。「道路管理者は速やかに擁壁等を用いて路肩の保護を図るなど、当該道路の安全を確保する」との監査委員の裁定を熊本市は無視していいの

か。

- (4) 行政文書の定義に当てはまるのに開示しないのは、不開示理由の悪用・濫用である。

ア 「職務上作成」：職員が職務として、その工事の安全性を確保するために作成または業者から取得したもので、上司の指示により担当が業者に依頼したと私に回答している。

イ 「組織的な利用管理」：その計算書は、単に個人の頭の中にあるアイデアではなく、設計の根拠として、上司の指示により業者に担当が依頼したもので、他の担当者と共有されたり、最終的な設計図書の一部として保管されたりしているはずである。

ウ 「公共の安全に関わる重要性」：特に、民有地に食い込んでいた盛土を撤去したという状況では、その後の地盤の安定性や周辺への影響は、住民の生命、身体、財産に関わる重大な情報である。

- (5) 熊本市は道路工事に当たって、安定計算（構造計算）もせず、安全性を確かめず工事しているのか。施工何いの決裁で安全性は説明しなければならず、安定計算は必要であるので、不開示としたのは不当である。

- (6) 職員個人の検討資料で道路工事を行っていいのか。その根拠となる法律や条例等は、何によるものか。職員個人の検討資料で公共工事は行えないので、不開示としたのは不当である。

2 実施機関の主張

- (1) 工法検討については、担当職員が業者に依頼して作成させたデータを個人のパソコンに保存しており、個人の検討段階にとどまるメモや資料として存在しているものであるため、組織的に実施機関が保有している文書等には該当しないと判断した。

- (2) もし、これが開示になるものになったとしても、検討段階中の資料であることから、(旧) 条例第7条第5号及び第6号にある審議、検討等に関する情報や事務事業に関する情報であるため不開示となるものと判断する。

- (3) 組織的に実施機関が保有している文書等には該当しないため、不存在の決定になると判断する。

- (4) データが保存されているのは、職員に貸与された市所有のパソコンである。

- (5) 担当職員が保存していたデータは、上司の指示により担当職員が業者に依頼したものであるが、実際に組織的に用いることはなく、担当職員の個人的な検討段階にとどまるメモや資料として保存されているものであるため、開示の対象となる文書等には該当しないものと判断した。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、本件文書である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。なお、本件文書の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件文書は職員の個人的な検討段階にとどまるメモや資料のため、開示請求の対象となる「文書等」に該当しないと主張し、審査請求人は、本件文書は「文書等」に該当すると主張し、これを争っていることから、この点について検討する。

開示の対象となる「文書等」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録」であって、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」をいう(条例第2条第2号)。そして、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に係る事案の裁判例(東京高裁平成18年(行コ)第246号同19年2月14日判決等)の趣旨に鑑みれば、「組織的に用いる」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のものを意味すると解され、「組織的に用いる」ものといえるかどうかは、当該文書の作成又は取得の状況、当該文書の利用の状況、保存又は廃棄の状況などを総合的に考慮して実質的な判断を行うのが相当である。

当審議会が見分したところ、本件文書は上司の指示により担当職員が業者に依頼して作成された文書であるものの、当該上司の指示は業者を指定するなどの具体的な内容を伴った指示ではなかったことを確認した。また、本件文書は、当該職員のみが使用することを予定して当該職員のみが使用する業務用パソコンに保存されており、当該職員以外の職員が利用できる状況にはなかった。さらに、道路側溝補強工事实施に当たっての起案文書には、本件文書を基に作成された補強詳細図を含む計画平面図は添付されているものの、本件文書の添付はなく、また本件文書が起案とは別に決裁過程で具体的に共有されている事実は確認できなかった。

以上のような安定構造計算に係る資料の取扱いは、当審議会が見分したところの熊本市の工事関連業務の一般的な事務取扱いに照らし、明らかに不合理とはいえないも

のである。

以上より、本件文書は、取得、作成及び利用の状況を総合的に考慮すると、実質的に組織としての共用文書の実質を備えた状態ではなく「組織的に用いる」ものであるとはいえない。

したがって、本件文書は「文書等」に当たらず、不存在とした判断は妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和7年（2025年） 9月10日	熊本市長から諮問（令和7年（2025年）9月4日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。
令和8年（2026年） 2月6日	諮問の審議を行った。
令和8年（2026年） 2月20日	諮問の審議を行った。
令和8年（2026年） 3月6日	諮問の審議を行った。
令和8年（2026年） 3月30日	答申案の審議を行った。

情 個 審 答 申 第 3 2 号
令和8年（2026年）3月30日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年（2025年）8月5日付け、南総企発第332－2号により諮問を受けました
下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

特定の市道の道路改良事業に係る側溝補強の設計検討書類の文書等不開示（不存在）決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等不開示（不存在）決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和6年（2024年）9月9日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、特定の市道の道路改良事業に係る側溝補強の設計検討書類の文書等開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 同月17日、実施機関は、本件開示請求に対し、文書等不開示（不存在）決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同月27日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 補強工事を行い当該道路の安全を確保したことの証明を求める。
- (2) 最適な工法とは何だったのか求めているので、これに対して回答すべきである。
- (3) 安全を確保したとのことであるので、構造（技術）計算書で証明すべきである。
- (4) 盛土しなかった場合の側溝の転倒防止対策として行ったのであれば、なぜ令和6年（2024年）8月21日と同年9月20日に用地買収の境界立会を私に求め、用地買収するのか全くチグハグでデタラメな行為である。
- (5) 当該道路の安全を確保したところですが、更に側溝側に盛土すれば二重工事であるので、無駄でないとの技術的な計算書等の証明書を求める。
- (6) 令和6年度（2024年度）に用地買収を行い補強工事を行うのであれば、その根拠となる構造（技術）計算書で証明するべきで、令和5年度（2023年度）の工事が安全でなかったと証明するべきであることを求める。
- (7) 熊本市長の署名入りで広報課から来た文書と開示請求の回答内容とは大きく違い、矛盾だらけで買収相手に安全の証明をせず、詭弁を使い、騙す行為に対し、審査請求を求める。

2 実施機関の主張

- (1) 側溝の補強工事の工法については、令和4年（2022年）6月10日の盛土撤去工事を実施する以前より、土木センター内部において検討を行ってきた。
- (2) 審査請求人の求める構造計算については、二次製品である側溝を設置後、道路側に擁壁を設置し、擁壁と既設側溝をアンカーで結節させる工法をとっており、構造計算を行うべき工法ではないと考え、土木センターの職員により工法選定したと回答したものである。
- (3) 今回の補強工事における側溝転倒防止の有効性については、側溝を製品メーカーに協力を依頼して安定検討資料により確認している。
- (4) 令和6年（2024年）3月25日に審査請求人が来庁された際に「市に対し用地買収に協力しないとは言っていない」との発言があったため、令和6年度（2024年度）に入り、審査請求人宅を訪問し用地買収に向けた再度の境界立会等の進め方について協議することとした。
- (5) 協議の中で用地買収の必要性について問われたため、令和5年度（2023年度）に施工した補強工事により、盛士の再設置が必ずしも必要ではないが、「当該道路の通行の更なる安全のために、再度用地買収を進めたい」との回答を行った。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、側溝補強の設計検討書類（安定構造計算書。以下「本件文書」という。）である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。なお、本件文書の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件文書は職員の個人的な検討段階にとどまるメモや資料のため、開示請求の対象となる「文書等」に該当しないと主張し、審査請求人は、本件文書は「文書等」に該当すると主張し、これを争っていることから、この点について検討する。

開示の対象となる「文書等」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録」であって、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」をいう（条例第2条第2号）。そして、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に係

る事案の裁判例（東京高裁平成18年（行コ）第246号同19年2月14日判決等）の趣旨に鑑みれば、「組織的に用いる」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のものを意味すると解され、「組織的に用いる」ものといえるかどうかは、当該文書の作成又は取得の状況、当該文書の利用の状況、保存又は廃棄の状況などを総合的に考慮して実質的な判断を行うのが相当である。

当審議会が見分したところ、本件文書は上司の指示により担当職員が業者に依頼して作成された文書であるものの、当該上司の指示は業者を指定するなどの具体的な内容を伴った指示ではなかったことを確認した。また、本件文書は、当該職員のみが使用することを予定して当該職員のみが使用する業務用パソコンに保存されており、当該職員以外の職員が利用できる状況にはなかった。さらに、道路側溝補強工事実施に当たっての起案文書には、本件文書を基に作成された補強詳細図を含む計画平面図は添付されているものの、本件文書の添付はなく、また本件文書が起案とは別に決裁過程で具体的に共有されている事実は確認できなかった。

以上のような安定構造計算に係る資料の取扱いは、当審議会が見分したところの熊本市の工事関連業務の一般的な事務取扱いに照らし、明らかに不合理とはいえないものである。

以上より、本件文書は、取得、作成及び利用の状況を総合的に考慮すると、実質的に組織としての共用文書の実質を備えた状態ではなく「組織的に用いる」ものであるとはいえない。

したがって、本件文書は「文書等」に当たらず、不存在とした判断は妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田 道夫
会長職務代理者		河津 典和
委	員	魚住 弘久
委	員	岩橋 浩文
委	員	北野 誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和7年（2025年） 10月17日	熊本市長から諮問（令和7年（2025年）8月5日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和8年（2026年） 2月6日	諮問の審議を行った。
令和8年（2026年） 2月20日	諮問の審議を行った。
令和8年（2026年） 3月6日	諮問の審議を行った。
令和8年（2026年） 3月30日	答申案の審議を行った。

熊本市の情報公開と個人情報保護

令和7年度（2025年度）運用状況報告書

発行 令和8年9月

編集 熊本市総務局行政管理部法制課
情報公開窓口

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号